

広島市報

定期第1112号
令和5年1月31日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

条 例

- 広島市附属機関設置条例の一部を改正する
条例（第45号）……………4
- 広島市似島歓迎交流センター条例（第46
号）……………4
- 広島市食品ロス削減推進条例（第47号）……………7
- 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末
手当に関する条例の一部を改正する条例
（第48号）……………10
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例（第49号）……………10
- 一般職の職員の給与に関する条例等の一部
を改正する条例（第50号）……………10
- 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計
画）地区計画の区域内における建築物の制
限に関する条例の一部を改正する条例（第
51号）……………24

規 則

- 広島市企画総務局指定管理者指定審議会規
則（第69号）……………25
- 広島市似島歓迎交流センター条例施行規則
（第70号）……………26
- 広島市国民健康保険規則の一部を改正する
規則（第71号）……………27
- 一般職の職員の給与に関する条例施行規則
等の一部を改正する規則（第72号）……………27
- 技能業務職員の給与に関する規則の一部を
改正する規則（第73号）……………28
- 広島市会計規則の一部を改正する規則（第
74号）……………29

告 示

- 都市計画法による広島圏都市計画（広島平
和記念都市建設計画）生産緑地地区の変更……………30
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者
及び指定介護予防サービス事業者の指定……………30
- 広島市介護予防・日常生活支援総合事業の
事業者指定等に関する要綱による指定事業
者の指定……………30
- 介護保険法による指定地域密着型サービス
事業者又は指定地域密着型介護予防サービ
ス事業者の指定……………30

- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者
の指定……………31
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店
舗の届出事項の変更の届出 2件……………31
- 広島市市税条例による寄附金の指定の取消
し……………32
- 広島市市税条例による寄附金の指定……………32
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店
舗の届出事項の変更の届出 3件……………32
- 地方自治法による指定納付受託者の指定……………33
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店
舗の新設の届出……………34
- 開発行為に関する工事の完了……………34
- 物品出納員事務の一部委任の解除……………34
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律による医療扶助のための医療を担当する
機関の指定の更新 2件……………35
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律による医療扶助のための医療を担当する
機関の指定……………35
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律による指定医療機関の廃止の届出……………35
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律による指定医療機関からの変更の届出……………35
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律による医療扶助のための施術者からの変
更の届出……………36
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律による医療扶助のための施術者の廃止の
届出……………36
- 市道の路線の廃止……………36

○市道の路線の認定.....36	舗の届出事項の変更の届出 4 件.....45
○道路の区域決定.....37	○広島市吉島老人いこいの家の指定管理者の指定.....47
○道路の供用開始.....38	○介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出.....47
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....38	○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止の届出.....47
○旧広島市民球場跡地イベント広場内の園路の呼称の決定.....39	○介護保険法による指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出.....47
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....39	○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止の届出.....47
○公共下水道の供用開始.....39	○広島市市税条例による寄附金の指定.....48
○公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理開始.....40	○放置自転車等の撤去（中区）.....48
○農業集落排水処理施設の供用開始.....40	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....48
○自転車等の所有権の取得.....40	○放置自転車等の撤去（中区）.....48
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 2 件.....40	○区物品出納員の事務の一部委任（中区）.....48
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....41	○放置自転車等の撤去（中区）.....48
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関からの変更の届出.....42	○区物品出納員の事務の一部委任の解除（中区）.....48
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....42	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....48
○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）区域区分の変更.....42	○放置自転車等の撤去（中区） 2 件.....49
○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）用途地域の変更.....42	○建築基準法による道路の位置の指定（東区）.....49
○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）防火地域及び準防火地域の変更.....43	○放置自転車の撤去（東区）.....49
○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道の変更.....43	○放置自転車等の撤去（南区） 2 件.....49
○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の変更 2 件.....43	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....49
○建築基準法による広島圏都市計画区域内の用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物の容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの限度の変更.....44	○放置自転車等の撤去（南区） 2 件.....49
○路上駐車場の休止.....45	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....50
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店	○放置自転車等の撤去（南区） 3 件.....50
	○区出納員事務の一部委任（南区） 2 件.....50
	○放置自転車等の撤去（南区）.....50
	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....50
	○放置自転車等の撤去（南区） 2 件.....51
	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....51
	○放置自転車等の撤去（西区） 2 件.....51
	○建築基準法による道路の指定（西区）.....51
	○放置自転車等の撤去（西区） 4 件.....51
	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区） 2 件.....52
	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....52

○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐南区）……………52

○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐南区）……………52

○道路の区域変更（安佐南区）……………53

○道路の供用開始（安佐南区）……………53

○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）……………53

○建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）……………53

○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐北区）……………53

○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐北区）……………53

○市街化区域内の水路の変更（安佐北区）……………53

○路線名等を定める法定外公共物の指定（安佐北区）……………54

○市街化区域内の水路の指定（安佐北区）……………54

○放置自転車等の撤去（安芸区）……………54

○長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区） 2件……………54

○放置自転車等の撤去（佐伯区）……………54

○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（佐伯区）……………54

○放置自転車等の撤去（佐伯区）……………55

○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……………55

○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（佐伯区）……………55

○放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件……………55

○建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）……………55

○放置自転車等の撤去（佐伯区）……………55

○道路の区域変更（佐伯区）……………55

○道路の供用開始（佐伯区）……………56

区 告 示

○住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（南区）……………56

選 管 告 示

○令和4年12月1日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数……………56

○公印の印影印刷 3件……………56

人事委員会規則

○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第11号）……………57

教育委員会告示

○広島市教育委員会議（定例会）の開催……………57

水道局規程

○広島市水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（第8号）……………57

監 査 公 表

○監査の結果（指摘事項）に対する措置の内容の公表……………60

○令和4年10月28日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求についての監査結果の公表……………61

条 例

広島市条例第 45 号
令和 4 年 1 月 22 日

広島市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市附属機関設置条例の一部を改正する条例

広島市附属機関設置条例（昭和 28 年広島市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

広島市住居表示審議会	市長の諮問に応じ、住居表示に関する重要な事項を審議すること。	を
広島市企画総務局指定管理者指定審議会	市長の諮問に応じ、企画総務局の所管に係る公の施設の指定管理者の指定に関する事項を審議すること。	
広島市住居表示審議会	市長の諮問に応じ、住居表示に関する重要な事項を審議すること。	に

改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

広島市条例第 46 号
令和 4 年 1 月 22 日

広島市似島歓迎交流センター条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市似島歓迎交流センター条例

（目的及び設置）

第 1 条 似島の住民が、似島への来訪者を歓迎し、その恵まれた自然環境や貴重な歴史的・文化的遺産を生かした市民の交流、体験等の活動（以下「交流体験等活動」という。）が行える場を提供する拠点を設けることにより、市民の交流等を促進し、地域の活性化を図るとともに、観光の振興等に資するため、広島市似島歓迎交流センター（以下「歓迎交流センター」という。）を設置する。

（位置）

第 2 条 歓迎交流センターは、広島市南区似島町宇東大谷 1 8 2 番地に置く。

（事業）

第 3 条 歓迎交流センターは、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 似島における交流体験等活動の拠点としての事業

- (2) 地域の活性化及び観光の振興に関する事業
- (3) その他市長が必要と認める事業
(使用の許可)

第 4 条 歓迎交流センターの施設及び附属設備（市長の定める施設及び附属設備に限る。次条第 2 項において同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、歓迎交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

3 市長は、第 1 条の目的以外の目的に使用する場合であっても、使用の用途が適当であると認めるときは、第 1 項の許可をすることができる。
(使用の制限)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項の許可をしない。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 歓迎交流センターの施設又は設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 使用の性質が騒じょうを起すおそれがあるとき。
- (4) その他管理運営上支障があるとき。

2 歓迎交流センターの施設及び附属設備は、引き続き 7 日を超えてはその使用を許可しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（入場の制限）

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (3) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (4) その他管理運営上支障があると認められる者

（行為の禁止）

第 7 条 歓迎交流センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 秩序若しくは風俗を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (3) 所定の場所以外で飲酒し、又は火気を使用すること。
- (4) その他管理運営上支障があると認められる行為をすること。

（行為の制限）

第 8 条 歓迎交流センターにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 行商、募金、出店、興行その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために歓迎交流センターの全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可をする場合においては、第 4 条第 2 項の規定を準用する。

<p>(特別設備の設置等の許可)</p> <p>第9条 歓迎交流センターの施設又は附属設備を使用する場合において、特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の許可をする場合においては、第4条第2項の規定を準用する。</p> <p>(権利の譲渡又は転貸の禁止)</p> <p>第10条 この条例の規定による許可を受けた者(以下「使用者等」という。)は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者等に対して、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 使用者等がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者等が許可に付された条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第12条 使用者等は、その許可に係る使用若しくは行為を終了したとき、又はその許可を取り消されたときは、直ちにその使用又は行為に係る施設又は附属設備を原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>2 使用者等が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行</p>	<p>(1) 利用者の平等な歓迎交流センターの利用が確保されること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、歓迎交流センターの設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書に沿った歓迎交流センターの管理を安定して行う能力を有していること。</p> <p>3 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第17条 指定管理者は、歓迎交流センターの管理を行うに当たっては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 歓迎交流センターの事業の実施に関すること。</p> <p>(2) 歓迎交流センターの使用の許可に関すること。</p> <p>(3) 歓迎交流センターへの入場の制限に関すること。</p> <p>(4) 歓迎交流センターにおける行為の許可に関すること。</p> <p>(5) 歓迎交流センターの特別設備の設置等の許可に関すること。</p> <p>(6) 歓迎交流センターの施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(7) その他市長が定める業務</p> <p>(利用料金等)</p> <p>第19条 第4条第1項若しくは第8条第1項の許可を受けた者又は歓迎交流センターのプール施設(以下「プール施設」という。)を使用しよ</p>
<p>し、その費用を使用者等から徴収する。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第13条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>(市の損害賠償責任)</p> <p>第14条 本市は、第11条の規定による処分により、使用者等が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 歓迎交流センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により歓迎交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合における第4条、第5条、第8条、第9条及び第11条の規定の適用については、第4条第1項中「市長の許可」とあるのは「第15条第1項の指定管理者の許可」と、同条第2項及び第3項、第5条第2項ただし書、第8条第1項、第9条第1項並びに第11条中「市長」とあるのは「第15条第1項の指定管理者」とする。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第16条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に適合するもの以外のものに対し行ってはならない。</p>	<p>うとする者は、指定管理者にその使用又は行為に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、第4条第1項又は第8条第1項の許可を受けた者にあつては許可の際、プール施設を使用しようとする者にあつては当該使用の際支払わなければならない。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。</p> <p>(1) 第4条第1項の許可を受けた者又はプール施設を使用しようとする者 別表第1に掲げる額</p> <p>(2) 第8条第1項の許可を受けた者 別表第2に掲げる額</p> <p>4 宿泊棟又はコテージの使用の予約をした者が当該使用の許可を申請しない場合等において、指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、その者から当該使用に係る利用料金の額の範囲内の金額を収受することができる。</p> <p>5 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>6 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免し、又は返還することができる。</p> <p>7 指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、市長が歓迎交流センターの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、第3項各号に定める額の範囲内において市長が定める額の使用料を徴収する。</p>

8 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 6 項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第 1 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、第 2 項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 4 項中「指定管理者は、市長の承認を受けて」とあるのは「市長は、その」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「収受する」とあるのは「徴収する」と、第 6 項中「指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、別表第 1 及び別表第 2 中「金額」とあるのは「使用料の額」と読み替えるものとする。

（呼称）

第 2 0 条 市長は、歓迎交流センターの呼称を定めることができる。

2 市長は、前項の規定により呼称を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（委任規定）

第 2 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第 3 項の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 使用許可等の手続、指定管理者の指定に関し必要な行為その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（広島市少年自然の家条例の一部改正）

3 広島市少年自然の家条例（昭和 5 3 年広島市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市三滝少年自然の家条例

第 1 条中「本市に少年自然の家」を「広島市三滝少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（位置）

第 2 条 少年自然の家は、広島市西区三滝本町一丁目 7 3 番地の 2 0 に置く。

第 5 条第 1 項前段を次のように改める。

少年自然の家を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

第 7 条第 1 項中「第 5 条第 1 項の規定により使用の許可を受けた者、プール施設を使用しようとする者及びカヌーをプール施設内で」を「少年自然の家の宿泊室（以下「宿泊室」という。）を」に改め、「（以下「使用者」という。）」を削り、同条第 2 項本文を次のように改める。

前項の使用料は、使用許可の際納付しなければならない。

第 8 条中「使用者」を「宿泊室を使用する者」に改める。

第 9 条中「一」を「いずれか」に改め、同条第 1 号中「使用者」を「宿泊室を使用する者」に改める。

第 1 0 条中「使用者」を「第 5 条第 1 項の許可を受けた者（以下「使

用者」という。）」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

区 分	単 位	使 用 料 の 額	
		小 人	大 人
少年等が使用する 場合	1 人 1 泊につき	4 1 0	8 5 0
少年等以外の者が 使用する場合	1 人 1 泊につき	6 5 0	1, 3 3 0

備考 この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で 1 5 歳に達する日の翌日から 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にないものをいう。

別表第 1（第 1 9 条関係）

(1) 施設

区 分		単 位	金 額
大浴場棟	大浴場（宿泊者以外の者が使用する 場合）	小人	1 人 1 回につき 2 0 0
		大人	1 人 1 回につき 4 8 0
	大研修室	3 時間まで	8, 8 7 0
		3 時間を超える 1 時間までごとに	2, 9 4 0
食堂棟	研修室 1	3 時間まで	5, 6 5 0
		3 時間を超える 1 時間までごとに	1, 8 8 0
	研修室 2	3 時間まで	5, 6 5 0
		3 時間を超える 1 時間までごとに	1, 8 8 0
	研修室 3	3 時間まで	3, 2 2 0
		3 時間を超える 1 時間までごとに	1, 0 6 0
	研修室 4	3 時間まで	3, 2 2 0
		3 時間を超える 1 時間までごとに	1, 0 6 0

宿泊棟	少年団体等で使用する 場合	小人	1人1泊につき	410
		大人	1人1泊につき	850
	少年団体等以外の団体又は個人で使用する 場合	小人	1人1泊につき	650
		大人	1人1泊につき	1,330
コテージ	宿泊で使用する 場合		1室1泊につき	60,000
	休憩で使用する 場合		1室1時間につき	3,150
プール施設	小人		1人1回につき	250
	大人		1人1回につき	490

備考

- この表において「宿泊者」とは、宿泊棟を使用し、又はコテージを宿泊で使用する者をいう。
- この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最

初の3月31日までの間にないものをいう。

- この表において「少年団体等」とは、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下「小中学校等」という。）及び小中学校等に在学する者を対象とする活動を組織的かつ継続的に行う団体をいう。

(2) 附属設備 市長の定める額

別表第2（第19条関係）

区 分	単 位	金 額
行商、募金、出店、興行その他これらに類する行為をする 場合	1平方メートル1日 につき	200 円
業として写真を撮影する場合	1人1日につき	640
業として映画を撮影する場合	1日につき	13,200
競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行う場 合	1平方メートル1日 につき	40

備考

- 金額が平方メートルを単位として定められている場合において、許可に係る面積が0.01平方メートル未満であるとき、又はその面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てる。

2 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行う場合において、次に掲げる場合に該当するときの金額は、それぞれに定める額の範囲内で市長が定める額とする。

- 営利を目的とする場合 この表により算定した額の5倍に相当する額
- 営利を目的としないで入場料、観覧料その他これらに類する金銭を徴収する場合 この表により算定した額の3倍に相当する額

広島市条例第47号

令和4年12月22日

広島市食品ロス削減推進条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市食品ロス削減推進条例

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、流通、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄されている。

この現状は、とても「もったいない」ことであり、食品ロスの削減により、まだ食べることができる食品を廃棄することなく、可能な限り食品として活用していくことが重要となっている。

さらに、食品ロスの削減は、食品の生産等に関わる資源等の無駄な使用の抑制、地方公共団体における廃棄物処理に要する経費の軽減等につながることから重要である。

また、世界は今、持続可能な社会を実現させ、それを将来の世代に引き継ぐ上で重要な時期を迎えており、食品ロスの削減は、そのために誰もが取り組める身近な課題となっている。

このような状況の中、本市においては、広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中に位置付ける食品ロス削減推進計画等に基づいて食品ロスの削減に関する施策を実施しているが、今後は、食品ロスの削減に主眼を置いた施策の更なる充実とともに、貧困対策等を含めた幅広い分野にわたる施策の展開が求められる。

また、食品ロスの削減のためには、誰もが食品ロスを他人事ではなく私

が事として捉え、これへの理解と行動の変革が広がるよう、本市、事業者、消費者等の多様な主体が連携して推進していくことが必要である。その上で、あらゆる主体において、食べ物を大切にす文化を再認識しながら、子どもたちに明るい未来を託せるよう覚悟を持って行動を変革していくことが求められる。

このような認識の下、本市における食品ロスの削減を推進し、もって持続可能な社会の実現に寄与することを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 1 9 号）の趣旨のっとり、食品ロスの削減に関し、本市及び事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、本市の施策の基本となる事項を定めることにより、食品ロスの削減に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「食品」とは、飲食物品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号）第 2 条第 1 項に規定する医薬品、同条第 2 項に規定する医薬部外品及び同条第 9 項に規定する再生医療等製品以外のものをいう。

2 この条例において「食品ロスの削減」とは、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。

(本市の責務)

第 3 条 本市は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連

携を図りつつ、本市の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、自らの事業活動に関し、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、自らの事業活動に関し、本市が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(消費者の役割)

第 5 条 消費者は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、日常生活の中で食品ロスの削減のために自らができることを考え、賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限をいう。第 1 6 条第 2 項第 3 号及び第 3 項第 2 号において同じ。）及び消費期限

（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限をいう。第 1 6 条第 3 項第 2 号において同じ。）を正確に理解した上で、食品の購入、保存又は調理の方法を改善すること等により食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第 6 条 本市、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体、学校その他の関係者は、食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(食品ロス削減推進計画)

第 7 条 市長は、食品ロスの削減に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食品ロスの削減の推進に関する法律第 1 3 条第 1 項に規定する食品ロスの削減の推進に関する計画（以下「食品ロス削減推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、食品ロス削減推進計画を定めるに当たっては、環境、消費生活、保健、福祉、産業振興、教育その他の食品ロスの削減に関連する分野における施策相互の有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

3 市長は、食品ロス削減推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、食品ロス削減推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前 3 項の規定は、食品ロス削減推進計画の変更について準用する。

6 市長は、毎年、食品ロス削減推進計画に基づく施策の実施状況を広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会及び市議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(普及啓発、教育及び学習の振興等)

第 8 条 本市は、消費者、事業者等が、食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進するため、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。

(1) 消費者に対し、日常生活の中で食品ロスの削減について意識し、そのために自らができることを考え、それを実践するための啓発及び知識の普及を図るために必要な施策

(2) 消費者に対し、環境、消費生活及び食育に関する施策と連携して食品ロスの削減についての啓発及び知識の普及を図るために必要な施策

(3) 消費者、事業者等に対し、先進的な取組、優良事例その他の食品ロスの削減に資する情報の適切な提供を行うために必要な施策

(4) 地域等において食品ロスの削減についての啓発及び知識の普及を行うことによる食品ロスの削減の推進を担う人材の育成を図るために必要な施策

(5) 児童、生徒及び学生に対し、学校の教科等を通じて、食品ロスの削減についての理解と関心及びその実践を促進するために必要な施策

(6) 前各号に掲げるもののほか、食品ロスの削減について、啓発及び知識の普及、教育及び学習の振興等を図るために必要な施策

2 前項の施策には、必要量に応じた食品の販売及び購入、販売及び購入をした食品を無駄にしないための取組その他の消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発が含まれるものとする。

(食品関連事業者等の取組に対する支援)

第 9 条 本市は、食品の生産、製造、販売等の各段階における食品ロスの削減についての食品関連事業者（食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者をいう。第 1 2 条第 1 項及び第 1 6 条第 1 項から第 4 項までにおいて同じ。）及び農林漁業者並びにこれらの者がそれぞれ組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）の取組に対する支援に関し、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。

(1) 食品関連事業者等が食品ロスの削減に積極的に取り組むことを支援

<p>するために必要な施策</p> <p>(2) 第16条各項に規定する取組を支援するために必要な施策</p> <p>(3) 食品関連事業者等が消費者に対する食品ロスの削減についての啓発及び知識の普及に取り組むことを支援するために必要な施策</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、食品ロスの削減についての食品関連事業者等の取組に対する支援のために必要な施策</p> <p>2 本市は、食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロスの削減の効果的な推進を図るため、食品関連事業者等の相互の連携の強化のための取組に対する支援に関し必要な施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>(表彰)</p> <p>第10条 本市は、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体、学校その他の関係者の食品ロスの削減を促進するため、食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対し表彰を行うものとする。</p> <p>(実態調査等)</p> <p>第11条 本市は、食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、まだ食べることができる食品の廃棄の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査及び研究を推進するものとする。</p> <p>(未利用食品等を提供するための活動の支援等)</p> <p>第12条 本市は、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動（以下</p>	<p>備するものとする。</p> <p>(財政上の措置)</p> <p>第15条 本市は、食品ロスの削減に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。</p> <p>(食品関連事業者及び農林漁業者の取組)</p> <p>第16条 食品関連事業者は、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>(1) 発注した商品（食品に限る。以下この号において同じ。）のこん包の資材に損傷又は汚損が生じた場合において、その資材でこん包された商品に損傷又は汚損が生じていないときは、その輸送又は保管に支障を来す場合その他の合理的な理由がある場合を除き、そのままの状態で納品することを許容すること。</p> <p>(2) 未利用食品等を提供するための活動の意義及び役割を理解し、その活動のために可能な範囲で未利用食品の提供を行うこと。</p> <p>2 食品関連事業者のうち、食品の製造又は加工を行う事業者は、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>(1) 食品の製造又は加工の時に生ずる端材、形崩れの食品等を有効に活用すること等により、食品の原料又は材料を無駄にしないように利用すること。</p> <p>(2) 食品の製造又は加工及び出荷の工程において、食品を適正に管理し、その鮮度を保持すること。</p> <p>(3) 食品の製造又は加工の方法の見直し、その保存に資する容器包装の工夫等により賞味期限の延長を検討するとともに、賞味期限の表示</p>
<p>「未利用食品等を提供するための活動」という。)の円滑な実施を図るため、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>(1) 未利用食品等を提供するための活動に係る関係者相互の連携を強化するために必要な施策</p> <p>(2) 消費者及び食品関連事業者等に対し、未利用食品等を提供するための活動の意義及び役割についての啓発及び知識の普及を図るために必要な施策</p> <p>(3) 食品関連事業者等が未利用食品等を提供するための活動を行っている団体等に対して支援することを促進するために必要な施策</p> <p>(4) 貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者に対し、未利用食品等を提供するための活動を行っている団体等によって食品が適切に提供されるために必要な施策</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、未利用食品等を提供するための活動の円滑な実施を図るために必要な施策</p> <p>2 前項に定めるもののほか、本市は、民間の団体が行う未利用食品等を提供するための活動を支援するために必要な施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>(食品廃棄物の再生利用の促進)</p> <p>第13条 本市は、食品廃棄物の再生利用を促進するために必要な施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>(推進体制の整備)</p> <p>第14条 本市は、食品ロスの削減に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、当該施策に関係する部局相互の連携を図るための体制を整</p>	<p>(食品の製造又は加工の日から賞味期限までの期間が3月を超える場合のものに限る。)について年月表示等に改めることを検討すること。</p> <p>3 食品関連事業者のうち、食品の卸売又は小売を行う事業者は、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>(1) 納品期限の緩和その他の食品ロスの削減に資する商慣習の見直しを行うこと。</p> <p>(2) 消費者に対し、賞味期限及び消費期限が近い食品から購入するよう呼び掛けるとともに、それを売り切るための工夫を行うこと。</p> <p>4 食品関連事業者のうち、食事の提供を行う事業者は、それぞれの実情に応じて可能な範囲で、消費者に対し食事として提供された食品を食べ切るよう促すための工夫を行うことに取り組むよう努めるものとする。</p> <p>5 農林漁業者は、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>(1) それぞれの実情に応じて可能な範囲で、規格外又は未利用の農林水産物（食用に供されるものに限る。次号において同じ。）を有効に活用すること。</p> <p>(2) 未利用食品等を提供するための活動の意義及び役割を理解し、その活動のために可能な範囲で規格外又は未利用の農林水産物の提供を行うこと。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際現に定められている本市の食品ロス削減推進計画は、第7条第1項の規定により定められた食品ロス削減推進計画とみなす。</p>

3 広島市附属機関設置条例（昭和28年広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「広島市廃棄物処理事業審議会」を「広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会」に、「廃棄物処理事業の推進に関する重要な事項を審議」を「食品ロスの削減など廃棄物の減量化及び資源化並びに廃棄物の適正処理に関する重要な事項を調査審議」に改める。

4 市長は、この条例の施行後、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

広島市条例第 49 号
令和4年12月26日

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の40」を「100分の50」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の50」を「100分の40」に、「100分の195」を「100分の200」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

広島市条例第 48 号
令和4年12月26日

市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年広島市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の40」を「100分の50」に改める。

第2条 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の50」を「100分の40」に、「100分の195」を「100分の200」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

広島市条例第 50 号
令和4年12月26日

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の40」を「100分の50」に改め、同条第3項中「100分の40」を「100分の50」に、「100分の25」を「100分の30」に改める。

第23条の2第6項中「部分中」の右に「100分の50」とあるのは「100分の45」と、」を加え、「は、「」を「は」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級号	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級	
		給	給料月額	給	給料月額	給	給料月額	給	給料月額	給	給料月額	給	給料月額	給	給料月額	給	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,700	162,200	217,800	261,400	315,800	355,400	409,000	453,400								
	2	143,400	164,100	219,700	263,300	318,100	357,900	402,600	456,100								
	3	144,100	165,900	221,600	265,200	320,400	360,400	405,200	458,800								
	4	144,800	167,700	223,600	267,100	322,700	363,000	407,800	461,600								
	5	145,500	169,500	225,400	268,800	324,800	365,400	410,200	464,300								
	6	146,300	171,400	227,100	271,000	326,800	367,900	412,600	467,300								
	7	147,100	173,300	228,800	273,200	328,800	370,400	415,000	470,300								
	8	147,900	175,200	230,400	275,400	330,800	373,000	417,400	473,400								
	9	148,700	177,000	231,800	277,300	332,500	375,500	419,700	476,400								
	10	149,500	178,900	233,600	279,400	334,600	378,000	422,100	479,700								
	11	150,300	180,800	235,400	281,500	336,800	380,500	424,500	482,900								
	12	151,100	182,700	237,200	283,700	339,000	383,000	426,900	486,100								
	13	151,900	184,400	239,100	285,600	341,000	385,400	429,100	489,300								
	14	153,000	186,000	241,000	287,900	342,900	387,700	431,400	491,900								
	15	154,100	187,600	242,900	290,200	344,800	390,000	433,700	494,500								
	16	155,200	189,200	244,800	292,500	346,800	392,400	436,100	497,100								
	17	156,400	190,700	246,600	294,500	348,500	394,700	438,300	499,600								
	18	157,800	192,300	248,200	296,800	350,200	396,800	440,600	501,200								
	19	159,200	193,900	249,800	299,100	352,000	398,900	442,900	502,700								
	20	160,600	195,500	251,400	301,400	353,700	401,100	445,300	504,200								
	21	161,800	196,900	252,800	303,600	355,300	403,200	447,600	506,700								
	22	163,200	198,700	254,600	305,500	356,900	405,200	449,400	507,100								
	23	164,600	200,500	256,200	307,500	358,500	407,200	451,200	508,500								
	24	166,000	202,300	257,900	309,600	360,100	409,200	453,100	509,900								
	25	167,200	203,900	259,400	311,300	361,600	411,100	454,800	511,100								
	26	169,300	205,600	261,100	313,400	363,600	413,000	456,500	512,200								
	27	171,300	207,200	262,700	315,500	365,700	414,900	458,300	513,300								
	28	173,300	208,900	264,400	317,700	367,800	416,800	460,100	514,500								
	29	175,200	210,200	266,000	319,600	369,700	418,600	461,700	515,600								
	30	177,200	211,800	267,400	321,700	371,800	420,100	462,600	516,400								
	31	179,100	213,400	268,900	323,800	373,900	421,700	463,500	517,200								
	32	181,000	215,000	270,400	326,000	376,000	423,300	464,400	518,000								

69	231,200	271,400	334,300	377,800	416,100	454,400	491,900
70	232,200	272,700	335,500	378,700	416,900	455,100	
71	233,200	274,100	336,800	379,600	417,700	455,800	
72	234,200	275,400	338,100	380,500	418,500	456,500	
73	235,000	276,500	339,100	381,200	419,100	457,100	
74	236,000	277,800	340,500	382,300	419,600	457,700	
75	237,000	279,200	342,000	383,400	420,100	458,300	
76	238,000	280,600	343,500	384,500	420,700	458,900	
77	238,800	281,700	344,700	385,400	421,200	459,400	
78	239,800	283,000	346,400	386,100	421,800	460,100	
79	240,800	284,200	348,100	386,900	422,400	460,800	
80	241,700	285,500	349,800	387,700	423,000	461,500	
81	242,400	286,800	351,300	388,300	423,400	462,000	
82	243,500	287,900	352,800	389,100	424,000		
83	244,600	289,100	354,200	390,000	424,600		
84	245,700	290,300	355,700	390,900	425,200		
85	246,600	291,200	356,900	391,600	425,800		
86	247,400	292,300	358,100	392,300	426,400		
87	248,200	293,500	359,400	393,000	427,000		
88	249,000	294,700	360,700	393,700	427,600		
89	249,700	295,700	361,800	394,200	428,100		
90	250,400	296,700	362,600	395,000	428,600		
91	251,100	297,700	363,400	395,800	429,100		
92	251,800	298,700	364,200	396,600	429,700		
93	252,300	299,400	364,800	397,200	430,200		
94	252,800	300,300	365,500	398,000	430,800		
95	253,300	301,200	366,200	398,800	431,400		
96	253,800	302,100	366,900	399,500	432,000		
97	254,200	302,900	367,400	400,500	432,500		
98	303,800	368,100	401,000	433,100			
99	304,700	368,800	401,500	433,700			
100	305,600	369,500	402,000	434,300			
101	306,200	370,100	402,600	434,700			
102	307,600	370,700	403,100				
103	307,900	371,300	403,600				
104	308,800	371,900	404,100				

33	182,900	216,500	271,600	328,000	377,900	424,700	465,300	518,800
34	184,600	218,000	273,400	330,100	379,800	426,100	466,100	519,600
35	186,300	219,600	275,200	332,300	381,800	427,500	466,900	520,400
36	188,000	221,200	277,100	334,500	383,800	429,000	467,700	521,200
37	189,600	222,600	278,900	336,500	385,600	430,300	468,300	521,900
38	191,100	224,300	280,900	338,500	387,200	431,400	469,100	522,700
39	192,600	226,000	282,800	340,500	388,800	432,500	469,900	523,500
40	194,100	227,700	284,700	342,600	390,400	433,600	470,700	524,300
41	195,500	229,200	286,500	344,400	391,800	434,500	471,400	525,100
42	197,000	230,800	288,400	346,100	393,100	435,300	472,200	525,900
43	198,500	232,400	290,300	347,900	394,400	436,100	473,000	526,700
44	200,000	234,000	292,300	349,700	395,700	436,900	473,800	527,500
45	201,300	235,500	293,900	351,200	397,000	437,600	474,600	528,300
46	202,800	236,900	295,800	352,700	397,900	438,500	475,300	529,100
47	204,300	238,300	297,700	354,200	398,900	439,400	476,000	529,900
48	205,800	239,700	299,600	355,800	399,900	440,400	476,700	530,700
49	207,400	240,900	301,300	357,200	400,700	441,300	477,500	531,500
50	208,900	242,400	303,100	358,400	401,700	442,000	478,300	532,300
51	210,400	243,900	304,900	359,700	402,700	442,700	479,100	533,100
52	211,900	245,400	306,800	360,900	403,700	443,500	479,900	534,000
53	213,300	246,700	308,300	361,800	404,500	444,200	480,500	534,500
54	214,600	248,300	310,100	363,100	405,300	444,900	481,200	535,300
55	215,900	249,900	311,900	364,500	406,200	445,600	481,900	536,100
56	217,200	251,500	313,800	365,800	407,000	446,300	482,600	536,900
57	218,500	253,000	315,400	367,000	407,600	446,900	483,300	537,700
58	219,700	254,800	317,100	368,100	408,300	447,600	484,000	
59	220,900	256,600	318,900	369,200	409,100	448,300	484,700	
60	222,100	258,400	320,600	370,300	409,900	449,000	485,400	
61	223,000	260,000	322,200	371,300	410,500	449,500	486,100	
62	224,100	261,600	323,900	372,200	411,300	450,100	486,800	
63	225,200	263,300	325,600	373,100	412,100	450,700	487,500	
64	226,300	265,000	327,300	374,000	412,800	451,300	488,200	
65	227,200	266,400	328,900	374,800	413,400	451,900	488,900	
66	228,300	267,700	330,300	375,600	414,100	452,500	489,700	
67	229,400	269,000	331,700	376,400	414,800	453,100	490,500	
68	230,400	270,300	333,100	377,200	415,500	453,700	491,300	

105	309,400	372,600	404,600				
106	310,000	373,100	405,100				
107	310,600	373,600	405,600				
108	311,200	374,100	406,100				
109	311,700	374,500	40				

別表第2(第3条関係)

消 防 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	消 防 職 給 料 表							
		1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	165,900	179,800	204,400	239,600	287,500	315,100	372,000	414,300
	2	167,400	181,500	206,200	241,500	289,700	317,300	374,200	416,100
	3	168,900	183,200	208,000	243,400	291,900	319,500	376,400	417,800
	4	170,400	184,900	209,800	245,400	294,200	321,800	378,700	419,600
	5	171,900	186,500	211,600	247,000	296,200	323,800	380,800	421,300
	6	173,500	188,700	213,400	248,700	298,400	326,000	382,900	423,300
	7	175,100	190,900	215,200	250,400	300,600	328,300	385,000	425,300
	8	176,700	193,100	217,000	252,100	302,900	330,600	387,100	427,300
	9	178,200	195,200	218,800	253,700	304,900	332,600	389,000	429,200
	10	179,800	197,500	220,100	255,300	307,200	334,600	391,000	431,100
	11	181,400	199,800	221,600	256,900	309,500	336,600	393,000	433,000
	12	183,000	202,100	223,100	258,500	311,800	338,700	395,100	435,000
	13	184,500	204,300	224,500	260,000	313,900	340,500	397,000	436,800
	14	186,000	206,000	226,200	261,400	316,100	342,500	399,200	438,800
	15	188,700	207,700	227,900	262,800	318,300	344,500	401,300	440,800
	16	190,800	209,400	229,600	264,200	320,500	346,600	403,500	442,800
	17	192,700	210,900	231,200	265,400	322,400	348,500	405,700	444,600
	18	194,900	212,500	232,900	267,100	324,500	350,500	407,400	446,700
	19	197,100	214,100	234,600	268,800	326,600	352,500	409,200	448,800
	20	199,400	215,800	236,300	270,500	328,800	354,500	411,000	450,900
	21	201,600	217,400	237,800	272,200	330,800	356,100	412,600	452,900
	22	203,300	219,000	239,200	273,500	332,800	357,800	414,300	454,700
	23	205,000	220,600	240,600	274,800	334,800	359,500	416,100	456,500
	24	206,700	222,200	242,000	276,100	336,900	361,200	417,800	458,300
	25	208,400	223,800	243,300	277,400	338,700	362,600	419,400	460,000
	26	210,000	225,200	244,800	279,400	340,700	364,200	421,000	461,400
	27	211,500	226,600	246,400	281,400	342,800	365,900	422,600	462,800
	28	213,300	228,000	248,000	283,400	344,900	367,600	424,200	464,200
	29	214,900	229,300	249,400	285,100	346,700	369,100	425,800	465,500
	30	216,500	230,900	250,800	286,900	348,400	371,100	427,600	466,200
	31	218,100	232,600	252,200	288,600	350,000	373,200	429,400	466,900
	32	219,700	234,300	253,600	290,700	351,700	375,200	431,200	467,600

69	267,800	284,400	311,000	350,400	403,000	418,400
70	269,100	285,900	312,500	351,600	403,800	419,000
71	270,400	287,500	314,100	352,900	404,600	419,600
72	271,900	289,100	315,700	354,200	405,400	420,200
73	272,700	290,400	316,900	355,100	406,000	420,800
74	274,200	292,000	318,500	356,700	406,600	421,300
75	275,700	293,600	320,100	358,300	407,200	421,900
76	277,300	295,200	321,800	359,900	407,800	422,300
77	278,600	296,500	323,300	361,300	408,200	422,700
78	279,900	298,000	325,000	362,700	408,800	423,300
79	281,200	299,500	326,700	364,000	409,400	423,900
80	282,400	301,200	328,400	365,400	410,000	424,500
81	283,200	302,500	330,000	366,700	410,400	425,000
82	284,700	304,000	331,300	368,000	411,000	425,600
83	286,200	305,500	332,600	369,300	411,600	426,200
84	287,700	307,100	333,900	370,600	412,200	426,800
85	289,100	308,400	335,000	371,900	412,700	427,200
86	290,500	309,800	336,200	372,600	413,200	427,700
87	292,000	311,300	337,400	373,300	413,700	428,200
88	293,500	312,700	338,600	374,000	414,300	428,700
89	294,700	313,900	339,700	374,600	414,800	429,000
90	296,000	315,300	341,100	375,300	415,300	429,500
91	297,300	316,700	342,600	376,000	415,800	430,000
92	298,800	318,100	344,000	376,700	416,300	430,500
93	299,600	319,300	345,300	377,300	416,600	430,900
94	300,800	320,300	346,900	378,000	417,100	431,400
95	302,100	321,300	348,500	378,700	417,600	431,900
96	303,400	322,300	350,200	379,400	418,100	432,400
97	304,400	323,200	351,700	380,000	418,400	432,800
98	305,600	324,200	353,000	380,600	418,800	433,300
99	306,800	325,200	354,400	381,300	419,200	433,800
100	308,000	326,200	355,800	381,900	419,700	434,300
101	309,200	327,100	357,000	382,400	420,100	434,600
102	309,900	328,200	358,200	383,000	420,600	435,100
103	310,600	329,300	359,400	384,000	421,100	435,600
104	311,300	330,400	360,600	384,800	421,600	436,100

兼任
用職
員以
外の
職員

33	221,100	235,700	254,900	292,200	353,100	377,200	433,000	468,100
34	222,500	237,200	256,300	294,000	354,800	379,400	434,700	468,800
35	223,900	238,700	257,700	295,800	356,500	381,500	436,400	469,500
36	225,400	240,200	259,100	297,700	358,200	383,800	438,100	470,200
37	226,700	241,600	260,300	299,200	359,700	385,900	439,700	470,900
38	228,300	242,900	261,800	301,000	361,700	387,400	440,500	471,700
39	230,000	244,200	263,300	302,900	363,600	388,900	441,300	472,500
40	231,700	245,500	264,800	304,800	365,500	390,500	442,100	473,300
41	233,100	246,700	266,000	306,400	367,500	392,000	442,900	473,900
42	234,600	248,200	267,200	308,000	369,500	393,500	443,600	474,600
43	236,100	249,700	268,400	309,700	371,600	395,000	444,300	475,300
44	237,600	251,300	269,600	311,400	373,700	396,500	445,100	476,000
45	239,000	252,600	270,700	312,800	375,600	398,000	445,800	476,600
46	240,200	253,800	272,000	314,500	377,300	399,100	446,300	477,300
47	241,400	255,000	273,400	316,200	379,000	400,200	446,800	478,000
48	242,700	256,300	274,800	318,000	380,700	401,300	447,400	478,700
49	243,900	257,500	275,800	319,400	382,300	402,400	447,900	479,400
50	245,400	258,900	277,500	321,000	383,700	403,400	448,400	480,000
51	246,900	260,300	279,200	322,600	385,200	404,400	448,900	480,600
52	248,500	261,700	280,900	324,200	386,700	405,400	449,400	481,200
53	249,800	263,000	282,300	325,800	388,000	406,200	449,900	481,900
54	251,100	264,100	284,100	327,300	389,200	407,300	450,500	482,500
55	252,400	265,200	285,900	329,000	390,500	408,400	451,100	483,100
56	253,800	266,300	287,700	330,700	391,800	409,500	451,700	483,800
57	255,100	267,300	289,200	332,100	392,900	410,300	452,100	484,400
58	256,300	268,500	291,100	333,800	393,900	411,100	452,600	485,100
59	257,500	269,700	293,000	335,600	394,900	411,900	453,100	485,800
60	258,700	271,000	294,900	337,400	395,900	412,700	453,700	486,500
61	259,900	272,000	296,600	339,000	396,600	413,400	454,200	487,000
62	260,800	273,600	298,400	340,500	397,400	414,100	454,800	487,600
63	261,800	275,300	300,200	342,000	398,200	414,800	455,400	488,200
64	262,800	276,900	302,100	343,500	399,000	415,500	456,000	488,800
65	263,500	278,200	303,600	344,800	399,800	416,100	456,400	489,400
66	264,600	279,800	305,500	346,200	400,600	416,700	456,900	490,000
67	265,700	281,400	307,400	347,500	401,500	417,300	457,400	490,600
68	266,900	283,100	309,300	348,900	402,300	417,900	457,900	491,200

105	311,900	331,300	361,600	385,700	421,900
106	312,400	332,500	362,400	386,200	422,400
107	313,000	333,700	363,200	386,700	422,900
108	313,500	334,900	364,000	387,200	423,400
109	313,900	335,900	364,800	387,600	423,700
110	314,500	337,000	365,400	388,200	424,300
111	315,100	338,100	366,100	388,800	424,900
112	315,500	339,200	366,800	389,400	425,500
113	315,900	340,300	367,300	389,800	426,100
114	316,700	341,200	367,800	390,400	426,700
115	317,600	342,200	368,300	391,000	427,300
116	318,500	343,200	368,800	391,600	427,900
117	319,200	344,000	369,200	392,000	428,500
118	320,100	344,700	369,600	392,400	429,100
119	321,100	345,400	370,000	392,800	429,700
120	322,000	346,100	370,400	393,200	430,300
121	32				

141	355,200	379,400	400,800					
142	355,600	379,800	401,200					
143	356,000	380,200	401,600					
144	356,400	380,600	402,000					
145	356,800	380,900	402,300					
146	357,200	381,300	402,700					
147	357,600	381,700	403,100					
148	358,000	382,100	403,500					
149	358,300	382,600	403,800					
150	358,700							
151	359,100							
152	359,500							
153	359,800							
154	360,200							
155	360,600							
156	361,000							
157	361,300							
158	361,700							
159	362,100							
160	362,500							
161	362,800							
162	363,200							
163	363,600							
164	364,000							
165	364,400							
再任用職員	217,700	234,100	250,700	274,700	292,900	315,100	341,800	372,000

備考 この表は、消防局長以外の消防吏員に適用する。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職級の級				
	1級	2級	特2級	3級	4級
号	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	153,400	196,300	253,200	322,300	413,800
2	154,400	197,800	255,700	324,500	415,800
3	155,400	199,300	258,200	326,700	417,800
4	156,400	200,900	260,700	328,900	419,900
5	157,200	202,300	263,200	330,900	421,800
6	158,500	203,900	265,600	333,100	423,900
7	159,800	205,600	268,000	335,300	425,900
8	161,100	207,100	270,400	337,500	428,000
9	162,300	208,600	272,600	339,500	430,000
10	164,000	210,300	275,000	341,600	432,200
11	165,700	212,000	277,400	343,700	434,400
12	167,400	213,700	279,800	345,900	436,600
13	169,000	215,400	282,200	347,900	438,700
14	170,900	217,300	284,300	350,100	440,700
15	172,800	219,200	286,400	352,300	442,700
16	174,700	221,100	288,600	354,500	444,700
17	176,500	223,000	290,600	356,500	446,600
18	178,700	225,400	293,200	358,600	448,500
19	180,900	227,800	295,800	360,700	450,400
20	183,100	230,300	298,400	362,800	452,300
21	185,100	232,500	300,900	364,700	454,000
22	187,500	235,000	303,700	366,700	455,800
23	189,900	237,500	306,500	368,700	457,600
24	192,400	240,000	309,300	370,800	459,400
25	194,700	242,600	312,000	372,500	461,000
26	196,200	245,100	314,400	374,600	462,600
27	197,700	247,600	316,900	376,700	464,200
28	199,200	250,100	319,500	378,800	465,800
29	200,500	252,600	321,700	380,700	467,200
30	202,000	254,900	323,900	382,700	468,700
31	203,500	257,200	326,000	384,700	470,200
32	205,100	259,600	328,200	386,700	471,700

別表第3のイの表からオの表までを次のように改める。

33	206,600	261,900	330,100	383,500	473,300
34	208,100	264,300	332,200	390,300	474,200
35	209,600	266,700	334,300	392,100	475,100
36	211,100	269,200	336,500	394,000	476,000
37	212,400	271,500	338,500	395,700	476,900
38	214,000	273,600	340,700	397,500	477,800
39	215,600	275,700	342,800	399,300	478,700
40	217,300	277,900	345,000	401,100	479,600
41	218,900	279,900	347,000	402,900	480,400
42	220,600	282,500	349,100	404,700	481,300
43	222,300	285,100	351,200	406,600	482,200
44	224,100	287,700	353,400	408,400	483,100
45	225,500	290,100	355,200	410,100	483,800
46	227,200	292,900	357,200	411,800	484,600
47	228,900	295,700	359,200	413,500	485,400
48	230,600	298,500	361,200	415,300	486,200
49	232,100	301,100	363,000	416,900	487,100
50	233,500	303,900	365,000	418,700	487,900
51	234,900	306,700	367,100	420,600	488,700
52	236,300	309,500	369,200	422,400	489,500
53	237,500	312,100	371,000	424,000	490,300
54	239,000	314,200	372,900	425,700	491,200
55	240,600	316,300	374,700	427,300	492,100
56	242,200	318,400	376,600	429,000	493,000
57	243,600	320,400	378,400	430,600	493,700
58	245,100	322,600	380,200	432,200	494,500
59	246,700	324,700	382,000	433,800	495,300
60	248,300	326,900	383,800	435,400	496,100
61	249,700	328,700	385,400	436,900	496,800
62	251,000	330,800	387,100	438,400	497,500
63	252,300	333,000	388,800	439,900	498,200
64	253,600	335,200	390,600	441,400	498,900
65	254,800	337,100	392,200	442,800	499,600
66	256,100	339,200	394,000	444,300	500,300
67	257,400	341,300	395,800	445,800	501,000
68	258,800	343,500	397,600	447,300	501,700

69	260,100	345,200	399,200	448,700
70	261,600	347,200	400,800	450,000
71	263,200	349,200	402,300	451,300
72	264,800	351,300	403,900	452,600
73	266,200	353,100	405,400	454,000
74	267,700	355,100	407,000	454,800
75	269,200	357,200	408,700	455,600
76	270,700	359,200	410,300	456,400
77	272,100	361,000	411,800	457,300
78	273,600	362,800	413,300	458,000
79	275,100	364,600	414,900	458,700
80	276,700	366,400	416,500	459,400
81	278,000	368,000	417,900	460,100
82	279,500	369,700	419,400	460,900
83	281,000	371,500	421,000	461,700
84	282,500	373,300	422,600	462,500
85	283,900	374,900	424,000	463,200
86	285,500	376,600	425,400	464,000
87	287,100	378,300	426,800	464,800
88	288,700	379,900	428,200	465,600
89	290,200	381,400	429,500	466,300
90	291,800	383,100	430,800	467,100
91	293,500	384,800	432,200	467,900
92	295,200	386,500	433,500	468,700
93	296,500	388,100	434,700	469,300
94	298,200	389,800	435,900	470,000
95	299,900	391,000	437,100	470,700
96	301,600	392,500	438,300	471,400
97	302,900	393,700	439,300	472,100
98	304,600	395,200	440,300	472,800
99	306,300	396,700	441,300	473,500
100	308,000	398,200	442,300	474,200
101	309,200	399,500	443,100	474,900
102	311,000	400,900	444,000	475,600
103	312,900	402,400	444,900	476,300
104	314,700	403,800	445,800	477,000

再任用職員以外の職員

141	365,400	435,600			
142	366,100	436,200			
143	366,800	436,800			
144	367,500	437,400			
145	368,000	437,800			
146	368,700	438,400			
147	369,400	439,000			
148	370,100	439,600			
149	370,600	440,200			
150	371,200	440,800			
151	371,800	441,400			
152	372,400	442,000			
153	373,100	442,500			
154	373,500	443,100			
155	373,900	443,700			
156	374,300	444,300			
157	374,800	444,900			
158		445,600			
159		446,300			
160		447,000			
161		447,600			
再任用職員	234,300	277,400	306,500	334,800	419,800

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、安宿助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に7,900円をそれぞれ加算した額とする。

105	316,200	405,000	444,800
106	317,900	406,300	445,500
107	319,700	407,700	446,200
108	321,500	409,100	446,900
109	323,000	410,100	447,600
110	324,600	411,300	448,300
111	326,300	412,500	449,000
112	328,000	413,700	449,700
113	329,500	414,700	450,200
114	330,800	415,700	450,900
115	332,200	416,700	451,600
116	333,600	417,900	452,300
117	334,800	418,600	452,900
118	336,000	419,600	453,500
119	337,300	420,500	454,100
120	338,600	421,400	454,700
121	339,600	422,200	455,100
122	341,000	422,900	455,700
123	342,500	423,700	456,300
124	344,000	424,500	456,900
125	345,300	425,100	457,400
126	347,000	426,000	458,000
127	348,700	426,900	458,600
128	350,400	427,800	459,200
129	351,900	428,500	459,900
130	353,400	429,100	460,500
131	354,900	429,700	461,100
132	356,400	430,300	461,700
133	357,700	430,800	462,300
134	358,900	431,400	462,900
135	360,200	432,000	463,500
136	361,400	432,600	464,100
137	362,400	433,100	464,700
138	363,200	433,700	465,300
139	364,000	434,300	465,900
140	364,800	434,900	466,500

ウ 教育職給料表③

職員の区分	職務の級 号 給	級		
		1 級 給 料 月 額	2 級 給 料 月 額	3 級 給 料 月 額
		円	円	円
	1	145,500	156,400	261,400
	2	146,300	157,800	263,300
	3	147,100	159,200	265,200
	4	147,900	160,600	267,100
	5	148,700	161,800	268,800
	6	149,500	163,200	271,000
	7	150,300	164,600	273,200
	8	151,100	166,000	275,400
	9	151,900	167,200	277,300
	10	153,000	169,300	279,400
	11	154,100	171,400	281,500
	12	155,200	173,500	283,700
	13	156,400	175,400	285,900
	14	157,800	177,700	287,900
	15	159,200	180,000	290,200
	16	160,600	182,400	292,500
	17	161,800	184,700	294,500
	18	163,200	186,300	296,800
	19	164,600	187,900	299,100
	20	166,000	189,500	301,400
	21	167,200	191,000	303,600
	22	169,200	192,600	305,800
	23	171,200	194,200	307,500
	24	173,300	195,800	309,500
	25	175,200	197,300	311,300
	26	177,500	199,100	313,400
	27	179,800	200,900	315,500
	28	182,200	202,700	317,700
	29	184,400	204,400	319,600
	30	186,000	206,100	321,700
	31	187,600	207,900	323,800
	32	189,200	209,700	326,000

33	190,700	211,000	328,000	105	295,700	334,300	404,600
34	192,300	212,600	330,100	106	296,700	335,500	405,100
35	193,900	214,200	332,300	107	297,700	336,800	405,600
36	195,500	215,800	334,500	108	298,700	338,100	406,100
37	196,900	217,300	336,600	109	299,400	339,100	406,600
38	198,700	218,900	338,600	110	300,300	340,500	407,100
39	200,500	220,500	340,600	111	301,200	342,000	407,600
40	202,300	222,100	342,600	112	302,100	343,500	408,100
41	203,900	223,500	344,400	113	302,900	344,700	408,600
42	205,500	225,200	346,100	114	303,800	346,400	409,100
43	207,200	226,900	347,900	115	304,700	348,100	409,600
44	208,900	228,700	349,700	116	305,600	349,800	410,100
45	210,200	230,300	351,200	117	306,200	351,300	410,700
46	211,800	232,000	352,700	118	307,000	352,800	411,200
47	213,400	233,700	354,200	119	307,900	354,200	411,700
48	215,000	235,400	355,800	120	308,800	355,700	412,200
49	216,500	237,000	357,200	121	309,400	356,900	412,800
50	218,000	238,900	358,400	122	310,000	358,100	413,400
51	219,600	240,800	359,700	123	310,600	359,400	414,000
52	221,200	242,700	360,900	124	311,200	360,700	414,600
53	222,600	244,700	361,800	125	311,700	361,800	415,100
54	224,300	246,500	363,100	126	312,200	362,600	415,700
55	226,000	248,300	364,600	127	312,700	363,400	416,300
56	227,700	250,100	365,800	128	313,200	364,200	416,900
57	229,200	251,700	367,000	129	313,500	364,800	417,300
58	230,800	253,500	368,100	130	314,000	365,500	
59	232,400	255,300	369,200	131	314,500	366,200	
60	234,000	257,100	370,300	132	315,000	366,900	
61	235,500	258,600	371,300	133	315,500	367,400	
62	236,900	260,300	372,200	134	316,000	368,100	
63	238,300	262,100	373,100	135	316,500	368,800	
64	239,700	263,900	374,000	136	317,000	369,500	
65	240,900	265,400	374,800	137	317,400	370,100	
66	242,400	266,900	375,600	138		370,700	
67	243,900	268,500	376,400	139		371,300	
68	245,400	270,000	377,200	140		371,900	
69	246,700	271,300	377,800	141		372,600	
70	248,300	273,200	378,700	142		373,100	
71	249,900	275,100	379,600	143		373,600	
72	251,500	277,000	380,500	144		374,100	
73	253,000	278,900	381,200	145		374,500	
74	254,800	280,900	382,300	146		375,000	
75	256,600	282,900	383,400	147		375,500	
76	258,400	284,800	384,500	148		376,000	
77	260,000	286,500	385,400	149		376,400	
78	261,600	288,400	386,100	150		376,900	
79	263,300	290,300	386,900	151		377,400	
80	265,000	292,300	387,700	152		377,900	
81	266,400	293,900	388,300	153		378,200	
82	267,800	295,800	389,100	154		378,700	
83	269,000	297,700	390,000	155		379,200	
84	270,300	299,600	390,900	156		379,700	
85	271,400	301,300	391,600	157		380,300	
86	272,700	303,100	392,300	158		380,900	
87	274,100	304,900	393,000	159		381,500	
88	275,400	306,800	393,700	160		382,100	
89	276,500	308,300	394,200	161		382,700	
90	277,800	310,100	395,000	162		383,300	
91	279,200	311,900	395,800	163		383,900	
92	280,600	313,800	396,600	164		384,500	
93	281,700	315,400	397,200	165		385,000	
94	283,000	317,100	398,000				
95	284,200	318,800	398,800				
96	285,500	320,600	399,600				
97	286,900	322,200	400,500				
98	287,900	323,900	401,000				
99	289,100	325,600	401,500				
100	290,300	327,300	402,000				
101	291,200	328,900	402,500				
102	292,300	330,300	403,100				
103	293,500	331,700	403,600				
104	294,700	333,100	404,100				
再任用職員					231,200	247,500	271,000

備考

- この表は、坊種園に勤務する園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。

エ 教育職給料表(4)						再任用職員以外の職員	69	270,800	348,800	399,200	443,800				
職員の区分	職務の級	1 級		特 2 級								3 級		4 級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額							給料月額	給料月額		
		円	円	円	円	円									
1		162,800	204,800	262,800	329,300	416,700	70	271,900	350,700	400,500	445,000				
2		164,000	206,500	265,200	331,500	418,500	71	273,200	352,800	401,900	446,200				
3		165,200	208,200	267,500	333,800	420,300	72	274,600	354,800	403,200	447,400				
4		166,400	209,900	269,800	335,900	422,000	73	275,700	356,500	404,500	448,500				
5		167,700	211,400	272,300	338,200	423,500	74	277,000	358,400	405,900	449,100				
6		169,500	213,000	274,500	340,400	425,000	75	278,400	360,200	407,300	449,600				
7		171,300	214,600	276,700	342,700	426,900	76	279,600	362,100	408,600	450,100				
8		173,100	216,200	278,900	345,000	428,800	77	280,900	364,000	409,800	450,600				
9		174,800	217,900	281,100	346,800	430,600	78	282,000	365,700	411,000					
10		176,800	219,700	283,400	348,900	432,400	79	283,100	367,400	412,300					
11		178,800	221,500	285,700	351,100	434,300	80	284,300	369,000	413,700					
12		180,800	223,300	287,900	353,200	436,100	81	285,400	370,500	415,000					
13		182,600	224,900	290,200	355,200	437,800	82	286,600	372,000	416,200					
14		184,800	226,800	292,200	357,200	439,700	83	287,800	373,500	417,200					
15		187,000	228,700	294,100	359,200	441,500	84	289,000	374,900	418,400					
16		189,200	230,600	296,000	361,200	443,400	85	290,100	375,900	419,600					
17		191,200	232,400	298,200	363,000	445,100	86	291,200	377,300	420,800					
18		193,700	235,000	300,600	364,900	446,900	87	292,300	378,700	422,000					
19		196,200	237,600	303,100	366,900	448,700	88	293,400	380,000	423,000					
20		198,700	240,200	305,600	368,900	450,500	89	294,400	381,300	424,100					
21		201,200	242,600	307,900	370,500	452,100	90	295,500	382,600	425,100					
22		202,800	245,200	310,400	372,400	453,800	91	296,700	383,800	426,100					
23		204,500	247,800	312,700	374,300	455,700	92	297,900	385,100	427,100					
24		206,200	250,400	315,400	376,200	457,400	93	298,600	386,400	428,000					
25		207,700	252,900	318,000	377,500	459,100	94	299,600	387,500	428,800					
26		209,300	255,300	320,300	379,300	460,700	95	300,600	388,800	429,600					
27		210,900	257,700	322,700	381,100	462,300	96	301,700	390,000	430,400					
28		212,500	260,000	324,900	383,000	463,800	97	302,700	391,400	431,200					
29		213,900	262,600	327,100	384,900	465,300	98	303,700	392,400	431,600					
30		215,500	264,800	329,100	386,800	466,600	99	304,700	393,500	432,000					
31		217,100	267,000	331,300	388,700	467,900	100	305,800	394,500	432,400					
32		218,700	269,200	333,500	390,700	469,200	101	306,700	395,400	432,800					
							102	307,800	396,400	433,100					
							103	308,900	397,500	433,400					
							104	309,900	398,600	433,700					
33		220,300	271,400	335,400	392,400	470,400	105	310,500	399,300	434,000					
34		222,000	273,600	337,500	394,100	471,100	106	311,400	400,200	434,300					
35		223,700	275,800	339,700	395,700	471,800	107	312,200	401,100	434,600					
36		225,400	277,800	341,800	397,500	472,500	108	313,000	402,000	434,800					
37		226,900	279,800	343,800	398,700	473,100	109	313,900	402,800	435,000					
38		228,600	281,700	345,900	400,200		110	314,300	403,700	435,300					
39		230,300	283,600	348,100	401,600		111	314,700	404,500	435,600					
40		232,000	285,500	350,200	403,000		112	315,200	405,300	435,800					
41		233,600	287,300	352,200	404,700		113	315,700	405,900	436,000					
42		235,200	289,600	354,300	406,100		114	316,100	406,600	436,300					
43		236,800	291,900	356,300	407,400		115	316,600	407,300	436,600					
44		238,400	294,300	358,400	408,900		116	317,100	408,000	436,800					
45		239,800	296,400	360,200	410,400		117	317,700	408,600	437,000					
46		241,160	298,800	362,200	411,700		118	318,200	409,100						
47		242,400	301,100	364,200	413,200		119	318,600	409,600						
48		243,600	303,000	366,200	414,800		120	319,100	409,900						
49		245,000	306,000	367,900	416,500		121	319,600	410,300						
50		246,400	308,400	369,700	417,900		122	320,000	410,600						
51		247,600	310,800	371,600	419,500		123	320,500	410,900						
52		248,900	313,100	373,600	421,000		124	321,000	411,100						
53		250,100	315,400	375,500	422,700		125	321,600	411,300						
54		251,300	317,600	377,300	424,200		126	321,900	411,600						
55		252,600	319,600	379,100	425,800		127	322,200	411,900						
56		253,700	321,800	380,800	427,400		128	322,500	412,100						
57		255,000	323,900	382,300	428,900		129	322,700	412,300						
58		256,100	326,000	383,900	430,400		130	323,000	412,600						
59		257,200	328,200	385,600	431,600		131	323,300	412,900						
60		258,400	330,200	387,300	432,800		132	323,600	413,100						
61		259,600	332,200	388,500	434,000		133	323,700	413,300						
62		260,900	334,300	389,900	435,300		134	323,900	413,600						
63		262,300	336,500	391,300	436,600		135	324,100	413,900						
64		263,500	338,700	392,600	437,800		136	324,400	414,100						
65		264,600	340,500	393,900	439,000		137	324,700	414,300						
66		266,100	342,700	395,100	440,200		138	324,900	414,600						
67		267,600	344,800	396,500	441,400		139	325,200	414,900						
68		269,100	347,000	397,900	442,600		140	325,500	415,100						

141	325,700	415,300			
142	325,900	415,600			
143	326,200	415,900			
144	326,400	416,100			
145	326,700	416,300			
146	326,900				
147	327,200				
148	327,500				
149	327,700				
150	327,900				
151	328,200				
152	328,500				
153	328,700				
再任用職員	235,300	275,600	304,300	332,400	416,500

備考

- 1 この表は、特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

33	220,100	242,600	335,400	361,100	447,000
34	221,700	245,200	337,500	362,900	447,500
35	223,300	247,800	339,600	364,500	448,000
36	224,900	250,400	341,600	365,900	448,500
37	226,300	252,900	343,600	368,100	449,000
38	227,900	255,300	345,500	369,600	
39	229,500	257,700	347,500	371,100	
40	231,100	260,000	349,400	372,700	
41	232,600	262,600	351,100	373,800	
42	234,200	264,800	352,900	375,200	
43	235,800	267,000	354,700	376,600	
44	237,400	269,200	356,400	378,100	
45	238,900	271,400	358,100	379,600	
46	240,300	273,500	359,800	381,200	
47	241,700	275,600	361,300	382,800	
48	243,100	277,600	362,900	384,300	
49	244,300	279,800	364,100	385,700	
50	245,700	281,700	365,600	387,200	
51	247,100	283,600	367,200	388,700	
52	248,300	285,500	368,800	390,100	
53	249,400	287,200	370,300	391,200	
54	250,600	289,500	371,800	392,500	
55	251,800	291,800	373,300	393,600	
56	253,000	294,200	374,800	394,700	
57	254,200	296,300	376,300	396,100	
58	255,400	298,700	377,700	397,300	
59	256,500	301,000	379,100	398,500	
60	257,700	303,500	380,400	399,800	
61	259,000	305,900	381,300	401,000	
62	260,100	308,300	382,500	402,000	
63	261,200	310,800	383,700	403,400	
64	262,100	313,100	384,800	404,700	
65	263,100	315,300	385,600	405,900	
66	264,500	317,500	386,800	407,000	
67	265,900	319,600	387,800	408,200	
68	267,400	321,800	388,900	409,300	

オ 教育職給料表(5)

職員の区分	職務の級 号	給料月額				
		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
1	162,800	177,200	262,800	290,100	406,500	
2	164,000	179,200	265,200	292,700	408,000	
3	165,200	181,200	267,500	295,600	409,500	
4	166,400	183,300	269,800	298,100	411,000	
5	167,700	185,300	272,300	300,600	412,400	
6	169,500	187,500	274,500	303,000	413,800	
7	171,300	189,700	276,700	305,300	415,300	
8	173,100	191,900	278,900	307,700	416,900	
9	174,800	193,900	281,000	310,100	418,300	
10	176,800	196,600	283,300	312,700	419,700	
11	178,800	199,300	285,600	315,400	421,100	
12	180,800	202,000	287,800	318,300	422,400	
13	182,600	204,800	290,200	320,800	423,700	
14	184,800	206,500	292,300	322,800	425,100	
15	187,000	208,200	294,200	324,800	426,500	
16	189,200	209,900	296,200	327,100	427,900	
17	191,200	211,400	298,200	329,300	429,100	
18	193,700	213,000	300,600	331,500	430,400	
19	196,200	214,600	303,100	333,800	431,600	
20	198,700	216,200	305,600	336,900	432,900	
21	201,200	217,900	307,900	338,200	434,000	
22	202,800	219,700	310,500	340,400	435,200	
23	204,500	221,500	312,800	342,700	436,500	
24	206,200	223,300	315,400	345,000	437,800	
25	207,700	224,900	318,000	346,800	439,100	
26	209,200	226,800	320,300	348,600	440,300	
27	210,700	228,700	322,700	350,500	441,300	
28	212,200	230,600	324,900	352,400	442,400	
29	213,800	232,400	327,100	354,200	443,600	
30	215,400	235,000	329,100	356,000	444,400	
31	217,000	237,600	331,300	357,700	445,200	
32	218,600	240,200	333,500	359,600	446,100	

69	268,900	323,900	390,100	410,300	
70	270,300	326,000	391,100	411,500	
71	271,800	328,200	392,200	412,700	
72	273,200	330,200	393,400	413,900	
73	274,300	332,300	394,400	414,500	
74	275,500	334,400	395,500	415,300	
75	276,700	336,600	396,600	416,900	
76	277,900	338,800	397,700	416,500	
77	279,000	340,500	398,800	416,800	
78	280,100	342,400	399,500	417,200	
79	281,300	344,300	400,500	417,600	
80	282,500	346,100	401,500	418,000	
81	283,600	347,800	402,300	418,300	
82	284,500	349,600	403,100	418,700	
83	285,600	351,200	403,800	419,100	
84	286,800	353,000	404,500	419,400	
85	287,800	354,200	405,300	419,700	
86	288,700	355,800	406,100	420,100	
87	289,600	357,300	406,800	420,500	
88	290,500	358,800	407,500	420,800	
89	291,500	360,200	408,100	421,100	
90	292,400	361,500	408,800	421,400	
91	293,300	362,900	409,300	421,700	
92	294,200	364,300	410,000	421,900	
93	294,500	365,800	410,400	422,100	
94	295,200	367,100	410,800		
95	295,900	368,400	411,100		
96	296,600	369,600	411,400		
97	297,400	370,500	411,700		
98	298,200	371,500	412,000		
99	299,000	372,500	412,300		
100	299,700	373,500	412,500		
101	300,400	374,400	412,700		
102	300,800	375,400	413,000		
103	301,300	376,400	413,300		
104	301,800	377,400	413,500		

再任用職員以外の職員

105	302,000	378,200	413,700
106	302,400	379,100	414,000
107	302,700	380,000	414,300
108	302,900	381,000	414,500
109	303,100	381,800	414,700
110	303,300	382,800	415,000
111	303,600	383,800	415,300
112	303,900	384,800	415,500
113	304,100	385,400	415,700
114	304,300	386,300	416,000
115	304,500	387,200	416,300
116	304,800	388,100	416,500
117	305,100	388,900	416,700
118	305,400	389,600	
119	305,700	390,400	
120	306,000	391,200	
121	306,100	391,800	
122	306,300	392,600	
123	306,600	393,300	
124	306,900	394,000	
125	307,100	394,600	
126		395,300	
127		395,800	
128		396,400	
129		397,100	
130		397,700	
131		398,200	
132		398,700	
133		399,000	
134		399,300	
135		399,600	
136		399,900	
137		400,200	
138		400,500	
139		400,800	
140		401,100	

別表第4を次のように改める。

141		401,400			
142		401,700			
143		402,000			
144		402,300			
145		402,500			
146		402,800			
147		403,100			
148		403,300			
149		403,500			
150		403,800			
151		404,100			
152		404,300			
153		404,500			
154		404,800			
155		405,100			
156		405,300			
157		405,500			
再任用職員	226,500	272,400	299,400	325,700	406,500

備考

- この表は、小学校及び中学校並びにこれらに併するもの(特別支援学校の小学部及び中学部を除く。)で人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、美術教諭、音楽教諭、講師、助教諭、養護教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの(1)に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が9級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4(第3条関係)

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職務の級 号	級			
	1 級	2 級	3 級	4 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	243,600	330,800	393,500	468,000
2	245,900	333,600	396,400	470,300
3	248,200	336,500	399,300	472,600
4	250,500	339,400	402,100	474,900
5	252,700	342,100	404,700	476,900
6	256,400	345,100	407,500	479,100
7	260,100	348,100	410,300	481,300
8	263,800	351,100	413,000	483,500
9	267,300	353,900	415,300	485,500
10	271,100	356,900	418,000	487,600
11	274,900	359,900	420,800	489,700
12	278,700	363,000	423,200	491,800
13	282,500	365,800	425,500	493,900
14	286,200	369,300	428,000	496,000
15	289,900	372,900	430,500	498,100
16	293,600	376,500	432,900	500,200
17	297,300	379,800	435,000	502,200
18	300,800	382,500	437,400	504,200
19	304,300	385,200	439,800	506,200
20	307,800	388,000	442,100	508,100
21	311,100	390,600	444,000	509,900
22	314,700	393,100	446,400	511,800
23	318,300	395,600	448,800	513,700
24	321,900	398,200	451,100	515,500
25	325,500	400,300	453,200	517,200
26	328,900	402,600	455,500	519,000
27	332,300	404,900	457,800	520,800
28	335,800	407,200	460,100	522,600
29	339,000	409,200	462,100	524,200
30	341,700	411,300	464,400	526,000
31	344,400	413,400	466,600	527,800
32	347,100	415,500	468,800	529,600

33	349,600	417,400	470,800	531,300
34	351,900	419,400	472,900	533,100
35	354,200	421,400	475,000	534,900
36	356,600	423,400	477,100	536,600
37	358,700	425,200	479,200	538,200
38	360,900	427,200	481,000	539,800
39	363,100	429,200	482,800	541,400
40	365,400	431,200	484,600	543,000
41	367,600	433,000	486,200	544,500
42	369,000	434,800	488,000	545,900
43	370,500	436,600	489,800	547,300
44	372,000	438,400	491,600	548,600
45	373,100	440,100	493,200	549,800
46	374,500	441,900	495,000	550,800
47	376,000	443,700	496,700	551,800
48	377,400	445,500	498,400	552,800
49	378,500	447,200	500,000	553,800
50	379,400	449,000	501,300	554,700
51	380,300	450,800	502,600	555,600
52	381,300	452,600	503,900	556,500
53	382,100	454,200	505,000	557,300
54	383,000	455,400	506,300	558,200
55	383,900	456,600	507,600	559,100
56	384,800	457,800	508,900	560,000
57	385,500	459,000	510,000	560,900
58	386,400	460,000	510,900	561,800
59	387,300	461,000	511,800	562,700
60	388,200	462,000	512,700	563,600
61	388,800	462,800	513,500	564,500
62	389,300	463,500	514,400	565,400
63	389,800	464,200	515,300	566,300
64	390,300	464,900	516,200	567,200
65	390,500	465,500	516,900	568,000
66	391,000	466,300	517,800	568,900
67	391,500	466,900	518,700	569,800
68	391,900	467,500	519,600	570,700

105			551,000	
106			552,500	
107			553,400	
108			554,300	
109			554,900	
110			555,800	
111			556,700	
112			557,600	
113			558,400	

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

69	392,200	467,900	520,400	571,600
70	392,700	468,600	521,300	572,500
71	393,200	469,300	522,200	573,400
72	393,600	469,900	523,100	574,300
73	393,900	470,400	523,800	575,200
74		471,100	524,700	576,100
75		471,800	525,600	577,000
76		472,400	526,500	577,900
77		472,900	527,300	578,600
78		473,500	528,200	579,500
79		474,100	529,100	580,400
80		474,700	530,000	581,300
81		475,200	530,800	582,100
82		475,800	531,700	
83		476,400	532,600	
84		477,000	533,500	
85		477,400	534,200	
86			535,100	
87			536,000	
88			536,900	
89			537,700	
90			538,600	
91			539,500	
92			540,400	
93			541,200	
94			542,100	
95			543,000	
96			543,900	
97			544,700	
98			545,600	
99			546,500	
100			547,400	
101			548,200	
102			549,100	
103			550,000	
104			550,900	

イ 医療種給料表(%)

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
		号	給料月額										
	1	円	142,700	円	164,400	円	217,800	円	261,400	円	315,800	円	365,400
	2		143,400		165,700		219,700		263,300		318,100		357,900
	3		144,100		167,000		221,600		265,200		320,400		360,400
	4		144,800		168,300		223,600		267,100		322,700		363,000
	5		145,500		169,500		225,400		268,800		324,800		365,400
	6		146,300		171,400		227,000		271,000		326,800		367,900
	7		147,100		173,300		228,700		273,100		328,800		370,400
	8		147,900		175,200		230,400		275,300		330,800		373,000
	9		148,700		177,000		231,800		277,300		332,500		375,500
	10		149,500		178,900		233,600		279,400		334,700		378,000
	11		150,300		180,800		235,400		281,500		336,900		380,500
	12		151,100		182,700		237,200		283,700		339,100		383,000
	13		151,900		184,400		239,100		285,600		341,300		385,400
	14		153,000		186,000		241,000		287,900		343,200		387,700
	15		154,100		187,600		242,900		290,200		345,100		390,000
	16		155,200		189,200		244,800		292,500		347,100		392,400
	17		156,400		190,700		246,600		294,500		348,800		394,700
	18		157,600		192,300		248,200		296,800		350,600		396,800
	19		159,200		193,900		249,800		299,100		352,500		398,900
	20		160,600		195,500		251,400		301,400		354,300		401,100
	21		161,800		196,900		252,800		303,600		356,000		403,200
	22		163,200		198,700		254,500		305,500		357,700		405,200
	23		164,600		200,500		256,200		307,500		359,400		407,200
	24		166,000		202,300		257,900		309,500		361,100		409,200
	25		167,200		203,900		259,400		311,300		362,600		411,100
	26		169,200		205,500		261,100		313,400		364,700		413,000
	27		171,200		207,200		262,700		315,500		366,900		414,900
	28		173,300		208,900		264,400		317,700		369,100		416,800
	29		175,200		210,200		266,000		319,600		371,100		418,600
	30		177,100		211,800		267,400		321,700		373,000		420,100
	31		179,000		213,400		268,900		323,800		374,900		421,700
	32		181,000		215,000		270,400		326,000		376,900		423,300

33	182,900	216,500	271,600	328,000	378,800	424,700
34	184,600	218,000	273,400	330,100	380,700	426,100
35	186,300	219,600	275,200	332,300	382,700	427,500
36	188,000	221,200	277,100	334,500	384,600	429,000
37	189,600	222,600	278,900	336,500	386,400	430,300
38	191,100	224,300	280,900	338,500	388,000	431,400
39	192,600	226,000	282,800	340,500	389,600	432,500
40	194,100	227,700	284,700	342,600	391,300	433,600
41	195,500	229,200	286,500	344,400	392,800	434,500
42	197,000	230,800	288,400	346,100	394,300	435,300
43	198,500	232,400	290,300	347,900	395,700	436,100
44	200,000	234,000	292,300	349,700	397,200	436,900
45	201,300	235,500	293,900	351,200	398,700	437,600
46	202,800	236,900	295,600	352,700	399,800	438,500
47	204,300	238,300	297,700	354,200	400,900	439,400
48	205,800	239,700	299,600	355,800	402,000	440,400
49	207,400	240,900	301,300	357,200	402,900	441,300
50	208,900	242,400	303,100	358,400	403,900	442,000
51	210,400	243,900	304,900	359,700	404,900	442,700
52	211,900	245,400	306,800	360,900	405,900	443,500
53	213,300	246,700	308,300	361,800	406,800	444,200
54	214,600	248,300	310,100	363,100	407,600	444,900
55	215,900	249,900	311,900	364,500	408,400	445,600
56	217,200	251,500	313,800	365,800	409,200	446,300
57	218,500	253,000	315,400	367,000	409,800	446,900
58	219,700	254,900	317,100	368,100	410,500	447,600
59	220,900	256,600	318,800	369,200	411,300	448,300
60	222,100	258,400	320,600	370,300	412,100	449,000
61	223,000	260,000	322,200	371,300	412,700	449,500
62	224,100	261,600	323,900	372,200	413,400	450,100
63	225,200	263,300	325,600	373,100	414,200	450,700
64	226,300	265,000	327,300	374,000	415,000	451,300
65	227,200	266,400	328,900	374,800	415,600	451,900
66	228,200	267,700	330,300	375,600	416,300	452,500
67	229,300	269,000	331,700	376,400	417,000	453,100
68	230,400	270,300	333,100	377,200	417,700	453,700

再任用職員以外の職員

105	309,400	372,600	404,600	440,400		
106	310,000	373,100	405,100			
107	310,600	373,600	405,600			
108	311,200	374,100	406,100			
109	311,700	374,500	406,600			
110	312,200	375,000	407,100			
111	312,700	375,500	407,600			
112	313,200	376,000	408,100			
113	313,500	376,400	408,600			
114	314,000	376,900	409,100			
115	314,500	377,400	409,600			
116	315,000	377,900	410,100			
117	315,500	378,200	410,700			
118	316,000	378,700	411,200			
119	316,500	379,200	411,700			
120	317,000	379,700	412,200			
121	317,400	380,300	412,800			
122			413,400			
123			414,000			
124			414,600			
125			415,100			
126			415,700			
127			416,300			
128			416,900			
129			417,300			
再任用職員	214,900	231,200	247,500	271,000	287,700	327,500

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

69	231,200	271,400	334,300	377,800	418,400	454,400
70	232,200	272,700	335,500	378,700	419,100	455,100
71	233,200	274,100	336,800	379,600	419,800	455,800
72	234,200	275,400	338,100	380,500	420,600	456,500
73	235,000	276,500	339,100	381,200	421,300	457,100
74	236,000	277,800	340,500	382,300	421,800	457,700
75	237,000	279,200	342,000	383,400	422,300	458,300
76	238,000	280,600	343,500	384,500	422,800	458,900
77	238,800	281,700	344,700	385,400	423,400	459,400
78	239,700	283,000	346,400	386,100	424,000	460,100
79	240,700	284,200	348,100	386,900	424,600	460,800
80	241,700	285,500	349,800	387,700	425,200	461,500
81	242,400	286,800	351,300	388,300	425,700	462,000
82	243,500	287,900	352,800	389,100	426,300	462,600
83	244,600	289,100	354,200	390,000	426,900	463,200
84	245,700	290,300	355,700	390,900	427,500	463,800
85	246,800	291,200	356,900	391,600	428,100	464,400
86	247,400	292,300	358,100	392,300	428,700	465,000
87	248,200	293,500	359,400	393,000	429,300	465,600
88	249,000	294,700	360,700	393,700	429,900	466,200
89	249,700	295,700	361,800	394,200	430,400	466,700
90	250,400	296,700	362,800	395,000	431,000	467,300
91	251,100	297,700	363,400	395,800	431,600	467,900
92	251,800	298,700	364,200	396,600	432,200	468,500
93	252,300	299,400	364,800	397,200	432,700	469,000
94	252,800	300,300	365,500	398,000	433,300	469,600
95	253,300	301,200	366,200	398,600	433,900	470,200
96	253,800	302,100	366,900	399,600	434,500	470,800
97	254,200	302,900	367,400	400,500	435,000	471,400
98		303,800	368,100	401,000	435,600	472,000
99		304,700	368,800	401,500	436,200	472,600
100		305,600	369,500	402,000	436,800	473,200
101		306,200	370,100	402,600	437,400	473,800
102		307,000	370,700	403,100	438,000	474,400
103		307,900	371,300	403,600	438,600	475,000
104		308,800	371,900	404,100	439,200	475,600

ウ 医療給料表(3)

職員の区分	職務の級 号	給料月額			
		1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円
	1	142,700	154,100	198,600	261,400
	2	143,400	155,300	200,200	263,300
	3	144,100	156,500	201,800	265,200
	4	144,800	157,700	203,400	267,100
	5	145,500	158,900	205,000	268,900
	6	146,300	160,200	206,700	271,000
	7	147,100	161,500	208,400	273,100
	8	147,900	162,800	210,100	275,300
	9	148,700	164,200	211,600	277,300
	10	149,500	165,500	213,200	279,400
	11	150,300	166,800	214,800	281,500
	12	151,100	168,200	216,400	283,700
	13	151,900	169,500	217,800	285,600
	14	153,000	171,400	219,700	287,900
	15	154,100	173,300	221,600	290,200
	16	155,200	175,200	223,500	292,500
	17	156,400	177,000	225,400	294,500
	18	157,800	178,900	227,600	296,800
	19	159,200	180,800	228,700	299,100
	20	160,600	182,700	230,400	301,400
	21	161,800	184,400	231,800	303,600
	22	163,200	186,000	233,600	305,500
	23	164,600	187,600	235,400	307,500
	24	166,000	189,200	237,200	309,500
	25	167,200	190,700	239,100	311,300
	26	169,200	192,500	241,000	313,400
	27	171,200	193,900	242,900	315,500
	28	173,300	195,500	244,800	317,700
	29	175,200	196,900	246,600	319,600
	30	177,100	198,700	248,200	321,700
	31	179,000	200,500	249,800	323,800
	32	181,000	202,300	251,400	326,000

33	182,900	203,900	252,800	328,000
34	184,600	206,500	254,500	330,100
35	186,300	207,200	256,200	332,300
36	188,000	208,900	257,900	334,500
37	189,600	210,200	259,400	336,500
38	191,100	211,800	261,100	338,500
39	192,600	213,400	262,700	340,500
40	194,100	215,000	264,400	342,600
41	195,500	216,500	266,000	344,400
42	197,000	218,000	267,400	346,100
43	198,500	219,600	268,900	347,900
44	200,000	221,200	270,400	349,700
45	201,300	222,600	271,600	351,200
46	202,800	224,300	273,400	352,700
47	204,300	226,000	275,200	354,200
48	205,800	227,700	277,100	355,800
49	207,400	229,200	278,900	357,200
50	208,900	230,800	280,900	358,400
51	210,400	232,400	282,800	359,700
52	211,900	234,000	284,700	360,900
53	213,300	235,500	286,500	361,800
54	214,600	236,900	288,400	363,100
55	215,900	238,300	290,300	364,500
56	217,200	239,700	292,300	365,800
57	218,500	240,900	293,900	367,000
58	219,700	242,400	295,800	368,100
59	220,900	243,900	297,700	369,200
60	222,100	245,400	299,600	370,300
61	223,000	246,700	301,300	371,300
62	224,100	248,300	303,100	372,200
63	225,200	249,900	304,900	373,100
64	226,300	251,500	306,800	374,000
65	227,200	253,000	308,300	374,800
66	228,200	254,800	310,100	375,600
67	229,300	256,600	311,900	376,400
68	230,400	258,400	313,800	377,200

再任用職員以外の職員

105	302,900	364,800	404,600
106	303,800	365,500	405,100
107	304,700	366,200	405,600
108	305,600	366,900	406,100
109	306,200	367,400	406,600
110	307,000	368,100	407,100
111	307,900	368,800	407,600
112	308,800	369,500	408,100
113	309,400	370,100	408,600
114	310,000	370,700	409,100
115	310,600	371,300	409,600
116	311,200	371,900	410,100
117	311,700	372,600	410,700
118	312,200	373,100	411,200
119	312,700	373,600	411,700
120	313,200	374,100	412,200
121	313,500	374,500	412,800
122	314,000	375,000	413,400
123	314,500	375,500	414,000
124	315,000	376,000	414,600
125	315,500	376,400	415,100
126	316,000	376,900	415,700
127	316,500	377,400	416,300
128	317,000	377,900	416,900
129	317,400	378,200	417,300
130		378,700	
131		379,200	
132		379,700	
133		380,300	
再任用職員	214,900	231,200	271,000

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

69	231,200	260,000	315,400	377,800
70	232,200	261,600	317,100	378,700
71	233,200	263,300	318,800	379,600
72	234,200	265,000	320,600	380,500
73	235,000	266,400	322,200	381,200
74	236,000	267,700	323,900	382,300
75	237,000	269,000	325,600	383,400
76	238,000	270,300	327,300	384,500
77	238,800	271,400	328,900	385,400
78	239,700	272,700	330,300	386,100
79	240,700	274,100	331,700	386,900
80	241,700	275,400	333,100	387,700
81	242,400	276,500	334,300	388,300
82	243,500	277,800	335,500	389,100
83	244,600	279,200	336,800	390,000
84	245,700	280,600	338,100	390,900
85	246,600	281,700	339,100	391,600
86	247,400	283,000	340,500	392,300
87	248,200	284,200	342,000	393,000
88	249,000	285,500	343,500	393,700
89	249,700	286,800	344,700	394,200
90	250,400	287,900	346,400	395,000
91	251,100	289,100	348,100	395,800
92	251,800	290,300	349,800	396,600
93	252,300	291,200	351,300	397,200
94	252,800	292,300	352,800	398,000
95	253,300	293,500	354,200	398,800
96	253,800	294,700	355,700	399,600
97	254,200	295,700	356,900	400,500
98		296,700	358,100	401,000
99		297,700	359,400	401,500
100		298,700	360,700	402,000
101		299,400	361,800	402,600
102		300,300	362,600	403,100
103		301,200	363,400	403,600
104		302,100	364,200	404,100

別表第5中「374,000」を「376,000」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の50」を「100分の40」に改め、同条第3項中「100分の50」を「100分の40」に、「100分の30」を「100分の25」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の95」を「100分の100」に、「100分の115」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の47.5」に、「100分の55」を「100分の57.5」に改める。

第23条の2第6項中「100分の50」とあるのは「100分の45」と、」を削り、「は「100分の102.5」を「は、「100分の105」に改める。

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第3条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年広島市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第8条のうち一般職の職員の給与に関する条例別表第1再任用職員の項の改正規定中

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	214,300	230,600	246,900	270,400	287,100	326,900	372,600

を

定年	基準						
----	----	----	----	----	----	----	----

前再任用短時間勤務職員	給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	214,900	231,200	247,500	271,000	287,700	327,500	373,200	420,900

改める。

第 8 条のうち一般職の職員の給与に関する条例別表第 2 再任用職員の項の改正規定中

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	217,100	233,500	250,100	274,100	292,300	314,500	341,200	371,400

改める。

第 8 条のうち一般職の職員の給与に関する条例別表第 3 のイの表再任用職員の項の改正規定中

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	217,700	234,100	250,700	274,700	292,900

改める。

第 8 条のうち一般職の職員の給与に関する条例別表第 3 のウの表再任用職員の項の改正規定中

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	234,300	277,400	306,500	334,800	419,800

改める。

第 8 条のうち一般職の職員の給与に関する条例別表第 3 のエの表再任用職員の項の改正規定中

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	230,600	246,900	270,400

改める。

第 8 条のうち一般職の職員の給与に関する条例別表第 3 のエの表再任用職員の項の改正規定中

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	231,200	247,500	271,000

改める。

第 8 条のうち一般職の職員の給与に関する条例別表第 3 のエの表再任用職員の項の改正規定中

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	234,700	275,000	303,700	331,800	415,900

改める。

第 8 条のうち一般職の職員の給与に関する条例別表第 3 のオの表再任用職員の項の改正規定中

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	225,900	271,800	288,800	325,100	405,900

改める。

第 8 条のうち一般職の職員の給与に関する条例別表第 4 のアの表に定年前再任用短時間勤務職員の項を加える改正規定中

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	289,500	335,100	389,800	462,600

改める。

第 8 条のうち一般職の職員の給与に関する条例別表第 4 のイの表再任用職員の項の改正規定中

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	214,300	230,600	246,900	270,400	287,100	325,900

改める。

第 8 条のうち一般職の職員の給与に関する条例別表第 4 のイの表再任用職員の項の改正規定中

短時間勤務職員	円	円	円	円	円	円	円
	214,900	231,200	247,500	271,000	287,700	327,500	

改める。

第8条のうち一般職の職員の給与に関する条例別表第4のウの表再任用職員の項の改正規定中

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	214,300	230,600	246,900	270,400

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	214,900	231,200	247,500	271,000

改める。

第9条のうち一般職の職員の給与に関する条例別表第1定年前再任用短時間勤務職員の項の改正規定中

円	円	円	円	円	円	円	円
214,300	230,600	246,900	270,400	287,100	326,900	372,600	420,300

円	円	円	円	円	円	円	円
---	---	---	---	---	---	---	---

214,900	231,200	247,500	271,000	287,700	327,500	373,200	420,900
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

円	円	円	円	円	円	円	円
218,300	234,600	250,900	274,400	291,100	330,900	376,600	424,300

円	円	円	円	円	円	円	円
218,900	235,200	251,500	275,000	291,700	331,500	377,200	424,900

第9条のうち一般職の職員の給与に関する条例別表第2定年前再任用短時間勤務職員の項の改正規定中

円	円	円	円	円	円	円	円
217,100	233,500	250,100	274,100	292,300	314,500	341,200	371,400

円	円	円	円	円	円	円	円
217,700	234,100	250,700	274,700	292,900	315,100	341,800	372,000

円	円	円	円	円	円	円	円
221,100	237,500	254,100	278,100	296,300	318,500	345,200	375,400

円	円	円	円	円	円	円	円
221,700	238,100	254,700	278,700	296,900	319,100	345,800	376,000

第9条のうち、一般職の職員の給与に関する条例別表第3のイの表定

年前再任用短時間勤務職員の項の改正規定中

円	円	円	円	円
233,700	276,800	305,900	334,200	419,200

円	円	円	円	円
234,300	277,400	306,500	334,800	419,800

円	円	円	円	円
237,700	280,800	309,900	338,200	423,200

円	円	円	円	円
238,300	281,400	310,500	338,800	423,800

ウの表定年前再任用短時間勤務職員の項の改正規定中

円	円	円
230,600	246,900	270,400

円	円	円
231,200	247,500	271,000

円	円	円
234,600	250,900	274,400

円	円	円
235,200	251,500	275,000

エの表定年前再任用短時間勤務職員の項の改正規定中

円	円	円	円	円
234,700	275,000	303,700	331,800	415,900

円	円	円	円	円
235,300	275,600	304,300	332,400	416,500

円	円	円	円	円
238,700	279,000	307,700	335,800	419,900

円	円	円	円	円
239,300	279,600	308,300	336,400	420,500

オの表定年前再任用短時間勤務職員の項の改正規定中

円	円	円	円	円
225,900	271,800	298,800	325,100	405,900

円	円	円	円	円
226,500	272,400	299,400	325,700	406,500

円	円	円	円	円
229,900	275,800	302,800	329,100	409,900

を

円	円	円	円	円
239,500	276,400	333,400	329,700	410,500

に改める。

第 9 条のうち、一般職の職員の給与に関する条例別表第 4 のアの表定
年前再任用短時間勤務職員の項の改正規定中

円	円	円	円
289,500	335,100	389,800	462,600

を

円	円	円	円
290,100	335,700	390,400	463,200

に、

円	円	円	円
293,500	339,100	393,800	466,600

を

円	円	円	円
294,100	339,700	394,400	467,200

に改め、同表のイの表定

年前再任用短時間勤務職員の項の改正規定中

円	円	円	円	円	円
214,300	230,600	246,900	270,400	287,100	326,900

を

円	円	円	円	円	円
214,900	231,200	247,500	271,000	287,700	327,500

に、

円	円	円	円	円	円
218,300	234,600	250,900	274,400	291,100	333,900

を

円	円	円	円	円	円
218,900	235,200	251,500	275,000	291,700	331,500

に改め、同

表のウの表定年前再任用短時間勤務職員の項の改正規定中

円	円	円	円
214,300	230,600	246,900	270,400

を

円	円	円	円
214,900	231,200	247,500	271,000

に、

円	円	円	円
218,300	234,600	250,900	274,400

を

円	円	円	円
218,900	235,200	251,500	275,000

に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定（一般職の職員の給与に関する条例第 1 9 条第 2 項及び第 3 項の改正規定並びに第 2 3 条の 2 第 6 項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同条例（同項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日（附則第 4 項において「適用日」という。）から適用する。
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は人事委員会が定める。

広島市条例第 51 号
令和 4 年 1 2 月 26 日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 8 年広島市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の(四)の表建築物の用途の制限の項中「(5) 法別表第 2 (ハ)項に掲げる建築物」、「カ 法別表第 2 (四)項に掲げる建築物」及び「及びカ」を削る。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規則

広島市規則第 69 号
令和4年12月22日

広島市企画総務局指定管理者指定審議会規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市企画総務局指定管理者指定審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島市附属機関設置条例(昭和28年広島市条例第35号)第3条の規定に基づき、広島市企画総務局指定管理者指定審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、企画総務局の所管に係る公の施設の指定管理者の指定に関する事項を審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市職員
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから市長が指名する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、緊急を要するため審議会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるときは、審議会の会議を開かないで、審議会の会議の目的である事項について提案をし、委員に意思表示を求めることができる。

5 前項の提案があった場合において、当該提案につき委員の過半数が書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の審議会の議決があったものとみなす。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(資料の提出等の要求)

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画総務局総務課において処理する。

(委任規定)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。

2 広島市事務組織規則(昭和55年広島市規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表の(2)の表広島市顧問の項の次に次のように加える。

広島市企画総務局指定管理者指定審議会	広島市企画総務局指定管理者指定審議会規則(令和4年広島市規則第69号)の規定により、市長の諮問に応じ、企画総務局の所管に係る公の施設の指定管理者の指定に関する事項を審議すること。	企画総務局総務課
--------------------	---	----------

広島市規則第 70 号
令和 4 年 1 2 月 22 日

広島市似島歓迎交流センター条例施行規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市似島歓迎交流センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島市似島歓迎交流センター条例（令和 4 年広島市条例第 46 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休所日及び使用時間)

第 2 条 広島市似島歓迎交流センター（以下「歓迎交流センター」という。）の休所日及び歓迎交流センターを使用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、都合により休所日又は当該時間を変更することがある。

(1) 休所日

年中無休とする。ただし、大浴場棟の大浴場にあつては市長が定める日、プール施設にあつては 1 2 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(2) 使用することができる時間

ア 大浴場棟の大研修室、食堂棟、体育棟、炊飯テラス 午前 9 時から午後 9 時まで

イ 大浴場棟の大浴場 市長が定める時間

ウ 宿泊棟 使用を開始する日の午後 3 時から使用を終了する日の午後 2 時まで

エ コテージ

(イ) 宿泊で使用する場合 使用を開始する日の午後 3 時から使用を終了する日の午前 1 0 時まで

(イ) 休憩で使用する場合 午前 1 1 時から午後 2 時まで

オ プール施設

(イ) 4 月 1 日から 6 月 3 0 日まで及び 9 月 1 日から 1 1 月 3 0 日まで 午前 9 時から午後 4 時まで

(イ) 7 月 1 日から 8 月 3 1 日まで 午前 9 時から午後 6 時まで

2 前項（第 2 号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、歓迎交流センターの管理運営上支障がないときは、市長は、前項に規定する使用時間以外の時間における使用を認めることができる。

3 条例第 1 5 条第 1 項の規定により歓迎交流センターの管理を同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合における前 2 項の規定の適用については、第 1 項中「市長」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て第 3 項の指定管理者」と、前項中「市長は、前項に規定する使用時間」とあるのは、「次項の指定管理者は、前項に規定する使用時間（第 4 項の規定により延長する場合にあつては、延長後の使用時間）」とする。

4 前項に規定する場合において、当該指定管理者は、あらかじめ市長の

承認を得て、同項の規定により読み替えられた第 1 項に規定する休所日に開所し、又は同項に規定する使用時間を延長することができる。

(許可の手續)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項、第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第 4 条第 1 項、第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可の申請は、その申請に係る使用又は行為の日の 6 か月前の日前ものについては、これを受け付けない。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、条例第 4 条第 1 項、第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

4 条例第 1 5 条第 1 項の規定により歓迎交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合における前 3 項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(使用許可を要する施設等)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の市長の定める施設及び附属設備は、施設にあつては大浴場棟、食堂棟（食堂にあつては、専用して使用しようとする場合に限る。）、宿泊棟、コテージ、体育棟及び炊飯テラスとし、附属設備にあつては別表に掲げる附属設備とする。

(指定管理者の指定に係る申請書の提出等)

第 5 条 条例第 1 6 条第 1 項の規定による提出は、市長が定める期間に所定の申請書によりしなければならない。

2 条例第 1 6 条第 1 項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 収支計算書
- (2) 定款その他これに準ずるもの
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 決算その他の経営状況に関する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(利用料金等)

第 6 条 条例別表第 1 の(2)の表の市長の定める額は、別表に定める額とする。

2 条例別表第 2 備考の 2 に規定する市長が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 条例別表第 2 備考の 2 の(1)に掲げる場合 同表により算定した額の 2 倍に相当する額
- (2) 条例別表第 2 備考の 2 の(2)に掲げる場合 同表により算定した額の 1. 5 倍に相当する額

3 条例第 1 9 条第 8 項の規定により、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 6 項の規定を同条第 7 項の場合について準用する場合における別表の規定の適用については、同表中「金額」とあるのは、「使用料の額」とする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条、第6条関係）

区 分	単 位	金 額
カヌー	1艇1回につき	100円

広島市規則第72号

令和4年12月26日

一般職の職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

一般職の職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和26年3月30日広島市規則第93号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第6項中「部分中」の右に「100分の50」とあるのは「100分の45」と、」を加え、「は、「」を「は」に改める。

別表第1の2行政職給料表の項及び消防職給料表の項中「40,200円」を「40,300円」に改め、同表教育職給料表(4)の項中「26,900円」を「27,000円」に改め、同表医療職給料表(1)の項中「43,600円」を「43,700円」に改め、同表医療職給料表(2)の項中「40,200円」を「40,300円」に改める。

別表第1の3中「21,600円」を「21,700円」に、「66,500円」を「66,600円」に、「58,200円」を「58,300円」に、「49,900円」を「50,000円」に、「64,900円」を「65,000円」に、「56,800円」を「56,900円」に、「48,700円」を「48,800円」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第10条の6第3項中「1,000円」を「2,000円」に改める。

第22条の7第2項第2号中「当該期間が1か月以下の場合」を「次に掲げる期間」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業に係る子の出生の日から起算して57日を経過する日までの期間

イ 当該育児休業をしている職員として在職した期間からアに掲げる期間を除いた期間が1か月以下の場合における当該期間

第23条の4第2項第2号中「当該期間が1か月以下の場合」を「第22条の7第2項第2号ア及びイに掲げる期間」に改める。

第24条の2第6項中「100分の50」とあるのは「100分の45」と、」を削り、「は「100分の102.5」を「は、「100分の105」に改める。

（一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第3条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成4年広島市規則第95号）の一部を次のように改正する。

附則別表中「18,700」を「18,600」に、「18,400」を「18,200」に、「18,100」を「17,900」に、「14,000」を「14,400」に、「13,700」を「14,100」に、「12,900」

広島市規則第71号

令和4年12月22日

広島市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市国民健康保険規則の一部を改正する規則

広島市国民健康保険規則（昭和34年広島市規則第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年12月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

69	238,200	253,000	351,300
70	239,500	254,800	352,800
71	240,800	256,600	354,200
72	242,100	258,400	355,700
73	243,200	260,000	356,900
74	244,700	261,600	358,100
75	246,200	263,300	359,400
76	247,700	265,000	360,700
77	249,100	266,400	361,800
78	250,600	267,700	362,800
79	252,100	269,000	363,800
80	253,600	270,300	364,900
81	255,000	271,400	365,900
82	256,300	272,700	367,100
83	257,600	274,100	368,300
84	258,900	275,400	369,500
85	260,100	276,500	370,600
86	261,400	277,800	372,100
87	262,700	279,200	373,600
88	264,000	280,600	375,100
89	265,200	281,700	376,400
90	266,300	283,000	378,100
91	267,500	284,300	379,800
92	268,700	285,600	381,500
93	269,700	286,800	383,100
94	271,200	287,900	384,500
95	272,300	289,000	386,000
96	274,300	290,200	387,500
97	275,500	291,100	388,800
98	276,900	292,300	390,000
99	278,300	293,500	391,200
100	279,700	294,700	392,300
101	281,000	295,700	393,300
102	281,900	296,700	394,300
103	282,900	297,700	395,300
104	283,900	298,700	396,300

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 改正後の別表第1の規定を適用する場合には、この規則による改正前の技能業務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、この規則による改正後の技能業務職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

105	284,700	299,400	397,200
106	285,600	300,300	398,000
107	286,500	301,200	398,800
108	287,400	302,100	399,600
109	288,000	302,900	400,500
110	288,800	303,800	401,000
111	289,700	304,700	401,500
112	290,500	305,600	402,000
113	291,200	306,200	402,600
114	291,700	307,000	403,100
115	292,200	307,900	403,600
116	292,800	308,800	404,100
117	293,200	309,400	404,600
118	293,700	310,000	405,100
119	294,200	310,600	405,600
120	294,700	311,200	406,100
121	295,000	311,700	406,600
122	295,500	312,200	407,100
123	296,000	312,700	407,600
124	296,500	313,200	408,100
125	296,800	313,500	408,600
126	297,200	314,000	409,100
127	297,600	314,500	409,600
128	298,000	315,000	410,100
129	298,200	315,500	410,600
130	298,500	316,000	411,100
131	298,900	316,500	411,600
132	299,300	317,000	412,100
133	299,500	317,400	412,600
134	299,900	317,800	413,100
135	300,300	318,200	413,600
136	300,700	318,600	414,100
137	300,900	319,000	414,600
再任用職員	214,900	231,200	247,500

備考 この表において「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

広島市規則第74号

令和4年12月26日

広島市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 貫

広島市会計規則の一部を改正する規則

広島市会計規則（昭和43年広島市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「とき」を「時」に改め、第23号を第24号とし、第22号の次に次の1号を加える。

(四) 戸籍の謄本若しくは抄本、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面又は住民票若しくは戸籍の附票の写しの送付に要する費用第19条第2項第26号中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）」を削り、「手数料」の右に「及びこれらの書面の送付に要する費用」を加え、同項第32号中「手数料」の右に「及び住民票又は戸籍の附票の写しの送付に要する費用」を加える。

附 則

この規則は、令和5年1月16日から施行する。

告示

広島市告示第 5 5 2 号

令和 4 年 1 2 月 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、都市計画法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課、東区役所建設部建築課、安佐南区役所農林建設部建築課、安佐北区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 都市計画の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

広島市東区牛田旭一丁目の一部ほか 5 4 地区

3 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市都市整備局都市計画課
(2) 広島市東区東蟹屋町 9 番 3 8 号
東区役所建設部建築課
(3) 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号
安佐南区役所農林建設部建築課
(4) 広島市安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3 号
安佐北区役所農林建設部建築課

広島市告示第 5 5 3 号

令和 4 年 1 2 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項及び第 5 3 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第 7 8 条第 1 号及び第 1 1 5 条の 1 0 第 1 号の規定により告示します。

指定年月日 令和 4 年 1 2 月 1 日

広島市長 松井 一 實

Table with 4 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), サービスの種類. Rows include 株式会社エポカケアサービス, Common 株式会社, 株式会社ネクストプラン.

LD1階

広島市告示第 5 5 4 号

令和 4 年 1 2 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 1 項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に關する要綱第 7 条第 1 項の規定により告示します。

指定年月日 令和 4 年 1 2 月 1 日

広島市長 松井 一 實

Table with 4 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), サービスの種類. Rows include Common 株式会社, 合同会社悠, 株式会社はーとふるケアサービス, 合同会社ビューティフルライフ.

広島市告示第 5 5 5 号

令和 4 年 1 2 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項及び第 5 4 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第 7 8 条の 1 1 第 1 号又は第 1 1 5 条の 2 0 第 1 号の規定により告示します。

指定年月日 令和 4 年 1 2 月 1 日

広島市長 松井 一 實

Table with 4 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), サービスの種類. Rows include 株式会社エポカケアサービス, メディカル・ケア・サービス関西株式会社.

広島市告示第556号

令和4年12月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和4年12月1日

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所 名称 所在地		サービスの種類
	しあわせづくり株式会社	しあわせづくりケアプランセンター	



広島市告示第557号

令和4年12月5日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 イオン宇品ショッピングセンター
 - 所在地 広島市南区宇品東六丁目752番1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者
イオンリテール株式会社
代表取締役 井出 武美
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
- 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙のとおり
(変更後) 別紙のとおり
- 変更年月日
別紙のとおり
- 届出年月日
令和4年12月5日
- 届出書の縦覧場所
 - 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所市民部政調整課
- 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - 縦覧期間
令和4年12月5日から令和5年4月5日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
 - 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

- 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
 - 意見書の提出期限及び提出先
 - 提出期限 令和5年4月5日
 - 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- 別紙 略



広島市告示第558号

令和4年12月6日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 フジグラン緑井
 - 所在地 広島市安佐南区緑井一丁目1番
- 大規模小売店舗を設置する者
緑井まちづくり株式会社
代表取締役 吉本 泰徳
広島市安佐南区緑井一丁目5番1-308号
ほか4法人、18名
- 変更事項
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 略
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 略
- 変更年月日
上記3のとおり
- 届出年月日
令和4年12月5日
- 届出書の縦覧場所
 - 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部政調整課
- 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - 縦覧期間
令和4年12月6日から令和5年4月6日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）

第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和 5 年 4 月 6 日

(2) 提出先

〒 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
**広島市告示第 5 5 9 号**

令和 4 年 1 2 月 7 日

広島市市税条例（昭和 2 9 年広島市条例第 2 5 号）第 3 4 条の 6 第 1 項第 3 号の寄附金として、平成 2 1 年 6 月 2 5 日付け広島市告示第 2 7 9 号において指定を行った次の者に対する寄附金に関して、令和 4 年 6 月 1 5 日以後に支出された寄附金については当該指定を取り消したので、同条第 5 項の規定により告示する。

広島市長 松 井 一 實

| 名称       | 所在地                   | 取り消しの理由                                         |
|----------|-----------------------|-------------------------------------------------|
| 学校法人放光学園 | 広島市安芸区中野三丁目 1 1 番 6 号 | 特定公益増進法人であることの証明書の証明期間満了のため（令和 4 年 6 月 1 4 日まで） |

~~~~~  
広島市告示第 5 6 0 号

令和 4 年 1 2 月 7 日

広島市市税条例（昭和 2 9 年広島市条例第 2 5 号）第 3 4 条の 6 第 1 項第 3 号の寄附金として、次の者に対する寄附金を指定したので、同条第 5 項の規定により告示する。

令和 4 年 1 1 月 4 日以降に支出された当該寄附金について、広島市市税条例第 3 4 条の 6 第 1 項第 3 号の規定を適用する。

広島市長 松 井 一 實

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地
学校法人放光学園	広島市安芸区中野三丁目 1 1 番 6 号

~~~~~  
**広島市告示第 5 6 1 号**

令和 4 年 1 2 月 9 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 L E C T（レクト）

(2) 所在地 広島市西区扇二丁目 1 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明

広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号

株式会社カインズ

代表取締役 土屋 裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目 2 番 1 号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別紙 1 のとおり

（変更後）別紙 2 のとおり

4 変更年月日

別紙 1 及び別紙 2 のとおり

5 届出年月日

令和 4 年 1 2 月 8 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号

広島市西区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 4 年 1 2 月 9 日から令和 5 年 4 月 9 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和 5 年 4 月 9 日

(2) 提出先

〒 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 1 及び別紙 2 略

~~~~~  
広島市告示第 5 6 2 号

令和 4 年 1 2 月 9 日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ゆめタウン五日市
 - (2) 所在地 広島市佐伯区五日市五丁目1553番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社イズミ
代表取締役社長 山西 泰明
広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙のとおり
(変更後) 別紙のとおり
- 4 変更年月日
別紙のとおり
- 5 届出年月日
令和4年12月8日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和4年12月9日から令和5年4月9日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和5年4月9日
 - (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第563号

令和4年12月9日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 コストコホールセール広島倉庫店
 - (2) 所在地 広島市南区南蟹屋二丁目514番50ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
コストコホールセールジャパン株式会社
代表取締役 ケン・テリオ
千葉県木更津市瓜倉361番地（金田西2街区2画地）
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 略
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 略
- 4 変更年月日
令和4年8月1日
- 5 届出年月日
令和4年12月9日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和4年12月9日から令和5年4月9日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和5年4月9日
 - (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第564号

令和 4 年 1 月 2 日

次の者を指定納付受託者に指定したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 2 項の定めるところにより告示します。

広島市長 松井 一 實

1 指定納付受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社ペイジェント
代表者の氏名 代表取締役社長 河合 寛
主たる事務所の所在地 東京都渋谷区円山町 19-1
渋谷プライムプラザ

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類
入学者選抜料（中等教育学校分に限る。）

3 指定納付受託者の指定をした日
令和 4 年 1 月 2 日

4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和 4 年 1 月 2 日から同月 2 日まで

広島市告示第 565 号

令和 4 年 1 月 2 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) スーパーオートバックス広島観音新町店
(2) 所在地 広島市西区観音新町四丁目 2873 番 1

2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社オートバックスセブン
代表取締役 堀井 勇吾
東京都江東区豊洲五丁目 6 番 5 2 号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社オートバックス南日本販売広島カンパニー
代表取締役 西川 征宏
広島市南区東雲三丁目 7 番 18 号

4 大規模小売店舗の新設をする日
令和 5 年 8 月 10 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,099 平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数
32 台
(2) 駐輪場の収容台数
5 台
(3) 荷さばき施設の面積
83 平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量

21 立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 略

8 届出年月日
令和 4 年 1 月 9 日

- 9 届出書の縦覧場所
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号
広島市西区役所市民部政調調整課

10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
(1) 縦覧期間
令和 4 年 1 月 2 日から令和 5 年 4 月 2 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

11 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和 5 年 4 月 2 日
(2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第 566 号

令和 4 年 1 月 13 日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市佐伯区五日市町大字下河内字川坂の 2 番 1、2 番 2、2 番 3、3 番 1 及び 3 番 2 の一部

2 開発面積
2,410.33 ㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブンーイレブン・ジャパン
代表取締役 永松 文彦

4 検査済証交付年月日
令和 4 年 1 月 13 日

広島市告示第 567 号

令和4年12月13日
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、教育委員会中央地区学校事務センター所長の物品出納員事務の一部委任を次のとおり解除させたので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任の解除を受けた物品分任出納員
翠町中学校 教頭 並川 聡之
- 2 委任を解除させた事務
翠町中学校における物品の出納保管に関する事務
- 3 解除年月日
令和4年11月28日

~~~~~  
**広島市告示第568号**

令和4年12月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる機関 略

~~~~~  
広島市告示第569号

令和4年12月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる機関 略

~~~~~  
**広島市告示第570号**

令和4年12月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 | 指定有効期限 |
|----|-----|-------|--------|
|----|-----|-------|--------|

|                   |                          |           |             |
|-------------------|--------------------------|-----------|-------------|
| 鶴見クリニック           | 広島市中区東平塚町4-12ブルーシャトービル1階 | 令和4年11月1日 | 令和10年10月31日 |
| RYO DENTAL CLINIC | 広島市中区富士見町1-1熊本ビル2F       | 令和4年11月1日 | 令和10年10月31日 |
| 古江クリニック           | 広島市東区戸坂中町6-8             | 令和4年11月4日 | 令和10年11月3日  |
| かねはら内科・呼吸器クリニック   | 広島市西区楠木町三丁目1-10          | 令和4年11月1日 | 令和10年10月31日 |
| むらき小児科            | 広島市西区庚午北二丁目22-4          | 令和4年11月1日 | 令和10年10月31日 |
| 安佐南区内科リウマチ科クリニック  | 広島市安佐南区伴東五丁目21-35        | 令和4年11月1日 | 令和10年10月31日 |
| きたがわ歯科クリニック       | 広島市安佐南区祇園三丁目64-6         | 令和4年11月1日 | 令和10年10月31日 |
| ウォンツ八木薬局          | 広島市安佐南区八木五丁目5-33         | 令和4年12月1日 | 令和10年11月30日 |
| しらすぎ診療所           | 広島市佐伯区楽々園二丁目1-34         | 令和4年11月1日 | 令和10年10月31日 |
| 楽々園内科呼吸器クリニック     | 広島市佐伯区楽々園五丁目9-5-303      | 令和4年11月1日 | 令和10年10月31日 |

~~~~~  
広島市告示第571号

令和4年12月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる指定医療機関 略

~~~~~  
**広島市告示第572号**

令和4年12月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第 5 7 3 号

令和 4 年 1 2 月 1 4 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条第 2 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助のための施術者から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

医療扶助のための施術者 略

広島市告示第 5 7 4 号

令和 4 年 1 2 月 1 4 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条第 2 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

医療扶助のための施術者 略

広島市告示第 5 7 5 号

令和 4 年 1 2 月 1 5 日

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、令和 4 年 1 2 月 1 5 日から令和 5 年 1 月 4 日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 整理番号  | 路線名             | 起点                            |
|-------|-----------------|-------------------------------|
|       |                 | 終点                            |
| 17593 | 南 4 区 5 4 6 号線  | 南区宇品海岸三丁目 3 2 8 番地 5 4 0 地先   |
|       |                 | 南区宇品海岸三丁目 3 2 8 番地 5 3 2 地先   |
| 17594 | 佐伯 1 区 5 1 2 号線 | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1 4 番地 2 4 地先   |
|       |                 | 佐伯区石内北三丁目 1 3 9 2 番地 9 地先     |
| 17595 | 佐伯 1 区 5 4 4 号線 | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 5 6 地先   |
|       |                 | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 1 0 8 地先 |
| 17596 | 佐伯 1 区 5 4 5 号線 | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 2 0 2 地先 |
|       |                 | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 1 9 0 地先 |

|       |                 |                               |
|-------|-----------------|-------------------------------|
| 17597 | 佐伯 1 区 5 4 6 号線 | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 1 7 8 地先 |
|       |                 | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 1 4 2 地先 |
| 17598 | 佐伯 1 区 5 4 7 号線 | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 2 1 0 地先 |
|       |                 | 佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 3 5 地先   |

広島市告示第 5 7 6 号

令和 4 年 1 2 月 1 5 日

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、令和 4 年 1 2 月 1 5 日から令和 5 年 1 月 4 日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 整理番号  | 路線名                | 起点                            |
|-------|--------------------|-------------------------------|
|       |                    | 終点                            |
| 17599 | 南 4 区 5 4 6 号線     | 南区宇品海岸三丁目 3 2 8 番地 5 4 0 地先   |
|       |                    | 南区宇品海岸三丁目 3 2 8 番地 5 4 1 地先   |
| 17600 | 西 2 区 2 1 0 号線     | 西区南観音五丁目 1 4 8 2 番地 1 地先      |
|       |                    | 西区南観音五丁目 1 4 8 2 番地 3 地先      |
| 17601 | 西 2 区 2 1 1 号線     | 西区観音新町四丁目 2 8 7 4 番地 1 1 4 地先 |
|       |                    | 西区観音新町四丁目 2 8 7 4 番地 2 0 8 地先 |
| 17602 | 西 3 区 5 1 1 号線     | 西区己斐上三丁目 1 5 8 1 番地 1 4 地先    |
|       |                    | 西区己斐上三丁目 1 5 8 1 番地 1 1 地先    |
| 17603 | 安佐南 1 区 5 2 6 号線   | 安佐南区川内一丁目 1 0 4 5 番地 5 地先     |
|       |                    | 安佐南区川内一丁目 1 0 4 5 番地 7 地先     |
| 17604 | 安佐南 1 区 5 2 7 号線   | 安佐南区川内五丁目 1 0 0 7 番地 1 6 地先   |
|       |                    | 安佐南区川内五丁目 1 0 0 7 番地 1 5 地先   |
| 17605 | 安佐南 2 区 1 1 5 5 号線 | 安佐南区東野二丁目 6 6 8 番地 1 6 地先     |
|       |                    | 安佐南区東野二丁目 6 6 8 番地 1 8 地先     |
| 17606 | 安佐北 2 区 1 1 3 5 号線 | 安佐北区深川三丁目 1 1 2 番地 4 地先       |
|       |                    | 安佐北区深川三丁目 1 3 6 番地 4 地先       |
| 17607 | 安佐北 3 区 1 0 0 3 号線 | 安佐北区大林町字石林 2 6 0 1 番地 地先      |
|       |                    | 安佐北区大林町字代田 2 4 3 9 番地 2 地先    |
| 17608 | 安佐北 3 区 1 0 0 4 号  | 安佐北区大林町字石林 2 6 8 3 番地 1 3 地先  |

|       |             |                      |
|-------|-------------|----------------------|
|       | 線           | 安佐北区大林町字代田2415番地1地先  |
| 17609 | 安佐北3区1005号線 | 安佐北区可部南五丁目1736番地7地先  |
|       |             | 安佐北区可部南五丁目1658番地4地先  |
| 17610 | 安佐北3区1006号線 | 安佐北区可部南五丁目1736番地9地先  |
|       |             | 安佐北区可部南五丁目1658番地5地先  |
| 17611 | 安佐北3区1007号線 | 安佐北区亀山三丁目1330番地2地先   |
|       |             | 安佐北区亀山三丁目1330番地11地先  |
| 17612 | 佐伯1区512号線   | 佐伯区石内北三丁目5014番地24地先  |
|       |             | 佐伯区石内北三丁目5010番地35地先  |
| 17613 | 佐伯1区544号線   | 佐伯区石内北三丁目1392番地9地先   |
|       |             | 佐伯区石内北三丁目5010番地108地先 |
| 17614 | 佐伯1区545号線   | 佐伯区石内北三丁目5011番地59地先  |
|       |             | 佐伯区石内北三丁目5010番地190地先 |
| 17615 | 佐伯1区546号線   | 佐伯区石内北三丁目5010番地186地先 |
|       |             | 佐伯区石内北三丁目5010番地142地先 |
| 17616 | 佐伯1区554号線   | 佐伯区石内北三丁目5011番地26地先  |
|       |             | 佐伯区石内北三丁目5011番地19地先  |
| 17617 | 佐伯1区555号線   | 佐伯区石内北三丁目5011番地123地先 |
|       |             | 佐伯区石内北三丁目5011番地50地先  |
| 17618 | 佐伯1区556号線   | 佐伯区石内北三丁目5011番地100地先 |
|       |             | 佐伯区石内北三丁目5011番地19地先  |
| 17619 | 佐伯1区557号線   | 佐伯区石内北三丁目5011番地77地先  |
|       |             | 佐伯区石内北三丁目5011番地75地先  |
| 17620 | 佐伯1区558号線   | 佐伯区石内北三丁目5010番地206地先 |
|       |             | 佐伯区石内北三丁目5010番地203地先 |
| 17621 | 佐伯3区335号線   | 佐伯区三宅三丁目860番地6地先     |
|       |             | 佐伯区三宅三丁目843番地19地先    |

広島市告示第577号

令和4年12月15日

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、令和4年12月15日から令和5年1月4日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名         | 敷地の幅員                   | 敷地の延長            |
|-------|-------------|-------------------------|------------------|
| 市道    | 南4区546号線    | 5.90メートル<br>∟<br>12.00  | メートル<br>223.50   |
| 市道    | 西2区210号線    | 5.00メートル<br>∟<br>9.00   | メートル<br>23.13    |
| 市道    | 西2区211号線    | 10.00メートル<br>∟<br>54.61 | メートル<br>209.51   |
| 市道    | 西3区511号線    | 6.00メートル<br>∟<br>13.46  | メートル<br>52.00    |
| 市道    | 安佐南1区526号線  | 4.20メートル<br>∟<br>9.24   | メートル<br>33.30    |
| 市道    | 安佐南1区527号線  | 6.00メートル<br>∟<br>10.18  | メートル<br>18.65    |
| 市道    | 安佐南2区1155号線 | 4.10メートル<br>∟<br>8.17   | メートル<br>26.88    |
| 市道    | 安佐北2区1135号線 | 5.00メートル<br>∟<br>8.35   | メートル<br>38.07    |
| 市道    | 安佐北3区1003号線 | 4.00メートル<br>∟<br>21.00  | メートル<br>495.70   |
| 市道    | 安佐北3区1004号線 | 4.00メートル<br>∟<br>10.00  | メートル<br>77.00    |
| 市道    | 安佐北3区1005号線 | 6.10メートル<br>∟<br>11.65  | メートル<br>139.17   |
| 市道    | 安佐北3区1006号線 | 6.00メートル<br>∟<br>13.09  | メートル<br>129.15   |
| 市道    | 安佐北3区1007号線 | 4.50メートル<br>∟<br>8.66   | メートル<br>36.40    |
| 市道    | 佐伯1区512号線   | 6.00メートル<br>∟<br>113.38 | メートル<br>1,333.26 |
| 市道    | 佐伯1区544号線   | 6.01メートル<br>∟<br>13.40  | メートル<br>190.89   |
| 市道    | 佐伯1区545号線   | 9.00メートル<br>∟<br>17.25  | メートル<br>132.21   |
| 市道    | 佐伯1区546号線   | 6.00メートル<br>∟<br>13.09  | メートル<br>91.33    |
| 市道    | 佐伯1区554号線   | 6.01メートル<br>∟<br>14.11  | メートル<br>83.87    |

|     |                    |                         |                |
|-----|--------------------|-------------------------|----------------|
| 市 道 | 佐伯 1 区 5<br>5 5 号線 | 6.00 メートル<br>＼<br>14.11 | メートル<br>268.67 |
| 市 道 | 佐伯 1 区 5<br>5 6 号線 | 6.00 メートル<br>＼<br>17.39 | メートル<br>348.76 |
| 市 道 | 佐伯 1 区 5<br>5 7 号線 | 6.00 メートル<br>＼<br>13.53 | メートル<br>47.30  |
| 市 道 | 佐伯 1 区 5<br>5 8 号線 | 6.01 メートル<br>＼<br>14.00 | メートル<br>49.43  |
| 市 道 | 佐伯 3 区 3<br>3 5 号線 | 6.00 メートル<br>＼<br>13.00 | メートル<br>91.62  |

~~~~~  
広島市告示第 5 7 8 号

令和 4 年 1 2 月 1 5 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 4 年 1 2 月 1 5 日から令和 5 年 1 月 4 日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市 道	南 4 区 5 4 6 号線	南区字品海岸三丁目 3 2 8 番地 5 4 0 地先	令和 4 年 1 2 月 1 5 日
		南区字品海岸三丁目 3 2 8 番地 5 4 1 地先	
市 道	西 2 区 2 1 0 号線	西区南観音五丁目 1 4 8 2 番地 1 地先	令和 4 年 1 2 月 1 5 日
		西区南観音五丁目 1 4 8 2 番地 3 地先	
市 道	西 2 区 2 1 1 号線	西区観音新町四丁目 2 8 7 4 番地 1 1 4 地先	令和 4 年 1 2 月 1 5 日
		西区観音新町四丁目 2 8 7 4 番地 2 0 8 地先	
市 道	西 3 区 5 1 1 号線	西区己斐上三丁目 1 5 8 1 番地 1 4 地先	令和 4 年 1 2 月 1 5 日
		西区己斐上三丁目 1 5 8 1 番地 1 1 地先	
市 道	安佐南 1 区 5 2 6 号 線	安佐南区川内一丁目 1 0 4 5 番地 5 地先	令称 4 年 1 2 月 1 5 日
		安佐南区川内一丁目 1 0 4 5 番地 7 地先	
市 道	安佐南 1 区 5 2 7 号 線	安佐南区川内五丁目 1 0 0 7 番地 1 6 地先	令和 4 年 1 2 月 1 5 日
		安佐南区川内五丁目 1 0 0 7 番地 1 5 地先	
市 道	安佐南 2 区 1 1 5 5 号線	安佐南区東野二丁目 6 6 8 番地 1 6 地先	令和 4 年 1 2 月 1 5 日
		安佐南区東野二丁目 6 6 8 番地 1 8 地先	
市 道	安佐北 2 区 1	安佐北区深川三丁目 1 1 2 番地 4 地先	令和 4 年 1 2 月

	1 3 5 号線	安佐北区深川三丁目 1 3 6 番地 4 地先	1 5 日
市 道	安佐北 3 区 1 0 0 5 号線	安佐北区可部南五丁目 1 7 3 6 番地 7 地先	令和 4 年 1 2 月 1 5 日
		安佐北区可部南五丁目 1 6 5 8 番地 4 地先	
市 道	安佐北 3 区 1 0 0 6 号線	安佐北区可部南五丁目 1 7 3 6 番地 9 地先	令和 4 年 1 2 月 1 5 日
		安佐北区可部南五丁目 1 6 5 8 番地 5 地先	
市 道	安佐北 3 区 1 0 0 7 号線	安佐北区亀山三丁目 1 3 3 0 番地 2 地先	令和 4 年 1 2 月 1 5 日
		安佐北区亀山三丁目 1 3 3 0 番地 1 1 地先	
市 道	佐伯 1 区 5 1 2 号線	佐伯区石内北三丁目 5 0 1 4 番地 2 4 地先	令和 4 年 1 2 月 1 5 日
		佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 3 5 地先	
市 道	佐伯 1 区 5 4 4 号線	佐伯区石内北三丁目 1 3 9 2 番地 9 地先	令和 4 年 1 2 月 1 5 日
		佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 1 0 8 地先	
市 道	佐伯 1 区 5 4 5 号線	佐伯区石内北三丁目 5 0 1 1 番地 5 9 地先	令和 4 年 1 2 月 1 5 日
		佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 1 9 0 地先	
市 道	佐伯 1 区 5 4 6 号線	佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 1 8 6 地先	令和 4 年 1 2 月 1 5 日
		佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 1 4 2 地先	
市 道	佐伯 1 区 5 5 4 号線	佐伯区石内北三丁目 5 0 1 1 番地 2 6 地先	令和 4 年 1 2 月 1 5 日
		佐伯区石内北三丁目 5 0 1 1 番地 1 9 地先	
市 道	佐伯 1 区 5 5 5 号線	佐伯区石内北三丁目 5 0 1 1 番地 1 2 3 地先	令和 4 年 1 2 月 1 5 日
		佐伯区石内北三丁目 5 0 1 1 番地 5 0 地先	
市 道	佐伯 1 区 5 5 6 号線	佐伯区石内北三丁目 5 0 1 1 番地 1 0 0 地先	令和 4 年 1 2 月 1 5 日
		佐伯区石内北三丁目 5 0 1 1 番地 1 9 地先	
市 道	佐伯 1 区 5 5 7 号線	佐伯区石内北三丁目 5 0 1 1 番地 7 7 地先	令和 4 年 1 2 月 1 5 日
		佐伯区石内北三丁目 5 0 1 1 番地 7 5 地先	
市 道	佐伯 1 区 5 5 8 号線	佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 2 0 6 地先	令和 4 年 1 2 月 1 5 日
		佐伯区石内北三丁目 5 0 1 0 番地 2 0 3 地先	
市 道	佐伯 3 区 3 3 5 号線	佐伯区三宅三丁目 8 6 0 番 地 6 地先	令和 4 年 1 2 月 1 5 日
		佐伯区三宅三丁目 8 4 3 番 地 1 9 地先	

~~~~~  
**広島市告示第 5 7 9 号**

令和 4 年 1 2 月 1 6 日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 フォレオ広島東
  - (2) 所在地 広島市東区温品一丁目1121番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
 

大和ハウス工業株式会社  
代表取締役 芳井 敬一  
大阪市北区梅田三丁目3番5号
- 3 変更事項
 

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙1のとおり  
(変更後) 別紙2のとおり
- 4 変更年月日
 

別紙1及び別紙2のとおり
- 5 届出年月日
 

令和4年12月16日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間  
令和4年12月16日から令和5年4月16日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
  - (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
 

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限 令和5年4月16日
  - (2) 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

~~~~~  
広島市告示第580号

令和4年12月16日

広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）第16条の7の規定に基づき、旧広島市民球場跡地イベント広場内の園路の呼称を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 新たに呼称を定める施設

旧広島市民球場跡地イベント広場内の園路（施設の位置は別図のとおり）
- 2 新たな呼称

ピースプロムナード
- 3 新たな呼称の使用開始時期

令和5年3月31日

別図 略

~~~~~  
広島市告示第581号

令和4年12月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

医療扶助のための施術者 略

~~~~~  
広島市告示第582号

令和4年12月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日

令和4年12月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式

別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置

下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。
(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
	安佐南区	長束五丁目、伴西四丁目、伴南一丁目、伴南二丁目、伴南三丁目、伴南四丁目、	

汚水及び雨水を排除		伴南五丁目及び大塚西五丁目の各一部	分流
	佐伯区	五日市町大字石内、石内北一丁目、石内北二丁目、石内北三丁目、石内北四丁目、石内北五丁目及び千同三丁目の各一部	
汚水を排除	東区	温品三丁目の一部	
	安佐南区	山本七丁目、伴中央二丁目及び大塚西三丁目の各一部	
	安佐北区	可部町大字桐原、大林二丁目、三入二丁目、可部東五丁目及び安佐町大字久地の各一部	
	安芸区	中野二丁目の一部	
	佐伯区	利松一丁目、千同三丁目、坪井一丁目、三宅二丁目、三宅三丁目及び三宅五丁目の各一部	

広島市告示第 5 8 3 号

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 下水の処理を開始する年月日
令和 4 年 1 2 月 2 0 日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。
(別 紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
安佐南区	長東五丁目、山本七丁目、伴中央二丁目、伴西四丁目、伴南一丁目、伴南二丁目、伴南三丁目、伴南四丁目、伴南五丁目、大塚西三丁目及び大塚西五丁目の各一部	位置：広島市西区扇一丁目 1 番 1 号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐北区	可部町大字桐原、大林二丁目、三入二丁目、可部東五丁目及び安佐町大字久地の各一部	
佐伯区	五日市町大字石内、石内北一丁目、石内北二丁目、石内北三丁目、石内北四丁目、石内北五丁目、利松一丁目、千同三丁目、坪井一丁目、三宅二丁目、三宅三丁目及び三宅五丁目の各一部	

東区	温品三丁目の一部	位置：広島市南区向洋沖町 1 番 1 号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター
安芸区	中野二丁目の一部	

広島市告示第 5 8 4 号

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和 4 7 年広島市条例第 9 6 号）第 2 1 条第 2 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 供用を開始する年月日
令和 4 年 1 2 月 2 0 日
- 2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
沼田町大字吉山の一部	戸山農業集落排水処理施設

広島市告示第 5 8 5 号

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条又は第 1 1 条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

広島市告示第 5 8 6 号

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 藤三向洋店
所在地 広島圏都市計画事業向洋駅周辺青崎土地区画整理事業施行区域内仮換地 7 街区 3 画地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
J R 西日本不動産開発株式会社
代表取締役 藤原 嘉人
大阪市北区中之島二丁目 2 番 7 号
- 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 略
- 4 変更年月日
令和4年6月17日
- 5 届出年月日
令和4年12月22日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和4年12月22日から令和5年4月22日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和5年4月22日
 - (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第587号

令和4年12月22日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジ白島店
所在地 広島市中区白島中町14番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者
J R西日本不動産開発株式会社
代表取締役 藤原 嘉人
大阪市北区中之島二丁目2番7号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 略

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別紙のとおり
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
令和4年6月17日
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別紙のとおり
- 5 届出年月日
令和4年12月22日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和4年12月22日から令和5年4月22日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和5年4月22日
 - (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第588号

令和4年12月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
訪問看護ステーション e l a m a 可部	広島市安佐北区 可部七丁目 1 5 - 4 3	令和 4 年 1 1 月 1 日	令和 1 0 年 1 0 月 3 1 日

~~~~~  
**広島市告示第 5 8 9 号**

令和 4 年 1 2 月 2 3 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

次に掲げる指定医療機関 略

~~~~~  
広島市告示第 5 9 0 号

令和 4 年 1 2 月 2 3 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

医療扶助のための施術者 略

~~~~~  
**広島市告示第 5 9 1 号**

令和 4 年 1 2 月 2 6 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）区域区分を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び該当する区役所の建築課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

- 都市計画の種類  
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）区域区分
- 都市計画を変更した土地の区域  
広島市中区吉島東一丁目の一部  
広島市東区の温品六丁目及び温品町の各一部  
広島市西区の古江上二丁目、観音新町三丁目及び観音新町四丁目の各一部  
広島市安佐南区の伴中央六丁目、大塚西一丁目、相田一丁目

- 及び相田町の各一部
- 広島市安佐北区の三入東一丁目、三入東二丁目、可部東四丁目及び可部町大字上原の各一部
- 広島市安芸区の矢野東六丁目、矢野町及び瀬野南一丁目の各一部
- 広島市佐伯区の五日市港二丁目及び五日市町の各一部並びに五日市港一丁目の全部

**3 縦覧場所**

- 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市都市整備局都市計画課
- 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号  
中区役所建設部建築課
- 広島市東区東蟹屋町 9 番 3 8 号  
東区役所建設部建築課
- 広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号  
西区役所建設部建築課
- 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号  
安佐南区役所農林建設部建築課
- 広島市安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3 号  
安佐北区役所農林建設部建築課
- 広島市安芸区船越南三丁目 4 番 3 6 号  
安芸区役所農林建設部建築課
- 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 2 8 号  
佐伯区役所農林建設部建築課

~~~~~  
広島市告示第 5 9 2 号

令和 4 年 1 2 月 2 6 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）用途地域を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び該当する区役所の建築課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

- 都市計画の種類
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）用途地域
- 都市計画を変更した土地の区域
広島市中区吉島東一丁目の一部
広島市東区の温品六丁目及び温品町の各一部
広島市西区の古江上二丁目、観音新町三丁目及び観音新町四丁目の各一部
広島市安佐南区の伴中央六丁目、大塚西一丁目、相田一丁目及び相田町の各一部
広島市安佐北区の三入東一丁目、三入東二丁目、可部東四丁目及び可部町大字上原の各一部
広島市安芸区の矢野東六丁目、矢野町及び瀬野南一丁目の各

一部

広島市佐伯区の五日市港二丁目及び五日市町の各一部並びに五日市港一丁目の全部

3 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市都市整備局都市計画課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
中区役所建設部建築課
- (3) 広島市東区東蟹屋町9番38号
東区役所建設部建築課
- (4) 広島市西区福島町二丁目2番1号
西区役所建設部建築課
- (5) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
安佐南区役所農林建設部建築課
- (6) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
安佐北区役所農林建設部建築課
- (7) 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
安芸区役所農林建設部建築課
- (8) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
佐伯区役所農林建設部建築課

広島市告示第593号

令和4年12月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）防火地域及び準防火地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び該当する区役所の建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）防火地域及び準防火地域

2 都市計画を変更した土地の区域

広島市中区吉島東一丁目の一部
広島市西区の観音新町三丁目及び観音新町四丁目の各一部
広島市安佐北区の三入東一丁目及び三入東二丁目の各一部

3 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市都市整備局都市計画課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
中区役所建設部建築課
- (3) 広島市西区福島町二丁目2番1号
西区役所建設部建築課
- (4) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
安佐北区役所農林建設部建築課

広島市告示第594号

令和4年12月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項により同法第14条第1項に規定する図書を縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道
広島公共下水道

2 都市計画を変更する土地の区域

広島市中区吉島東一丁目の一部
広島市東区の温品六丁目及び温品町の各一部
広島市西区の古江上二丁目、観音新町三丁目及び観音新町四丁目の各一部
広島市安佐南区の伴中央六丁目、大塚西一丁目、相田一丁目及び相田町の各一部
広島市安佐北区の三入東一丁目、三入東二丁目、可部東四丁目及び可部町大字上原の各一部

広島市安芸区の矢野東六丁目、矢野町及び瀬野南一丁目の各一部

広島市佐伯区の五日市港二丁目及び五日市町の各一部並びに五日市港一丁目の全部

3 図書の縦覧場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市都市整備局都市計画課

広島市告示第595号

令和4年12月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び安佐南区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画

2 名称、位置及び区域

名称	位置及び区域
西風新都伴中央平木地区地区計画（変更）	広島市安佐南区の伴中央六丁目及び大塚西一丁目の各一部

3 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市都市整備局都市計画課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号
安佐南区役所農林建設部建築課

広島市告示第 5 9 6 号

令和 4 年 1 2 月 2 6 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び佐伯区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

1 都市計画の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画

2 名称、位置及び区域

名称	位置及び区域
広島港五日市地区 地区計画（変更）	広島市佐伯区の五日市港一丁目及び五日市港二丁目の各一部

3 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市都市整備局都市計画課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 2 8 号
佐伯区役所農林建設部建築課

広島市告示第 5 9 7 号

令和 4 年 1 2 月 2 6 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 5 2 条第 1 項第 8 号、第 5 3 条第 1 項第 6 号、第 5 6 条第 1 項第 2 号ニ及び別表第 3 の 5 の項（に）の欄の規定に基づき、広島圏都市計画区域内の用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物について、容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの限度を変更したので告示します。

なお、この関係図書は広島市都市整備局指導部建築指導課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

第 5 2 条第 1 項第 8 号の規定に基づき定める区域	第 5 2 条第 1 項第 8 号の規定に基づき定める数値
1 市街化調整区域のうち 2 の項から 5 の項までに掲げる区域を除く区域	1 0 分の 1 0
2 平成 1 6 年広島市告示第 2 1 2 号（以下「旧告示」という。）の施行の際、次の各号のいずれかに該当する区	

域 (1) 旧告示の施行の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の敷地の区域で容積率が 1 0 分の 1 0 を超えている区域 (2) 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 4 1 条第 1 項の規定に基づき容積率が 1 0 分の 1 0 を超え 1 0 分の 2 0 以下と定められている区域	1 0 分の 2 0
3 旧告示の施行の際、都市計画法第 4 1 条第 1 項の規定に基づき容積率が 1 0 分の 2 0 を超え 1 0 分の 3 0 以下と定められている区域	1 0 分の 3 0
4 旧告示の施行の際、都市計画法第 4 1 条第 1 項の規定に基づき容積率が 1 0 分の 3 0 を超えて定められている区域	1 0 分の 4 0
5 都市計画法第 1 2 条の 4 第 1 項の規定に基づく地区計画の区域（別図 2 の A 並びに別図 3 の B 並びに別図 4 の C 及び D 並びに別図 5 の E 並びに別図 6 の F 並びに別図 7 の G の部分に限る。）内において、同法第 1 2 条の 5 第 7 項の規定に基づき容積率を 1 0 分の 2 0 と定める区域	1 0 分の 2 0

第 5 3 条第 1 項第 6 号の規定に基づき定める区域	第 5 3 条第 1 項第 6 号の規定に基づき定める数値
1 市街化調整区域のうち 2 の項から 5 の項に掲げる区域を除く区域	1 0 分の 5
2 旧告示の施行の際、次の各号のいずれかに該当する区域 (1) 旧告示施行の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の敷地の区域で建蔽率が 1 0 分の 5 を超えている区域 (2) 都市計画法第 4 1 条第 1 項の規定に基づき建蔽率が 1 0 分の 5 を超え 1 0 分の 6 以下と定められている区域	1 0 分の 6
3 旧告示の施行の際、都市計画法第 4 1 条第 1 項の規定に基づき建蔽率が 1 0 分の 6 を超えて定められている区域	1 0 分の 7
4 都市計画法第 1 2 条の 4 第 1 項の規定に基づく地区計画の区域（別図 3 の B 並びに別図 4 の D 並びに別図 5 の E 並びに別図 6 の F 並びに別図 7 の G の部分に限る。）内において、同法第 1 2 条の 5 第 7 項の規定に基づき建蔽率を 1 0 分の 6 と定める区域	1 0 分の 6
5 都市計画法第 1 2 条の 4 第 1 項の規定に基づく地区計画の区域（別図 2 の A 及び別図 4 の C の部分に限る。）内において、同法第 1 2 条の 5 第 7 項の規定に基づき建蔽率を 1 0 分の 7 と定める区域	1 0 分の 7

第 5 6 条第 1 項第 2 号ニの規定に基づき定める区域	第 5 6 条第 1 項第 2 号ニの規定に基づき定める数値
--------------------------------	--------------------------------

1 市街化調整区域のうち2の項及び3の項に掲げる区域を除く区域	1.25
2 旧告示の施行の際、都市計画法第41条第1項の規定に基づき建築物の各部分の高さの制限について「近隣商業地域に準ずる」又は「商業地域に準ずる」と定められている区域	2.5
3 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域（別図2のA並びに別図3のB並びに別図4のCの部分に限る。）内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき、建築物の高さの最高限度について「隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに2.5を乗じて得たもの」と定める区域	2.5

法別表第3の5の項（に）の欄の規定に基づき定める区域	法別表第3の5の項（に）の欄の規定に基づき定める数値
1 市街化調整区域のうち2の項及び3の項に掲げる区域を除く区域	1.25
2 旧告示の施行の際、都市計画法第41条第1項の規定に基づき建築物の各部分の高さの制限について「近隣商業地域に準ずる」又は「商業地域に準ずる」と定められている区域	1.5
3 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域（別図2のA並びに別図3のB並びに別図4のCの部分に限る。）内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき、建築物の高さの最高限度について「前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.5を乗じて得たもの」と定める区域	1.5

別図1から別図7まで 略

広島市告示第598号

令和4年12月26日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

1 休止する駐車場及び期間

駐車場名	区画数	休止する期間
広島市市営富士見第六駐車場	15区画	令和5年1月21日（土）午前零時から 同年3月31日（金）午後5時まで

2 休止する理由

道路環境整備工事にあたり、当該駐車場が必要なため。

広島市告示第599号

令和4年12月27日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があった

ので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン安古市

(2) 所在地 広島市安佐南区高取北一丁目13番

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明

広島市東区二葉の里三丁目3番1号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙1のとおり

(変更後) 別紙2のとおり

4 変更年月日

別紙1及び別紙2のとおり

5 届出年月日

令和4年12月23日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号

広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和4年12月27日から令和5年4月27日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和5年4月27日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

広島市告示第600号

令和4年12月27日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1

項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ゆめタウンみゆき
 - (2) 所在地 広島市南区宇品西六丁目 1 3 6 9 番
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社イズミ
代表取締役社長 山西 泰明
広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙 1 のとおり
(変更後) 別紙 2 のとおり
- 4 変更年月日
別紙 1 及び別紙 2 のとおり
- 5 届出年月日
令和 4 年 1 2 月 2 3 日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号
広島市南区役所市民部政調課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和 4 年 1 2 月 2 7 日から令和 5 年 4 月 2 7 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和 5 年 4 月 2 7 日
 - (2) 提出先
〒 7 3 0 - 8 5 8 6
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 1 及び別紙 2 略

~~~~~  
広島市告示第 6 0 1 号  
令和 4 年 1 2 月 2 7 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 ゆめマート己斐
  - (2) 所在地 広島市西区己斐本町一丁目 1 0 - 3 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
和田ビル株式会社  
代表取締役 和田 秀樹  
広島市中区中町 1 0 番 8 - 1 6 0 1 号
- 3 変更事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 略
- 4 変更年月日  
令和 4 年 3 月 3 1 日
- 5 届出年月日  
令和 4 年 1 2 月 2 3 日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号  
広島市西区役所市民部政調課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間  
令和 4 年 1 2 月 2 7 日から令和 5 年 4 月 2 7 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）に規定する休日を除く。
  - (2) 縦覧のできる時間帯  
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 8 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限 令和 5 年 4 月 2 7 日
  - (2) 提出先  
〒 7 3 0 - 8 5 8 6  
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
広島市告示第 6 0 2 号

令和 4 年 1 2 月 2 7 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があった

ので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ユアーズ楠木店
 - (2) 所在地 広島市西区楠木町四丁目23番20ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者

昭和染工株式会社
代表取締役 飯田 久見子
広島市西区楠木町四丁目1番16号
- 3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 略
- 4 変更年月日

平成31年4月24日
- 5 届出年月日

令和4年12月23日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間

令和4年12月27日から令和5年4月27日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和5年4月27日
 - (2) 提出先

〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第603号
令和4年12月27日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市吉島老人いこいの家の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市老人いこいの家条例（昭和48年広島市条例第100号）第14条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設

広島市吉島老人いこいの家
- 2 指定の相手方

東京都豊島区東池袋一丁目44番3号
特定非営利活動法人ワーカーズコープ
- 3 指定の期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

広島市告示第604号
令和4年12月28日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第605号
令和4年12月28日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第606号
令和4年12月28日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項又は第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号又は第115条の20第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第607号
令和4年12月28日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第 6 0 8 号

令和 4 年 1 2 月 2 8 日

広島市市税条例（昭和 2 9 年広島市条例第 2 5 号）第 3 4 条の 6 第 1 項第 3 号の寄附金として、次の者に対する寄附金を指定したので、同条第 5 項の規定により告示する。

令和 4 年 1 月 1 日以降に支出された当該寄附金について、広島市市税条例第 3 4 条の 6 第 1 項第 3 号の規定を適用する。

広島市長 松 井 一 實

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地
学校法人鶴学園	広島市佐伯区三宅二丁目 1 番 1 号

広島市告示（中区）第 1 3 0 号

令和 4 年 1 2 月 2 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第 1 3 1 号

令和 4 年 1 2 月 9 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和 4 年 1 2 月 5 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

広島市告示（中区）第 1 3 2 号

令和 4 年 1 2 月 9 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第 1 3 3 号

令和 4 年 1 2 月 1 3 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 4 条の 4 第 4 項の規定に基づき、中区役所市民部地域起こし推進課長の区物品出納員事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委任を受けた区物品分任出納員
広島市吉島東児童館 児童館指導員 徳山 聖子
- 2 委任させた事務
吉島東児童館における物品の出納保管に関する事務
- 3 委任年月日
令和 4 年 1 1 月 9 日
- 4 委任期間
令和 4 年 1 1 月 9 日から職務復帰の日まで

広島市告示（中区）第 1 3 4 号

令和 4 年 1 2 月 1 6 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第 1 3 5 号

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 4 条の 4 第 4 項の規定に基づき、中区役所市民部地域起こし推進課長の区物品出納員事務の一部の委任を解除しましたので告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委任解除を受けた区物品分任出納員
広島市吉島東児童館 児童館指導員 徳山 聖子
- 2 委任解除した事務
吉島東児童館における物品の出納保管に関する事務
- 3 解除年月日
令和 4 年 1 2 月 2 1 日

広島市告示（中区）第 1 3 6 号

令和 4 年 1 2 月 2 3 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和 4 年 1 2 月 1 7 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第137号**

令和4年12月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第138号

令和4年12月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（東区）第91号**

令和4年12月1日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第10号
- 2 指定年月日 令和4年12月1日
- 3 道路の位置 広島市東区牛田東一丁目の210番の一部、211番1の一部、211番4の一部、211番5の一部、211番6の一部、211番7の一部及び211番8の一部
- 4 幅員 4.00メートル
- 5 延長 39.14メートル

~~~~~  
広島市告示（東区）第92号

令和4年12月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第155号**

令和4年12月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

~~~~~  
広島市告示（南区）第156号

令和4年12月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第157号**

令和4年12月5日

天神川駅南駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和4年12月2日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

~~~~~  
広島市告示（南区）第158号

令和4年12月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第159号**

令和4年12月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（南区）第 160 号

令和 4 年 1 月 28 日

広島駅南口第三B駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和 4 年 1 月 27 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（南区）第 161 号

令和 4 年 1 月 22 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（南区）第 162 号

令和 4 年 1 月 13 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（南区）第 163 号

令和 4 年 1 月 15 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（南区）第 164 号

令和 4 年 1 月 16 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 4 第 4 項の規定に基づき、南区役所市民部市民課区出納員事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

南区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

日直員 矢野 秀樹 係長 野崎 淳子

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 日直員 | 八倉 淑恵 | 主 査 | 渡辺 明美  |
| 日直員 | 星島 環  | 主 査 | 熊谷 裕美子 |
| 日直員 | 渡辺 美幸 | 主 事 | 柘磨 慎吾  |
|     |       | 主 事 | 藤川 薫   |

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和 32 年広島市条例第 20 号）第 2 条第 9 号、第 14 号及び第 16 号に規定する手数料の収納（区役所時間外窓口の収納に限る）

3 委任年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 委任期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

広島市告示（南区）第 165 号

令和 4 年 1 月 16 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 4 第 4 項の規定に基づき、南区役所市民部市民課区出納員事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

南区役所市民部区政調整課（青崎連絡所）

|      |        |     |        |
|------|--------|-----|--------|
| 主 任  | 信部 佳代子 | 主 事 | 小田 康二  |
| 主 任  | 岩本 登志子 | 主 事 | 細川 尚吾  |
| 課長補佐 | 原田 和之  | 主 事 | 三登 えりか |
| 主 査  | 矢野 宏明  | 主 事 | 松浦 良   |
| 主 査  | 佐々木 慧  | 主 事 | 河原 治歩子 |
|      |        | 主 事 | 土橋 佳歩  |

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和 32 年広島市条例第 20 号）第 2 条第 1 号、第 3 号、第 9 号、第 10 号、第 14 号及び第 16 号に規定する手数料の収納

3 委任年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 委任期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

広島市告示（南区）第 166 号

令和 4 年 1 月 19 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（南区）第 167 号

令和 4 年 1 月 19 日

広島駅南口第三A駐輪場及び広島駅南口第五駐輪場に、長期間

駐車されていた下記の自転車等については、令和4年12月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第168号

令和4年12月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第169号

令和4年12月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第170号

令和4年12月26日

稲荷町A駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和4年12月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(西区)第106号

令和4年12月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第107号

令和4年12月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により

別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第108号

令和4年12月8日

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)及び道路法(昭和27年法律第180号)に基づく道路を、次のとおり、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による道路として指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第20号
2 指定年月日 令和4年12月8日
3 道路の種類及び路線名
広島市道 西3区109号線
土地区画整理法による新設の道路 特4-1
4 道路の位置
広島市道 西3区109号線
起点 広島市西区己斐本町一丁目352-8
終点 広島市西区己斐本町一丁目337-8
延長 86.4メートル
幅員 6.0メートル
土地区画整理法による新設の道路 特4-1
起点 広島市西区己斐本町一丁目323-17
終点 広島市西区己斐本町一丁目323-17
延長 66.1メートル
幅員 4.0メートル

広島市告示(西区)第109号

令和4年12月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第110号

令和4年12月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により

別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第111号

令和4年12月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第112号

令和4年12年28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(安佐南区)第112号

令和4年12月5日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第22号
- 2 指定年月日 令和4年12月5日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区長東西三丁目の1805番1の一部、1805番3の一部、1856番1の一部、1856番2の一部、1856番6の一部、1857番1の一部、1857番15の一部及び1857番16の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル  
延長 55.79メートル

広島市告示(安佐南区)第113号

令和4年12月12日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

て一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第23号
- 2 指定年月日 令和4年12月12日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区長東西二丁目46番105の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル  
延長 36.80メートル

広島市告示(安佐南区)第114号

令和4年12月13日

長期間駐車されていた自転車等については、令和4年12月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐南区)第115号

令和4年12月14日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和4年12月14日から令和4年12月28日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等        | 所在(起点及び終点)                |
|----|-----|-------------|---------------------------|
| 里道 | 旧   | 安佐南3区535号里道 | 山本八丁目1487番1地先から1481番5地先まで |
|    | 新   |             | 山本八丁目1487番1地先から1481番5地先まで |

広島市告示(安佐南区)第116号

令和4年12月14日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、令和4年12月14日から同年12月28日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等        | 所在(起点及び終点)                             |
|----|-------------|----------------------------------------|
| 里道 | 安佐南2区524号里道 | 安佐南区安東二丁目1762番1地先から安佐南区安東二丁目1762番1地先まで |
|    | K3-E2-ヤ-    | 安佐南区安東二丁目1762番1                        |

|    |                |                            |
|----|----------------|----------------------------|
| 水路 | 12-4-58号<br>水路 | 地先から安佐南区安東二丁目17<br>6番1地先まで |
|----|----------------|----------------------------|

広島市告示（安佐南区）第117号

令和4年12月27日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年12月27日から令和5年1月10日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                   | 新旧別 | 幅員(m)             | 延長(m) |
|-------|------------|----------------------------------------|-----|-------------------|-------|
| 市道    | 安佐南3区長東八木線 | 安佐南区祇園五丁目848番地5地先から安佐南区祇園五丁目696番地5地先まで | 旧   | 19.6<br>～<br>22.0 | 332.0 |
|       |            |                                        | 新   | 24.3<br>～<br>27.3 | 332.0 |

広島市告示（安佐南区）第118号

令和4年12月27日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年12月27日から令和5年1月10日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                    | 供用開始の期日    |
|-------|------------|-----------------------------------------|------------|
| 市道    | 安佐南3区長東八木線 | 安佐南区祇園四丁目1101番地1地先から安佐南区祇園五丁目696番地5地先まで | 令和4年12月27日 |

広島市告示（安佐南区）第119号

令和4年12月28日

長期間駐車されていた自転車等については、令和4年12月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安佐北区）第150号

令和4年12月2日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5

号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1. 指定番号 第9号
2. 指定年月日 令和4年12月2日
3. 道路の位置 広島市安佐北区深川七丁目の1131番の一部、1133番9の一部、1134番の一部及び1131番地先里道
4. 幅員及び延長 幅員 6.00メートル  
延長 54.30メートル

広島市告示（安佐北区）第151号

令和4年12月20日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、令和4年12月20日から令和5年1月9日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等                        | 所在（起点及び終点）                     |
|----|-----------------------------|--------------------------------|
| 水路 | K4-F4-G<br>笹ヶ埵-124-<br>2号水路 | 安佐町鈴張11983番2地先から同所11983番2地先まで  |
| 水路 | K4-F4-G<br>笹ヶ埵-124-<br>3号水路 | 安佐町鈴張11983番13地先から同所11983番5地先まで |

広島市告示（安佐北区）第152号

令和4年12月28日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和4年12月28日から令和5年1月17日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等         | 所在（起点及び終点）                      |
|----|-----|--------------|---------------------------------|
| 里道 | 旧   | 安佐北3区1272号里道 | 安佐北区亀山五丁目2285番地先から同所2278番地先まで   |
|    | 新   | 安佐北3区1272号里道 | 安佐北区亀山五丁目2285番4地先から同所2279番7地先まで |

広島市告示（安佐北区）第153号

令和4年12月28日

次のとおり市街化区域内の水路の指定を変更します。

その関係図面は、令和4年12月28日から令和5年1月17日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等              | 所在（起点及び終点）                      |
|----|-----|-------------------|---------------------------------|
| 水路 | 旧   | K3-F3-R片山-47-7号水路 | 安佐北区亀山五丁目2285番地先から同所2278番地先まで   |
|    | 新   | K3-F3-R片山-47-7号水路 | 安佐北区亀山五丁目2285番4地先から同所2279番7地先まで |

広島市告示（安佐北区）第154号

令和4年12月28日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、令和4年12月28日から令和5年1月17日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 区分 | 路線名等         | 所在（起点及び終点）                      |
|----|--------------|---------------------------------|
| 里道 | 安佐北3区4497号里道 | 安佐北区亀山五丁目2278番2地先から同所2278番2地先まで |
| 里道 | 安佐北3区4498号里道 | 安佐北区亀山五丁目2279番6地先から同所2279番6地先まで |

広島市告示（安佐北区）第155号

令和4年12月28日

次のとおり市街化区域内の水路を指定します。

その関係図面は、令和4年12月28日から令和5年1月17日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 区分 | 路線名等               | 所在（起点及び終点）                      |
|----|--------------------|---------------------------------|
| 水路 | K3-F3-R片山-47-52号水路 | 安佐北区亀山五丁目2278番2地先から同所2278番2地先まで |

広島市告示（安芸区）第103号

令和4年12月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（安芸区）第104号

令和4年12月7日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第105号

令和4年12月7日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第127号

令和4年12月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第128号

令和4年12月6日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図書は、令和4年12月6日から同年12月20日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 種類 | 路線名等       | 所在（起点及び終点）                                  |
|----|------------|---------------------------------------------|
| 里道 | 佐伯4区159号里道 | 佐伯区五日市中央四丁目1576番地先から佐伯区五日市中央四丁目1576番地先まで    |
| 里道 | 佐伯4区160号里道 | 佐伯区五日市中央四丁目1572番8地先から佐伯区五日市中央四丁目1572番10地先まで |

広島市告示（佐伯区）第129号

令和4年12月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第130号

令和4年12月7日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和4年12月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第131号

令和4年12月12日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図書は、令和4年12月12日から同月26日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 種類 | 路線名等       | 所在（起点及び終点）                         |
|----|------------|------------------------------------|
| 里道 | 佐伯3区342号里道 | 佐伯区千同三丁目1367番1地先から佐伯区千同三丁目416番地先まで |

広島市告示（佐伯区）第132号

令和4年12月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第133号

令和4年12月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第134号

令和4年12月22日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第4号
- 2 指定年月日 令和4年12月22日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区五日市町大字上河内字川原の519番1、519番8及び519番2の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル  
延長 54.01メートル

広島市告示（佐伯区）第135号

令和4年12月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第136号

令和4年12月28日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和4年12月28日から令和5年1月17日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名    | 変更区間                                     | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長        |
|-------|--------|------------------------------------------|-----|---------------------------|--------------|
| 国道    | 一般国道2号 | 佐伯区海老園一丁目293番地14地先から佐伯区海老園一丁目292番地23地先まで | 旧   | メートル<br>11.9<br>～<br>22.8 | メートル<br>31.5 |
|       |        |                                          | 新   | メートル<br>14.1<br>～<br>34.3 | メートル<br>31.5 |

広島市告示（佐伯区）第 1 3 7 号

令和 4 年 1 2 月 2 8 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 4 年 1 2 月 2 8 日から令和 5 年 1 月 1 7 日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 路線の種類 | 路線名      | 供用開始                                                       | 供用開始の期日            |
|-------|----------|------------------------------------------------------------|--------------------|
| 国道    | 一般国道 2 号 | 佐伯区海老園一丁目 2 9 3 番地 1 4 地先から<br>佐伯区海老園一丁目 2 9 2 番地 2 3 地先まで | 令和 4 年 1 2 月 2 8 日 |

区告示

広島市南区告示第 5 号

令和 4 年 1 2 月 2 6 日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により職権で処理をしたので、同条第 4 項の規定により公示する。

広島市南区長 西本 和 弘

記

| 氏名   | 住民票の住所                               | 職権処理の内容 |
|------|--------------------------------------|---------|
| 高橋 誠 | 広島県広島市南区字品西一丁目 4 番 1 8 - 3 0 2 号黒川ビル | 消除      |

選管告示

広島市選挙管理委員会告示第 3 7 号

令和 4 年 1 2 月 1 日

令和 4 年 1 2 月 1 日現在における地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）の規定による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

- 地方自治法第 7 4 条第 1 項（条例の制定又は改廃の請求）及び第 7 5 条第 1 項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第 5 条第 1 項

（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数

1 9, 6 4 3 人

- 地方自治法第 7 6 条第 1 項（議会の解散の請求）、第 8 1 条第 1 項（市長の解職の請求）及び第 8 6 条第 1 項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の 8 0 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

2 2 2, 7 6 7 人

- 地方自治法第 8 0 条第 1 項（議員の解職の請求）及び地方自治法第 8 6 条第 1 項（区選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

中 区 3 8, 4 2 2 人

東 区 3 2, 7 8 5 人

南 区 3 9, 2 4 8 人

西 区 5 1, 7 2 0 人

安佐南区 6 5, 5 2 9 人

安佐北区 3 9, 5 9 4 人

安 芸 区 2 1, 4 1 7 人

佐 伯 区 3 8, 6 6 5 人

- 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第 5 条第 1 5 項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

1 6 3, 6 8 9 人

広島市選挙管理委員会告示第 3 8 号

令和 4 年 1 2 月 2 6 日

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙において、選挙管理委員会が候補者に交付するものうち、次のものに押なつする公印は、印影の印刷により代えるものとします。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

- 公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 4 1 条第 5 項の規定による選挙運動のために使用する自動車又は船舶及び拡声機に取り付ける表示板
- 同法第 1 4 1 条の 2 第 2 項の規定による自動車又は船舶に乗車又は乗船する者が着用する腕章
- 同法第 1 6 4 条の 5 第 2 項の規定による街頭演説のために使用する標旗
- 同法第 1 6 4 条の 7 第 2 項の規定による街頭演説において選挙運動に従事する者が着用する腕章

広島市選挙管理委員会告示第39号

令和4年12月26日

令和5年4月9日執行予定の広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙において、選挙管理委員会が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第201条の8第1項ただし書又は同法第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受けた政党その他の政治団体に交付するもののうち、同法第201条の11第3項の規定による政治活動のために使用する自動車に取り付ける表示板に押なつする公印は、印影の印刷により代えるものとします。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

広島市選挙管理委員会告示第40号

令和4年12月26日

令和5年4月9日執行予定の広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第105条の規定により選挙管理委員会が当選人に付与する当選証書に押なつする公印は、印影の印刷により代えるものとします。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

人事委員会規則

広島市人事委員会規則第11号

令和4年12月15日

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 飯 田 恭 示

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和54年広島市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第7のアの表中、

|    |    |
|----|----|
| 44 | 45 |
| 45 | 45 |
| 45 | 45 |
| 45 | 45 |
| 45 | 46 |
| 45 | 46 |
| 45 | 46 |
| 46 | 47 |
| 46 | 47 |
| 46 | 47 |
| 46 | 48 |
| 46 | 48 |

を に改める。

|    |    |
|----|----|
| 46 | 48 |
| 47 | 48 |
| 47 | 49 |
| 47 | 49 |

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第21号

令和4年12月21日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
教育長 糸 山 隆

- 1 日 時 令和4年12月26日（月） 午前9時
- 2 場 所 中区役所6階教育委員室
- 3 議 題

【公開予定議題】

- (1) 広島市立図書館再整備方針の策定について（報告）
- (2) 食缶による給食提供に関するアンケート調査結果（概要）について（報告）
- (3) 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について（代決報告）
- (4) 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の変更について（議案）

【非公開予定議題】

- (5) 訴訟について（報告）

水道局規程

広島市水道局規程第8号

令和4年12月26日

広島市水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 村 上 裕 之

広島市水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

広島市水道局職員の給与に関する規程（昭和32年広島市水道局規程第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

企 業 職 給 料 表

| 職員<br>の区<br>分              | 職務の級    | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     | 6 級     | 7 級     | 8 級     |
|----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                            | 号 給     | 給料月額    |
| 再任<br>用職<br>員以<br>外の<br>職員 |         | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|                            | 1       | 142,700 | 162,200 | 217,800 | 261,400 | 315,800 | 355,400 | 400,000 | 453,400 |
|                            | 2       | 143,400 | 164,100 | 219,700 | 263,300 | 318,100 | 357,900 | 402,600 | 456,100 |
|                            | 3       | 144,100 | 165,900 | 221,600 | 265,200 | 320,400 | 360,400 | 405,200 | 458,800 |
|                            | 4       | 144,800 | 167,700 | 223,600 | 267,100 | 322,700 | 363,000 | 407,800 | 461,600 |
|                            | 5       | 145,500 | 169,500 | 225,400 | 268,800 | 324,800 | 365,400 | 410,200 | 464,300 |
|                            | 6       | 146,300 | 171,400 | 227,100 | 271,000 | 326,800 | 367,900 | 412,600 | 467,300 |
|                            | 7       | 147,100 | 173,300 | 228,800 | 273,200 | 328,800 | 370,400 | 415,000 | 470,300 |
|                            | 8       | 147,900 | 175,200 | 230,400 | 275,400 | 330,800 | 373,000 | 417,400 | 473,400 |
|                            | 9       | 148,700 | 177,000 | 231,800 | 277,300 | 332,500 | 375,500 | 419,700 | 476,400 |
|                            | 10      | 149,500 | 178,900 | 233,600 | 279,400 | 334,600 | 378,000 | 422,100 | 479,700 |
|                            | 11      | 150,300 | 180,800 | 235,400 | 281,500 | 336,800 | 380,500 | 424,500 | 482,900 |
|                            | 12      | 151,100 | 182,700 | 237,200 | 283,700 | 339,000 | 383,000 | 426,900 | 486,100 |
|                            | 13      | 151,900 | 184,400 | 239,100 | 285,600 | 341,000 | 385,400 | 429,100 | 489,300 |
|                            | 14      | 153,000 | 186,000 | 241,000 | 287,900 | 342,900 | 387,700 | 431,400 | 491,900 |
|                            | 15      | 154,100 | 187,600 | 242,900 | 290,200 | 344,800 | 390,000 | 433,700 | 494,500 |
|                            | 16      | 155,200 | 189,200 | 244,800 | 292,500 | 346,800 | 392,400 | 436,100 | 497,100 |
|                            | 17      | 156,400 | 190,700 | 246,600 | 294,500 | 348,500 | 394,700 | 438,300 | 499,600 |
|                            | 18      | 157,800 | 192,300 | 248,200 | 296,800 | 350,200 | 396,800 | 440,600 | 501,200 |
|                            | 19      | 159,200 | 193,900 | 249,800 | 299,100 | 352,000 | 398,900 | 442,900 | 502,700 |
|                            | 20      | 160,600 | 195,500 | 251,400 | 301,400 | 353,700 | 401,100 | 445,300 | 504,200 |
|                            | 21      | 161,800 | 196,900 | 252,800 | 303,600 | 355,300 | 403,200 | 447,600 | 505,700 |
|                            | 22      | 163,200 | 198,700 | 254,500 | 305,500 | 356,900 | 405,200 | 449,400 | 507,100 |
|                            | 23      | 164,600 | 200,500 | 256,200 | 307,500 | 358,500 | 407,200 | 451,200 | 508,500 |
|                            | 24      | 166,000 | 202,300 | 257,900 | 309,500 | 360,100 | 409,200 | 453,100 | 509,900 |
|                            | 25      | 167,200 | 203,900 | 259,400 | 311,300 | 361,600 | 411,100 | 454,800 | 511,100 |
|                            | 26      | 169,300 | 205,600 | 261,100 | 313,400 | 363,600 | 413,000 | 456,500 | 512,200 |
|                            | 27      | 171,300 | 207,200 | 262,700 | 315,500 | 365,700 | 414,900 | 458,300 | 513,300 |
|                            | 28      | 173,300 | 208,900 | 264,400 | 317,700 | 367,800 | 416,800 | 460,100 | 514,500 |
|                            | 29      | 175,200 | 210,200 | 266,000 | 319,600 | 369,700 | 418,600 | 461,700 | 515,600 |
|                            | 30      | 177,200 | 211,800 | 267,400 | 321,700 | 371,800 | 420,100 | 462,600 | 516,400 |
|                            | 31      | 179,100 | 213,400 | 268,900 | 323,800 | 373,900 | 421,700 | 463,500 | 517,200 |
|                            | 32      | 181,000 | 215,000 | 270,400 | 326,000 | 376,000 | 423,300 | 464,400 | 518,000 |
|                            | 33      | 182,900 | 216,500 | 271,600 | 328,000 | 377,900 | 424,700 | 465,300 | 518,800 |
|                            | 34      | 184,600 | 218,000 | 273,400 | 330,100 | 379,800 | 426,100 | 466,100 | 519,600 |
|                            | 35      | 186,300 | 219,600 | 275,200 | 332,300 | 381,800 | 427,500 | 466,900 | 520,400 |
|                            | 36      | 188,000 | 221,200 | 277,100 | 334,500 | 383,800 | 429,000 | 467,700 | 521,200 |
|                            | 37      | 189,600 | 222,600 | 278,900 | 336,500 | 385,600 | 430,300 | 468,300 | 521,900 |
|                            | 38      | 191,100 | 224,300 | 280,900 | 338,500 | 387,200 | 431,400 | 469,100 | 522,700 |
|                            | 39      | 192,600 | 226,000 | 282,800 | 340,500 | 388,800 | 432,500 | 469,900 | 523,500 |
|                            | 40      | 194,100 | 227,700 | 284,700 | 342,600 | 390,400 | 433,600 | 470,700 | 524,300 |
|                            | 41      | 195,500 | 229,200 | 286,500 | 344,400 | 391,800 | 434,500 | 471,400 | 525,100 |
|                            | 42      | 197,000 | 230,800 | 288,400 | 346,100 | 393,100 | 435,300 | 472,200 | 525,900 |
|                            | 43      | 198,500 | 232,400 | 290,300 | 347,900 | 394,400 | 436,100 | 473,000 | 526,700 |
|                            | 44      | 200,000 | 234,000 | 292,300 | 349,700 | 395,700 | 436,900 | 473,800 | 527,500 |
|                            | 45      | 201,300 | 235,500 | 293,900 | 351,200 | 397,000 | 437,600 | 474,600 | 528,300 |
|                            | 46      | 202,800 | 236,900 | 295,800 | 352,700 | 397,900 | 438,500 | 475,300 | 529,100 |
|                            | 47      | 204,300 | 238,300 | 297,700 | 354,200 | 398,900 | 439,400 | 476,000 | 529,900 |
|                            | 48      | 205,800 | 239,700 | 299,600 | 355,800 | 399,900 | 440,400 | 476,700 | 530,700 |
|                            | 49      | 207,400 | 240,900 | 301,300 | 357,200 | 400,700 | 441,300 | 477,500 | 531,500 |
| 50                         | 208,900 | 242,400 | 303,100 | 358,400 | 401,700 | 442,000 | 478,300 | 532,300 |         |

|     |         |         |         |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 51  | 210,400 | 243,900 | 304,900 | 359,700 | 402,700 | 442,700 | 479,100 | 533,100 |
| 52  | 211,900 | 245,400 | 306,800 | 360,900 | 403,700 | 443,500 | 479,900 | 534,000 |
| 53  | 213,300 | 246,700 | 308,300 | 361,800 | 404,500 | 444,200 | 480,500 | 534,500 |
| 54  | 214,600 | 248,300 | 310,100 | 363,100 | 405,300 | 444,900 | 481,200 | 535,300 |
| 55  | 215,900 | 249,900 | 311,900 | 364,500 | 406,200 | 445,600 | 481,900 | 536,100 |
| 56  | 217,200 | 251,500 | 313,800 | 365,800 | 407,000 | 446,300 | 482,600 | 536,900 |
| 57  | 218,500 | 253,000 | 315,400 | 367,000 | 407,600 | 446,900 | 483,300 | 537,700 |
| 58  | 219,700 | 254,800 | 317,100 | 368,100 | 408,300 | 447,600 | 484,000 |         |
| 59  | 220,900 | 256,600 | 318,800 | 369,200 | 409,100 | 448,300 | 484,700 |         |
| 60  | 222,100 | 258,400 | 320,600 | 370,300 | 409,900 | 449,000 | 485,400 |         |
| 61  | 223,000 | 260,000 | 322,200 | 371,300 | 410,500 | 449,500 | 486,100 |         |
| 62  | 224,100 | 261,600 | 323,900 | 372,200 | 411,300 | 450,100 | 486,800 |         |
| 63  | 225,200 | 263,300 | 325,600 | 373,100 | 412,100 | 450,700 | 487,500 |         |
| 64  | 226,300 | 265,000 | 327,300 | 374,000 | 412,800 | 451,300 | 488,200 |         |
| 65  | 227,200 | 266,400 | 328,900 | 374,800 | 413,400 | 451,900 | 488,900 |         |
| 66  | 228,300 | 267,700 | 330,300 | 375,600 | 414,100 | 452,500 | 489,700 |         |
| 67  | 229,400 | 269,000 | 331,700 | 376,400 | 414,800 | 453,100 | 490,500 |         |
| 68  | 230,400 | 270,300 | 333,100 | 377,200 | 415,500 | 453,700 | 491,300 |         |
| 69  | 231,200 | 271,400 | 334,300 | 377,800 | 416,100 | 454,400 | 491,900 |         |
| 70  | 232,200 | 272,700 | 335,500 | 378,700 | 416,900 | 455,100 |         |         |
| 71  | 233,200 | 274,100 | 336,800 | 379,600 | 417,700 | 455,800 |         |         |
| 72  | 234,200 | 275,400 | 338,100 | 380,500 | 418,500 | 456,500 |         |         |
| 73  | 235,000 | 276,500 | 339,100 | 381,200 | 419,100 | 457,100 |         |         |
| 74  | 236,000 | 277,800 | 340,500 | 382,300 | 419,600 | 457,700 |         |         |
| 75  | 237,000 | 279,200 | 342,000 | 383,400 | 420,100 | 458,300 |         |         |
| 76  | 238,000 | 280,600 | 343,500 | 384,500 | 420,700 | 458,900 |         |         |
| 77  | 238,800 | 281,700 | 344,700 | 385,400 | 421,200 | 459,400 |         |         |
| 78  | 239,800 | 283,000 | 346,400 | 386,100 | 421,800 | 460,100 |         |         |
| 79  | 240,800 | 284,200 | 348,100 | 386,900 | 422,400 | 460,800 |         |         |
| 80  | 241,700 | 285,500 | 349,800 | 387,700 | 423,000 | 461,500 |         |         |
| 81  | 242,400 | 286,800 | 351,300 | 388,300 | 423,400 | 462,000 |         |         |
| 82  | 243,500 | 287,900 | 352,800 | 389,100 | 424,000 |         |         |         |
| 83  | 244,600 | 289,100 | 354,200 | 390,000 | 424,600 |         |         |         |
| 84  | 245,700 | 290,300 | 355,700 | 390,900 | 425,200 |         |         |         |
| 85  | 246,600 | 291,200 | 356,900 | 391,600 | 425,800 |         |         |         |
| 86  | 247,400 | 292,300 | 358,100 | 392,300 | 426,400 |         |         |         |
| 87  | 248,200 | 293,500 | 359,400 | 393,000 | 427,000 |         |         |         |
| 88  | 249,000 | 294,700 | 360,700 | 393,700 | 427,600 |         |         |         |
| 89  | 249,700 | 295,700 | 361,800 | 394,200 | 428,100 |         |         |         |
| 90  | 250,400 | 296,700 | 362,600 | 395,000 | 428,600 |         |         |         |
| 91  | 251,100 | 297,700 | 363,400 | 395,800 | 429,100 |         |         |         |
| 92  | 251,800 | 298,700 | 364,200 | 396,600 | 429,700 |         |         |         |
| 93  | 252,300 | 299,400 | 364,800 | 397,200 | 430,200 |         |         |         |
| 94  | 252,800 | 300,300 | 365,500 | 398,000 | 430,800 |         |         |         |
| 95  | 253,300 | 301,200 | 366,200 | 398,800 | 431,400 |         |         |         |
| 96  | 253,800 | 302,100 | 366,900 | 399,600 | 432,000 |         |         |         |
| 97  | 254,200 | 302,900 | 367,400 | 400,500 | 432,500 |         |         |         |
| 98  |         | 303,800 | 368,100 | 401,000 | 433,100 |         |         |         |
| 99  |         | 304,700 | 368,800 | 401,500 | 433,700 |         |         |         |
| 100 |         | 305,600 | 369,500 | 402,000 | 434,300 |         |         |         |
| 101 |         | 306,200 | 370,100 | 402,600 | 434,700 |         |         |         |
| 102 |         | 307,000 | 370,700 | 403,100 | 435,400 |         |         |         |
| 103 |         | 307,900 | 371,300 | 403,600 | 436,100 |         |         |         |
| 104 |         | 308,800 | 371,900 | 404,100 | 436,800 |         |         |         |
| 105 |         | 309,400 | 372,600 | 404,600 | 437,400 |         |         |         |

|       |     |         |         |         |         |         |         |         |         |
|-------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 106 |         | 310,000 | 373,100 | 405,100 |         |         |         |         |
|       | 107 |         | 310,600 | 373,600 | 405,600 |         |         |         |         |
|       | 108 |         | 311,200 | 374,100 | 406,100 |         |         |         |         |
|       | 109 |         | 311,700 | 374,500 | 406,600 |         |         |         |         |
|       | 110 |         | 312,200 | 375,000 | 407,100 |         |         |         |         |
|       | 111 |         | 312,700 | 375,500 | 407,600 |         |         |         |         |
|       | 112 |         | 313,200 | 376,000 | 408,100 |         |         |         |         |
|       | 113 |         | 313,500 | 376,400 | 408,600 |         |         |         |         |
|       | 114 |         | 314,000 | 376,900 | 409,100 |         |         |         |         |
|       | 115 |         | 314,500 | 377,400 | 409,600 |         |         |         |         |
|       | 116 |         | 315,000 | 377,900 | 410,100 |         |         |         |         |
|       | 117 |         | 315,500 | 378,200 | 410,700 |         |         |         |         |
|       | 118 |         | 316,000 | 378,700 | 411,200 |         |         |         |         |
|       | 119 |         | 316,500 | 379,200 | 411,700 |         |         |         |         |
|       | 120 |         | 317,000 | 379,700 | 412,200 |         |         |         |         |
|       | 121 |         | 317,400 | 380,300 | 412,800 |         |         |         |         |
|       | 122 |         |         |         | 413,400 |         |         |         |         |
|       | 123 |         |         |         | 414,000 |         |         |         |         |
|       | 124 |         |         |         | 414,600 |         |         |         |         |
|       | 125 |         |         |         | 415,100 |         |         |         |         |
|       | 126 |         |         |         | 415,700 |         |         |         |         |
|       | 127 |         |         |         | 416,300 |         |         |         |         |
|       | 128 |         |         |         | 416,900 |         |         |         |         |
|       | 129 |         |         |         | 417,300 |         |         |         |         |
| 再任用職員 |     | 214,900 | 231,200 | 247,500 | 271,000 | 287,700 | 327,500 | 373,200 | 420,900 |

備考

- この表は、別表第 2 の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- この表において「再任用職員」とは、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。
- 保健師は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年 3 月 3 0 日広島市条例第 6 2 号）別表第 4 の医療職給料表のウ医療職給料表(3)を準用する。

別表第 2 中「374,000」を「376,000」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の広島市水道局職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- この規程による改正前の広島市水道局職員の給与に関する規程に基づいて令和 4 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

監 査 公 表

広島市監査公表第 5 0 号

令和 4 年 1 2 月 2 1 日

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
同 井 戸 陽 子  
同 山 路 英 男  
同 山 内 正 晃

監査の結果（指摘事項）に対する措置の内容の公表について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該措置の内容を別紙のとおり公表する。

(別紙)

令和 4 年度監査の結果に対する措置の内容の公表  
(教育委員会)

- 1 監査結果公表年月日  
令和4年5月31日（広島市監査公表第23号）
- 2 監査結果に対する措置事項の通知年月日  
令和4年12月14日（広市教総学第112号）
- 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

| 市立高等学校等授業料等の債権管理について<br>(所管課：教育委員会事務局総務部学事課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 の 結 果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>市立の高等学校及び中等教育学校（後期課程）（以下「高等学校等」という。）では、在籍者から徴収する授業料及び受講料（以下「授業料等」という。）が滞納となったときは、規則等に定めるところにより、徴収に係る記録を作成して滞納者に対し納付折衝するなど、適正な債権管理を行わなければならない。</p> <p>これについて、教育委員会では、規則等に従った債権管理が行われていない事例が一部にあったとの定期監査の指摘を令和元年度に受け、授業料等の滞納整理事務に関して、事務手順を整備し、その徹底を図り、併せてその滞納整理事務を内部統制制度のリスクに位置づけその対応策に取り組んできたところである。</p> <p>しかし、この度、一部の高等学校において、授業料の滞納者に対して、この事務手順に定められた催告や納付指導、記録簿の作成などの事務が行われていなかった事例が見受けられた。</p> <p>については、全ての高等学校等において、改めて授業料等に係る債権管理が適正に行われているか確認し、その結果必要な措置を講ずるとともに、教育委員会において、高等学校等に対して、今一度、授業料等の適正な債権管理の徹底を図りたい。</p> | <p>監査の実施を受け、令和4年4月に全ての高等学校等の債権管理状況を確認したところ、一部の学校で同様の事案が見受けられたため、早急に要綱等に従った債権管理事務を行うよう指示し、実施を確認した。</p> <p>このような問題が発生した原因は、詳細な事務手順マニュアルを作成していたにもかかわらず、担当者が手順に沿った債権管理を着実に実施するという意識が低かったことに加えて、管理監督者によるチェック機能が果たされていなかったことである。</p> <p>以上のことを踏まえ、改めて、同年7月の校長会及び事務長会において適正な債権管理事務の徹底について指導し、8月に事務担当者への研修会を実施するとともに、10月には、各高等学校等に対し、滞納整理事務の進捗状況を記録した「授業料等滞納整理記録簿」の提出を求め、全ての高等学校等において債権管理に係る事務が適正に実施されていることを確認した。</p> <p>今後も、毎年度当初に、校長会及び事務長会における指導並びに事務担当者への研修会を実施するとともに、年2回、学校から「授業料等滞納整理記録簿」の提出を求め、教育委員会において実施を確認することとする。</p> <p>こうした取組を通じて、教育委員会と高等学校等が連携して、適正な債権管理に取り組んでいく。</p> |

~~~~~

広島市監査公表第51号
令和4年12月26日

令和4年10月28日付け第990号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、別紙のとおり公表する。

広島市監査委員 政 氏 昭 夫
同 井 戸 陽 子
同 山 路 英 男
同 山 内 正 晃

別 紙

広 監 第 1 5 4 号
令和4年12月26日

請求人
(略)

広島市監査委員 政 氏 昭 夫
同 井 戸 陽 子
同 山 路 英 男

同 山 内 正 晃

**広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について
(通知)**

令和4年10月28日付け第990号で受け付けた広島市職員に関する措置請求（以下「本件措置請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第1 請求の要旨

当初請求書並びに令和4年11月4日及び9日の各日付けで提出された補足意見の記載内容から、請求の要旨は次のとおりと整理できる。

広島市長が行った財産交換に関する措置請求

A 広島商工会議所ビルのテナントに関し転貸借を認めていることは、違法又は不当である。

ア 国の普通財産貸付事務処理要領では、普通財産の転貸を承諾する場合について、「転貸貸付料が国の貸付料を上回らないこと」など、転貸を認めることにより、国にとって

不利な契約にならないことが求められている。

地方公共団体においても、転貸の形式をとっていることが、当該地方公共団体にとって、不利となっていないかは、有効な基準となり得る。

広島市の広島商工会議所ビルに係る収益状況と、広島商工会議所の建物特別会計の収支状況に鑑みれば、広島商工会議所が各テナントから得ている転賃料は、広島市が広島商工会議所から得ている賃料より高いと推察される。本件においては、広島市は各テナントとは、転賃借関係ではなく、直接賃貸借契約を結び賃料を得るべきであり、広島商工会議所に転賃人として利益を上げさせているのは、広島市にとって、不利な契約関係である。よって、広島市から広島商工会議所ビルの賃貸した一部分を、転賃していることを容認していることは、違法又は不当である。

イ 鑑定評価書によれば、広島商工会議所ビルの価値の半分は、当該ビルの収益性にある。だからこそ、同じく駐車場として収益力のある市営基町駐車場と、等価交換できたものである。にもかかわらず、現状では全く利益が上がらない状態で運営していることは、財産の適正な管理を怠るものである。

ウ 賃料の計算書によれば、広島商工会議所に対する賃料は、普通財産（不動産）貸付料算定基準に基づき算定され、テナント転賃部分は基準どおりの額となっている。

広島市財産条例第9条第1項は、「普通財産の交換価額、譲渡価額、貸付料の額及び私権の設定価額は、適正な時価により評定した額をもってしなければならない。」とする。

広島商工会議所ビルに係る鑑定評価書はまさにこの時価を査定したものであり、賃料について、可能貸室賃料収入を「年額223,517,004円」としている。これに対して、市の賃料の計算書によれば減免前家賃として「年額101,256,925円」としている。この差はあまりにも大きく、まさに近傍類似の民間賃貸料等と比較して著しく低い場面に当たるものであり、調整措置を適用すべきである。これを行わず、時価と大きく乖離する貸付料で普通財産の貸付けを行っていることは、広島市財産条例第9条第1項に違反するものである。

どうしても転賃借にしたいと言うのなら、賃料をまさに「時価」といえる転賃料相当額として徴収することが、広島市財産条例第9条第1項の趣旨とも合致する。

Aに関しては、広島市長に対して、現在の違法又は不当な契約関係を、早急に是正し、広島市が各テナントから直接テナント料を請求できる契約関係に是正するよう、請求する。

B 市営基町駐車場の鑑定評価の依頼において、鑑定の条件に、基町相生通地区において第一種市街地再開発事業が予定されていること、これに伴い当該地区を都市再生特別地区とすることが検討されていることが、付加されていないこと

は、違法又は不当であり、その鑑定評価書に基づく価格による財産交換は違法又は不当である。

ア 国土交通省の不動産鑑定評価基準によれば、最有効使用の判定上の留意点として、「価格形成要因は常に変動の過程にあることを踏まえ、特に価格形成に影響を与える地域要因の変動が客観的に予測される場合には、当該変動に伴い対象不動産の使用方法が変化する可能性があることを勘案して最有効使用を判定すること。」と規定する。

イ 令和4年6月議会において、市側の答弁は「再開発事業は、その実施やスケジュールが不確実であり客観的に予測できる場合には該当しないため、10年間、このまま駐車場として、使用して更地化して売却することを想定した」としている。

ウ 令和3年1月1日時点で、広島市が広島商工会議所と財産交換を行うのは、広島商工会議所が、当該市街地再開発事業に地権者として参画するためであり、その交換のために土地と建物の鑑定を依頼しているのである。その前提を鑑定条件から外すことはあり得ないものではないか。

エ 一方、広島市は、「一団地の官公庁施設の変更」については、検討中であるにもかかわらず、鑑定条件として付加しているところである。恣意的に条件を操作しているとの疑念が払しょくし得ない。

オ 令和4年3月3日、基町相生通地区第一種市街地再開発事業は都市計画決定がなされ、これに伴い本事業区域は都市再生特別地区として都市計画決定がなされた。

これにより、当該土地に関する価格形成要因が大きく変化した。

カ こうしたことを鑑定条件に付していないことは、明らかに違法又は不当であり、その鑑定評価書による財産交換もまた、違法又は不当と言わざるを得ない。

Bに関しては、広島市長に対して、早急に市営基町駐車場の土地及び建物の鑑定評価を市街地再開発事業及び都市再生特別地区を条件に付加してやり直し、その差額を広島商工会議所に請求することを求める。

なお、Bに関しては、財産交換という財務会計上の行為から1年3月が経過しているが、以下の理由により正当な理由がある。

本当に価格が正当であったかについては、議会においても議論がなされていたことは、承知していたが、強く疑問に感じるようになった時点は、鑑定評価を行った際には市街地再開発事業は不確実なものと答弁した、令和4年6月である。

この時点から、本格的に調査を始め、この時間（約4月）を要したものである。

（事実を証する事実証明書として次の書類が提出されているが、添付を省略する。）

【事実証明書1】令和3年度当初予算説明資料

- 【事実証明書2】広島商工会議所ビルに係る不動産鑑定評価書（市長宛て部分）
- 【事実証明書3】市営基町駐車場に係る鑑定評価書（市長宛て部分）
- 【事実証明書4】広島市財産評価委員会からの報告
- 【事実証明書5】市営基町駐車場に係る鑑定評価依頼書
- 【事実証明書6】市営基町駐車場に係る鑑定評価書（収益価格部分）
- 【事実証明書7】広島商工会議所ビルに係る鑑定評価依頼書
- 【事実証明書8】広島商工会議所ビルに係る鑑定評価書（収益価格部分）
- 【事実証明書9】令和3年度広島商工会議所収支決算報告
- 【事実証明書10】広島市普通財産（不動産）貸付事務処理方針
- 【事実証明書11】無償貸付契約書書式
- 【事実証明書12】普通財産貸付事務処理要領（国）
- 【事実証明書13】財産交換の仮契約に係る裁決書
- 【事実証明書14】不動産鑑定評価基準（国）
- 【事実証明書15】令和4年6月議会の市都市整備局長の答弁
- 【事実証明書16】基町相生通地区第一種市街地再開発事業の広島県の発表資料
- 【事実証明書17】容積率増加による土地価格の上昇についての、不動産鑑定士の見解（ネット情報）
- 【事実証明書18】定期建物賃貸借契約書
- 【事実証明書19】建物貸付料計算書
- 【事実証明書20】公文書不存在通知書
- 【事実証明書21】普通財産（不動産）貸付料算定基準

第2 請求の受理

本件措置請求のうち、請求事項A（転貸借に係る部分）については適法な請求と認めるとともに、請求事項B（財産交換に係る部分）については監査請求期間経過後の請求につき正当な理由の有無を監査の過程において確認する必要があると認め、令和4年11月11日に、同年10月28日付けでこれを受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

これを受けて、請求人は次のとおり、書類を提出するとともに当該書類に沿って陳述を行った。

(1) 証拠の提出

ア 提出日

令和4年11月15日

イ 提出された証拠

「広島市長の財産交換に係る措置要求書の補足説明（まとめ）」

（添付を省略する。）

(2) 陳述

ア 陳述日

令和4年11月24日

イ 主な内容

- ・ 広島商工会議所ビルについて、広島商工会議所は、広島市に対し賃料を支払っているが、それを上回る額の管理委託料が広島市から支払われている。
- 一方、基町駐車場の方は、所有者である広島商工会議所が駐車場使用料を徴収し、こちらも利益を上げており、交換した財産から生ずる利益は全て広島商工会議所が得るスキームとなっている。
- ・ 基町駐車場周辺の再開発を鑑定依頼の条件に入れてしまうと、格段に価額が上がるのが想定されたため、鑑定評価を急いだのではないかと。
- ・ この二つの広島商工会議所に有利な条件が合致して初めて、この財産交換は成り立ったのではないかと。

2 広島市長（都市整備局都市機能調整部、道路交通局自転車都市づくり推進課及び財政局管財課）の意見書

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めるとともに、広島市財産条例（昭和39年広島市条例第8号）を所管する観点からの見解等を求めたところ、令和4年11月18日付け広都機第98号により意見書の提出及び同年12月9日付け広都機第104号による補足意見書の提出があった。なお、陳述は行われなかった。

これらの意見書の主な内容は、次のとおりと整理できる。

(1) 本市の意見

請求人の主張には理由がないため、本件措置請求は棄却されるべきである。

(2) 本市の意見の理由

ア 経緯

取得した広島商工会議所ビルについては、市有財産の有効活用の観点からこれを貸し付ける一方で、再開発事業で再開発ビルが完成（令和9年度頃）し、同ビルに広島商工会議所が移転した後は、原爆ドームの背景の景観改善という財産交換の大きな目的を実現するため、速やかに解体することを予定しており、その際全ての賃借人の円滑かつ確実な立退きを担保することを目的に、本市は直接賃貸借契約を交わす広島商工会議所を含む賃借人と定期建物賃貸借契約（貸付期間は令和8年度末まで）を締結している。

イ 市営基町駐車場の鑑定評価の条件について

広島商工会議所ビル及び市営基町駐車場の鑑定評価額は、不動産鑑定士により、令和3年1月1日を価格時点として、その時点で客観的に予測される要因等を反映した評価結果に基づき、本市財産評価委員会の審議を経て決定したものである。

市街地再開発事業を鑑定評価に反映するには、少なく

とも施行認可が必要であるとの不動産鑑定士の認識もあり、この度の鑑定評価の価格時点では、不動産鑑定士が客観的にその実施を予測できる状況では到底なかった。そういう状況にもかかわらず、仮に不動産鑑定士が単なる見込みで織り込んだとすれば、恣意性が介在し客観性、公平性を欠いた鑑定評価になると言わざるを得ない。

一方、市営基町駐車場の敷地は本市が唯一の土地所有者として、その官公庁施設を廃止する方針で取り組んでいたものであり、土地利用制限のある都市計画上の「一団地の官公庁施設」の指定を除外しないまま鑑定評価を行うことは財産の過小評価となり本市にとって不利になることから、この指定がないものとして鑑定評価を行うよう不動産鑑定士に依頼したものである。また、不動産鑑定士の立場からしても、「一団地の官公庁施設」が指定されたままであれば、民間には取得をする者がおらず正常価格を算定することができないことから、指定はないものとして評価する必要があり、唯一の土地所有者たる市の意向は、その指定が除外されることを客観的に予測し得る要因となることであった。

ウ 広島商工会議所ビルのテナントに関し転貸借を認めていることについて

(ア) 貸付料の算定について

本市が財産交換により取得した広島商工会議所ビルは、前記アのとおり、財産交換後、短期間で全ての賃借人に立ち退いてもらう必要がある極めて特殊な不動産である。

こうした特殊な制約のある不動産の貸付料は、一般的に市場よりも相当に低く評価されるものであるが、その参考となる近傍類似事例等が存在せず、また、客観性のある確立された評価手法もないため、広島商工会議所ビルの貸付料の算定に当たっては、本市「普通財産（不動産）の貸付料算定基準」の基準どおり、直近の基準年度の固定資産税評価相当額を用いた額としているのであって、当該貸付料の算定は、「広島市財産条例」及び「普通財産（不動産）の貸付料算定基準」に照らして、何ら違法又は不当な点はない。

(イ) 転貸借について

広島商工会議所ビルの所有権の移転後、通常は借地借家法第 31 条の規定により、賃貸人たる地位が新たな所有者の本市に承継され、改めて賃借人（テナント）との間で契約を締結し直すことなく、普通借家契約という契約形態や貸付料、特約など全て従前と同じ内容の賃貸借契約が承継されることになる。

そうなれば、請求人の主張するように本市が直接各テナントから従前と同額の貸付料を得ることにはなるが、一方で従前の普通借家契約を承継するため、テナントに令和 8 年度末までの立退きを強制する手段がなく、立退きに係る交渉や立退料が発生した場合の費用

は全て本市が負うことになる。

本市としては、令和 8 年度末までに広島商工会議所を含む全てのテナントに立ち退いてもらう必要があると考えており、30 を超えるテナントと本市が短期間のうちに個別に交渉し、期限までの確実な立退きを担保することは困難なため、転貸借という現状の契約形態としたものであり、この転貸借は本市条例等で禁止されているものではない。

請求人の指摘する貸付料と転貸貸付料の差額についても、転貸人が移転交渉及び移転補償を行うという本件契約の特殊性を併せて考えるならば、当該差額に相当する損害は発生していない。

エ 結論

以上のとおり、請求人が主張する内容について、いずれも理由がなく、また本市には何ら損害が発生していないことから、本件措置請求は棄却されるべきである。

3 監査対象事項

(1) 請求事項 A（転貸借に係る部分）について

請求人は、市と広島商工会議所が令和 3 年 6 月 25 日付けで締結した財産交換契約（以下「財産交換契約」という。）に基づく財産交換（以下「財産交換」という。）により市が取得した広島商工会議所ビル（以下「本件ビル」という。）の管理について、令和 3 年 8 月 1 日付けで締結した定期建物賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）に基づき、広島商工会議所による転貸借を認め転貸人として利益を上げさせ、市に利益が上がらない状態としていること、また、仮に転貸借を認めるとしても、時価と大きく乖離する貸付料で広島商工会議所に貸付けを行っていることは、財産の適正な管理を怠るものであると主張しており、これは違法又は不当な財産の管理に当たるものとの主張と解する。

この主張を踏まえ、次の点について監査する。

ア 市が賃貸人たる地位を広島商工会議所に留保したことが及び広島商工会議所に賃貸したことは違法又は不当であるか。

イ 転貸借された部分について、市が算定した貸付料が時価に比べ著しく低額で、貸付けが継続されていることは違法又は不当であるか。

(2) 請求事項 B（財産交換に係る部分）について

請求人は、市営基町駐車場の鑑定評価依頼の条件として、基町相生通地区において第一種市街地再開発事業及び都市再生特別地区に係る都市計画決定が予定されていたことが付されないまま行われた鑑定評価書に基づく価格による財産交換は、違法又は不当であると主張しており、これは財産交換契約が違法又は不当であるとの主張と解する。

この主張を踏まえ、次の点について監査する。

ア 本請求事項が監査請求期間の経過後の請求であることについて、正当な理由があるか否か。

イ 仮に適法な請求であるとしたとき、財産交換契約は違法又は不当であるか。

4 監査の実施内容

請求人から提出された広島市職員措置請求書及び事実を証する書類、請求人の陳述の内容、広島市長から提出された意見書のほか関係書類を確認するとともに、関係職員への聴取を行うなどして監査した。

第4 監査の結果

1 事実の確認

(1) 財産交換に係る財産の概要

ア 本件ビル

市が財産交換により取得した本件ビルは広島市中区基町に所在する鉄骨鉄筋コンクリート造り地下2階付き12階建ての建物であり、床面積延べ1万3,818.45平方メートル、土地は面積1,788.45平方メートルである。

イ 市営基町駐車場

市が財産交換に供した市営基町駐車場は広島市中区基町に所在する鉄筋コンクリート造り地下1階付き7階建ての建物のうち1階から7階までの部分であり、専有部分の床面積延べ1万9,871.51平方メートルのうち1万7,456.08平方メートル、土地は面積4,155.54平方メートルに対する建物の敷地権の割合である。

(2) 本件ビルの取得の経緯等

本件ビルを取得した経緯等を整理すると、次のとおりであると認める。

年月日	内容
平成30.9月	市が広島商工会議所に対し、本件ビルの移転・建替えについて、市営基町駐車場周辺の再開発事業として検討することを提案
令和2.12.11	市が等価交換に係る財産の不動産鑑定評価を不動産鑑定士に依頼
令和3.2.4	市議会都市活性化対策特別委員会において、再開発事業について説明し、財産の鑑定評価、等価交換、貸付料等について答弁
令和3.2.8	令和3年度広島市当初予算案を公表
令和3.3.8	市議会令和3年度予算特別委員会において、等価交換の理由及び内容、不動産鑑定評価の方法等について答弁
令和3.3.18	不動産鑑定士が不動産鑑定評価書を提出
令和3.3.22	市財産評価委員会が市に各財産の評価結果を報告
令和3.3.24	市議会令和3年度予算特別委員会において、財産交換に係る交換差金3,400万円を減じた修正議案を否決し、令和3年度広島市当初予算案原案を議決
令和3.3.25	市議会本会議において、財産交換に係る交換差金3,400万円を減じた修正議案を否決し、令和3年度広島市当初予算案原案を議決

年月日	内容
令和3.3.27	中国新聞が、広島商工会議所議員総会で財産交換が承認された旨を報道（各財産の評価額、交換差金の記載有）
令和3.4.29	中国新聞が、2021年夏頃に財産交換が行われる旨を報道（各財産の評価額、交換差金、仮契約締結予定、財産交換議案の提出予定等の記載有）
令和3.5.25	市・広島商工会議所の間で財産交換仮契約を締結
令和3.6.2	財産交換議案を公表
令和3.6.22	市議会本会議において、賃貸借契約について答弁
令和3.6.25	市議会本会議において、財産交換議案を議決。市・広島商工会議所の間で財産交換契約の締結
同日	市・広島商工会議所の間で財産交換契約に基づく覚書を締結（以後の本件賃貸借契約の締結、転貸借契約の容認、転貸借契約の定期建物賃貸借契約への原則移行、本件賃貸借契約終了時の費用負担区分、所有権移転後の管理業務の委託など）
令和3.7.13	中国新聞が、6月25日の財産交換議案議決を受けた財産交換契約の締結、8月1日の財産交換実施予定について報道（各財産の評価額、交換差金の記載有）
令和3.7.15	ひろしま市民と市政（7月15日号）において、8月1日の財産交換実施について記事掲載
令和3.8.1	市営基町駐車場の用途廃止
同日	財産交換契約に基づく財産交換（所有権移転）を履行
同日	市・広島商工会議所の間で本件賃貸借契約を締結
令和3.9.2	市議会都市活性化対策特別委員会において、再開発事業について説明し、財産交換後の事業の進め方について答弁
令和3.12.10	市議会本会議において、鑑定評価条件の妥当性、鑑定評価書を非公表とした理由等について答弁
令和4.2.15	市議会本会議において、鑑定評価書を開示することとした理由、財産交換の時期の妥当性等について答弁
令和4.6.13	市議会本会議において、鑑定評価における具体的な判断手法等について答弁

注 市議会本会議及び委員会については、市ホームページにおいて当日に生中継又は開催後1週間程度以内に録画等が配信されるとともに、半年から1年以内に議事録が公表されている。

(3) 本件ビルの利用及び管理の状況

ア 広島商工会議所への貸付状況

市は本件ビルのうち、約7,786平方メートルを広島商工会議所に賃貸し、広島商工会議所はこのうち約3,864平方メートルを第三者への転貸部分とし、その余を自己利用している（令和3年8月1日 賃貸借契約時当初）。

イ 広島商工会議所への貸付部分以外の状況

広島商工会議所への貸付部分以外については、市の専有部分又は共用部分であり、市の専有部分について市の事務事業の目的に沿った利用希望があれば、市が直接定期建物賃貸借契約を締結して貸付けを行っており、財産交換後、新たに民間事業者等数団体に貸し付けている。

ウ 本件ビルの管理の状況

市は本件ビルの共用部分等の維持管理については、次の業務を広島商工会議所に委託している。

- ・ 業務内容：来館者等対応業務、鍵等の管理業務、光熱水費・共益費に関する業務、各種損害保険の手続業務、清掃業務、警備業務など

(4) その他請求事項に関する事実

ア 賃貸人たる地位を広島商工会議所に留保する旨及び広島商工会議所に賃貸する旨の合意に関する事実

(ア) 令和3年6月25日付けの財産交換契約の内容

財産交換契約においては、財産交換後の本件ビルの利用等について、別途覚書を締結する旨を取り交わしている。

(イ) 令和3年6月25日付けの覚書の内容

財産交換契約の規定に基づき締結した覚書（以下「覚書」という。）においては、令和3年8月1日から令和9年3月31日までを賃貸借期間とし、本件ビルの一部（広島商工会議所が自己利用する部分及び転貸を予定する部分）を対象として、市と広島商工会議所が定期借家契約を締結する旨について合意すると同時に、広島商工会議所による第三者（以下「テナント」という。）への転貸についても合意している。

また、広島商工会議所は、転貸を予定している部分に従前からのテナントがいる場合は、令和3年8月1日以降の賃貸借継続の意思を確認し、原則として当該テナントと改めて定期借家契約を締結するとともに、令和9年3月31日までにテナントを退去させ、自己利用部分を含めた賃貸借部分を市に返還することとされている。

(ウ) 令和3年8月1日付けの本件賃貸借契約の内容

覚書の規定に基づき締結した本件賃貸借契約においては、令和3年6月25日の財産交換契約成立時において広島商工会議所がテナントとの間で締結している賃貸借契約により貸し付けている部分の賃貸人たる地位を広島商工会議所に留保することに合意するとともに、市は当該貸付部分を当該テナント以外を含むテナントに転貸することを承諾している。

また、貸付期間の満了時には、広島商工会議所の責任において直ちにテナントを退去させるとともに残置物も撤去させた上で賃貸借部分を明け渡すこととするほか、明渡しに際し、広島商工会議所は移転料、立退料、営業廃止の補填その他名目を問わず、市に対し一切請求できない旨が定められている。

(ニ) 以上の方法を採用した市の考え方

このことについて、市長は「取得した本件ビルの有効活用の観点からこれを貸し付ける一方で、再開発ビルに広島商工会議所が移転した後は、原爆ドームの背景の景観改善という財産交換の大きな目的を実現するため、速やかに解体することを予定しており、その際全ての賃借人の円滑かつ確実な立退きを担保することを目的に、本市は直接賃貸借契約を交わす広島商工会議所を含む賃借人と定期建物賃貸借契約を締結している」と説明している（第3の2(2)アのとおり）。

イ 市と広島商工会議所間の本件賃貸借契約に係る貸付料の算定に関する事実

広島商工会議所への貸付けに係る貸付料について、市は、普通財産（不動産）の貸付料算定基準（以下「貸付料算定基準」という。）1(2)の規定により、固定資産税評価相当額に準じた額を建物の評価額の基準とするなどして、これを算定していた。このほか、屋外平面駐車場、屋内設置自動販売機、屋上設置テレビ放送用カメラ及び通信用基地局設備に係る貸付料を貸付料算定基準等により算定していた。

このことについて、市長は「本件ビルは、財産交換後、短期間で全ての賃借人に立ち退いてもらう必要がある極めて特殊な不動産であり、こうした特殊な制約のある不動産の貸付料は、一般的に市場よりも相当に低く評価されるものであるが、その参考となる近傍類似事例等が存在せず、また、客観性のある確立された評価手法もないため、貸付料の算定に当たっては、本市「普通財産（不動産）の貸付料算定基準」の基準どおり、直近の基準年度の固定資産税評価相当額を用いた額としている」と説明（第3の2(2)ウ(ア)のとおり）しており、この点について、監査で確認したところ、市長は、不動産鑑定士からあらかじめ意見を聴取し、同様の見解を得ていた。

また、市は、転貸借部分を除き、広島市財産条例第5条の規定により、時価よりも低い価額で貸し付けることとし、具体的には広島市財産事務取扱要領第3の6において準用する同要領第3の2(3)の特別措置の規定を適用し、広島商工会議所の自己利用部分のうち自用の事務室部分について50%、有償で運営される会議室等の部分について30%の減額措置を講じていた。

2 判断

(1) 請求事項A（転貸借に係る部分）について

ア 市が賃貸人たる地位を広島商工会議所に留保したこと及び広島商工会議所に賃貸したことは違法又は不当であるか。

市が財産交換により適法に取得した本件ビルについては、民法（明治29年法律第89号）第605条の2第1項の規定により、その賃貸人たる地位は市に移転され、従前の賃貸人である広島商工会議所が従前のテナン

トから得ていた貸付料の徴収権も移転されることとなる。しかし、同条第2項前段の規定により、譲渡人たる広島商工会議所との間の合意により従前の貸付人である広島商工会議所にその地位を留保することも可能であり、当事者双方がその合意をするか否かは各当事者の合理的な判断に委ねられている。

市長からの意見書によれば、市は、民法第605条の2第1項の規定によることとすれば、従前と同じ内容の賃貸借契約が市に承継され、請求人の主張するように市が直接各テナントから従前と同額の貸付料を得られることを承知していたものと認められる。

しかしながら、市によると、本件ビルを原爆ドームの背景の景観改善という行政目的を実現するため取得したものであるから、令和9年度頃に再開発ビルが完成した後、本件ビルを速やかに解体することを予定しており、解体までの間は市有財産の有効活用の観点からこれを貸し付ける一方で、解体の際には立退きに係る交渉や立退料を市が負うことなく、テナントの円滑かつ確実な立退きを担保することを目的に、市は広島商工会議所と本件賃貸借契約を締結し、貸付人たる地位を広島商工会議所に留保した上で転貸借を認め、テナントの立退きに係る責任や費用負担については広島商工会議所が全面的に負うこととしたものと説明している。

監査で前記1(4)ア(i)の覚書その他の文書を検分したところ、実際にそのような内容が担保されていることが認められた。

以上を踏まえれば、市長は、原爆ドームの背景の景観改善を行政目的として取得した本件ビルについて、その解体までの間の有効活用として貸付けを行うこととする一方で、解体までにテナントの退去を円滑に終えることや、その際の市の負担の軽減を図ることの必要性など諸般の事情を総合的に勘案して、民法第605条の2第2項前段の規定により、市が貸付人たる地位を広島商工会議所に留保する旨及び広島商工会議所に賃貸する旨を広島商工会議所との間で合意したものと認められ、このことについて、当事者の一方の市としての市長の判断に違法又は不当な点があったとは認められない。

イ 転貸借された部分について、市が算定した貸付料が時価に比べ著しく低額で、貸付けが継続されていることは違法又は不当であるか。

地方自治法第237条第2項において、「第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、(中略)適正な対価なくしてこれを(中略)貸し付けてはならない」とされている。

この点について、広島市財産条例第9条第1項では、普通財産の貸付料の額は適正な時価により評定した額とされ、その具体を定めた貸付料算定基準では、原則として、建物の貸付料は当該建物の再調達価額又は固定資産

税評価相当額から算出した額に、当該建物が所在する土地の固定資産税評価相当額を基に算定した土地の貸付料相当額を加算して算出することとされ、例外的に調整措置として、貸付料の額が近傍類似の民間賃貸事例に比較して著しく高額又は低額と認められる場合、その他この基準により算定することが適当でないとする場合は、財政局長の承認を得て貸付料を別に定めることができることとされている。

本件ビルについて、市長は意見書で、財産交換後短期間で全てのテナントに立ち退いてもらう必要がある極めて特殊な不動産であり、こうした制約のある不動産の貸付料は、一般的に市場価値よりも相当に低く評価されるものであるが、その参考となる近傍類似事例等が存在せず、貸付料算定基準の原則により算定したものであり、妥当であるとしている。

監査で前記1(4)ア(i)の覚書その他の文書を検分したところ、テナントを令和9年3月31日までに退去させるべく、広島商工会議所に対しテナントへの意思確認の上改めて定期借家契約を締結することを求めるなどの措置が講じられていることが認められた。

また、前記1(4)イのとおり、市長は不動産鑑定士から意見を聴取していた。

以上を踏まえれば、貸付料算定基準の適用に当たり、調整措置の検討が必要となる「貸付料の額が近傍類似の民間賃貸事例に比較して著しく高額又は低額と認められる場合」には当たらないものとして、原則に従って算定することとした市長の判断に違法又は不当な点があったとは認められない。

ウ 結論

請求事項A(転貸借に係る部分)については、違法又は不当な財産の管理に当たらないと認められる。

(2) 請求事項B(財産交換に係る部分)について

ア 本請求事項が監査請求期間の経過後の請求であることについて正当な理由があるか。

本請求事項については、財産交換契約の締結の日である令和3年6月25日から請求のあった令和4年10月28日までに1年以上経過しているが、正当な理由がある場合には1年を経過していても請求ができることとされている(地方自治法第242条第2項ただし書)。

この正当な理由については、「特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度(監査請求をするに足る程度)に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」(平成14年9月12日最高裁判例)とされている。

監査したところ、市議会での審議や市による広報、報道などの経緯(前記1(2)のとおり)を見る限り、財産交換契約の内容は、随時、本市住民に知れるところとなっ

ており、令和 3 年 6 月 2 5 日の契約締結の前後から 1 年を経過するまでの間において、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為である財産交換契約が締結された事実の存在及び内容を知ることができたというべきである。

よって、令和 4 年 6 月の市議会における市の答弁により強く疑問を感じ調査を開始したため監査請求期間を経過したことにつき正当な理由があるとする請求人の主張は採用できず、財産交換契約の締結の日である令和 3 年 6 月 2 5 日から 1 年を経過してなされた本請求事項については、正当な理由があると認められない。

イ 結論

請求事項 B（財産交換に係る部分）については、不適法な請求であると認められる。したがって、この請求事項については監査は行わない。

3 結論

請求人が行った本件措置請求のうち、請求事項 A（転貸借に係る部分）については、理由がないものであることから請求を棄却し、請求事項 B（財産交換に係る部分）については、不適法な請求であるからこれを却下する。

第 5 意見

本件ビルについては、解体によって景観改善という行政目的を確実に実現するため、市において、広島商工会議所による転貸部分に係る契約の推移やテナントの退去の状況を定期的に把握するとともに、貸付料の変動要素の変化を注視し、必要に応じて適切な措置を講ずるなど、解体までの間、円滑に維持管理・運営することが求められる。

また、他都市では、大規模な公有財産の貸付けの場合におけるその貸付料の決定に際し、慎重かつ専門的な判断を経る手続を設けている例が見られることから、そうした事例を調査するなどして、本市でも制度の改善を検討されたい。